

二帝同盟に加盟し、今や平和保持の目的を以て獨逸、奧地利及ひ伊太利間の中央歐羅巴三國同盟成立せることを以てせり。

然れども吾人は爰に獨逸帝國の初期十年間に於ける、比西馬克の外交政略を論せる一章を終るに當り、公の政略が獨逸に對する世論を一變せしことを証せんが爲め、先づ左の一語を録すへし、こは伊國大臣デブレチスの終焉後、之に代りたるフランツェス・ユクリスピエーが三國同盟を更新し、數日間比公をフリードリッヒスルに訪問せし後、千八百八十七年シュエーリンの宴會に於て公言したりし所なり。氏曰はく、我か時代の歴史は、遂に一人の姓名に壓せられん、予か此の人との私交久しきと共に、予か此の人に對する稱讃も亦久し。然して此の人の政府は巧みに萬事を誘ひて其目的に出でしむ。此目的は或は外觀復雜の虞なきを保せずと雖も、期する所は國家の平和と光榮とに在り。此人は先づ此目的を得んが爲め、次に之を守らんが爲め、勞苦すること前後三年なりき。此人や伊太利の故舊たり、第一時機の朋友たり、不運時

代以來の朋友たり、是彼は千八百五十七年以來カヅール伯が困頓苦難の間に發達せしめたる政略に貢獻したればなり、渠は緘黙を守れり、爾り語らんと欲する所をも黙して發せず、是れ渠は其の語の如何なる抵抗を起すべきかを知りたればなり、且つ獨逸の統一は伊太利の統一を基因せしを以て、伊太利歴史の成功は如何に自己の國家に影響すべきやを知りたればなり。予は爰に隣昔渠と語りし所を述べざるべし。予は唯言はんとす、伊太利政略の不肖に委托せられし以來、既に吾人の間に成立したりし思想感情の吻合は、世局轉變の間に在りて益々繼續確定せられたりと。世人或は主張して曰はく、吾人はフリードリッヒスルに於て陰謀を企てりと。言ふものは之を言ふ可し、以て予及ひ彼の老盟友を煩はすに足らず。爾り世人の曰ふが如く、吾人は洵に陰謀せり、然れども是れ唯平和の爲めのみ、想ふに至善を愛するの人士は皆な吾陰謀に加はらむ。予が耳にせる幾多の記憶すべき言辭も、秘密の命は之を爰に發表するを得ざらしむ。予は唯分袂の際に得たるものの

みを述べん。予が全商議は皆な此の中に含まるれば、予は到底之を黙するに忍びざるなり。渠は曰く「吾人は歐羅巴に一功績を致せり」と。我が國土の爲に予は傲然之を記臆し置くべし。何者、刻下の連合に於けるか如く、伊太利國威の尊敬せられ、其の休戚の保護せられ、而して完全誠實なる和合の得られしことは、古今其の比を見ざればなり」と。

第十三章 比西馬克及び諸黨派「軋轢」

(自千八百七十一年至七十八年)

千八百七十一年乃至七十八年間、帝國宰相普魯西總理大臣比西馬克公爵が、獨逸帝國及び普魯西の内外政策、並に諸立法上に擧げたる功績を評論せんと欲せば、先づ須べらく此の大政治家が其行路に一步を進むる毎に、如何なる艱難苦厄に遭遇せしやを考察すべきなり。比西馬克の所謂「軋轢」に至りては、實に想像だも猶及ばざるもの多し。然れども此等事實が信憑すべき出所を有するの間は、真理の爲め、斷然之を記

與黨及び反對黨

載せざるべからず、恰も是れ比西馬克政策の影響及び其の側面を論ずるものなればなり。

越山黨及び社會民權黨の黨員と、其の「同臭なる」撰擧者とが、最も比西馬克の政策を憤慨し、最も輕躁なる反對をなしたることは、又敢て異ひに足らず。實に此儕が、帝國議會場裡選舉人の面前、或は其の狂想的憎惡に雷同せし新聞雜誌、書籍等に於て、帝國宰相に向けたる人身攻撃の語調は、其無法なる獨逸議會及び新聞史上、未だ類例を見ざる所にして、自ら這般反對黨の身分、意向、及び教育を想見せしむるに足るものあり。又中央黨に密通せる波蘭人、ウエルフ派、及びエルザス、ロートリンダンの佛蘭西兒も、宰相に對して殆んど前者同様の嫌惡、敵意を顯示せり。之に加ふるに、往時のヘッセン選舉國に古撰擧侯の「權利情態」を復興せんと犇めきし彼の度し難き(實は「盲目なる」ヘッセン人士等も亦同斷なりき)。(然りと雖も彼の「權利情態」たる、既に撰擧侯全盛の日に於ては、固より其の暴君的專横に蹂躪せられ、全く其形骸を存せざりしものにして、

此の語の人口に上るに至りしは、斯國の普魯西に合併せられし以後のとなり。此の他、スツットガルト通報のカール・マイエル及び「フランクフルト新聞」のプロブスト・ゾンチマン一流のシューバーベン、フランクフルト等に於ける南獨民黨の盲従者も、亦比西馬克に對せる這般調和し難き憎惡に加入せり。而して獨逸の進歩黨は、千八百六十七年乃至七十年間、北獨逸聯邦に在て、又新帝國の初年に在ては、常に公及び他黨に對して、嚴に批判的の舉動に出でたるも、當時猶諸般の自由的問題、並に國民的事件上、比西馬克を應援したりしが、今や主義及び私交上、帝國宰相を敵視せる一黨派に變したり。代議士オイゲン・リヒテルの如きは、蓋し之に與りて大に力ありき。獨り獨立保守黨の代議士は、連關せる各箇問題上に反對せし者ありしに拘らず、例へばガルドルフが復本位説を迷信して、獨逸の財政制度上に金貨本位の採用を否決せしが如し、概して帝國議會に於ける公の無條件的服従者と認めらるゝを得たり。國民自由黨に就きては、嘗て千八百七十四年の陸軍法案に關する紛議の

國民自由黨

際、比西馬克之を評せしことあり、曰く其の代議士は公の名を以て撰舉せられしも、猶公に反對するに至れりと。然り、國民自由黨は實に一種の比西馬克崇拜黨ならざりき。彼等の宰相に對するや、屢々其の左翼と結びしか、後更に特別の理由よりして公の反對に立つに至れり、但し此くの如くして公の提議を修正し、若くは之を拒絶するあるも、當時遂に國害を醸すに至らざりき。人若し北獨逸同盟の創設より比西馬克の退隱に至る千八百六十七年乃至九十年の二十三年の歲月を通覽せば、此國民自由黨が内治外交に於ける比西馬克の總政策を、最誠實有効(特に最公明)に、否加之數多の撰舉競争に於ては、帝國議會及び國會に於ける各自の位地の障害を顧みずして、能く擁護支持し、且斯くするを以て自黨の政策となしたりし事は、又疑ふべきにあらず。實に此の黨派は知名の論客を有し、委員會にありては、博識精勵の事務家を産し、又幾多の境遇に臨みては、議場の争點を解釋し、調和説の開始終結に與る老練なる斡旋家を出せしものなり。

全く此の反對に出でたるものは、即ち保守黨なり。蓋し此黨派は、千八百七十年乃至七十八年間、政治的運動の裏面に屏れて、利益ある議院的事業の配當を受けしこと極めて鮮少なりき。然り彼黨の多數者は、千八百七十一年より七十六年に至るの間、共同列中より出身して尤も名譽ある辯士となり、且つ如今其偉大なる目的、觀察及び計策に由り、優に其儕輩を壓せる彼の獨逸の大政治家に對して、痛激なる仇敵に變化し來れり。吾人は此の保守黨中より出でたる數多の文書中、説明擁護潤色するに足るべき顯著の活劇を有せり。然れども此等隱語の最終解釋實に特殊自棄的なる保守思想の神秘、又比西馬克に對する愛情、畏敬に拘はらず、公の目的(内外の諸政策に於ける)に永久調和し難き保守的國家觀及び世界觀を明瞭純粹に説明するものは、即ち大元帥軍務大臣、ローン伯爵の備忘録を最とすべし。此書はローンの經歷中、殊に伯が官職を帯び政事上勢力ありし時代の書翰隨筆及び覺書の蒐集なり。第一本書出版者(ローンの子息)の手に成れる特殊の附加は、自ら、本

書が原文の儘引用せる保守的思想の全豹を闡明する力あれども、如斯き効力を有するは、唯吾人の政治界に於ける重要なる進歩と決斷とに關して、編者が斬新なる(寧ろ往々)冠履顛倒の判斷を下せるもののみ。之に反して伯の猶子モリッツ・フォン・ブランケンブルグ、千八百六十七年以降、北獨逸及獨逸帝國議會に於ける保守黨の領袖との文通は、其數極めて多く、皆な甚だ價值あるものなり、是れ殊にブランケンブルグは比公が莫逆の朋友なりしが故なりとす。又ローン及び自餘の保守黨の首領並に比西馬克との間に交換せられし書簡數多ありと雖ども、就中價值あるは維廉帝及びロンドンの親密なる文通なり。吾人は之に依りて深く皇帝の心情を察するを得べし、是れ他なし、ローンは諸大臣中、最主君の思想感情に昵近したりしを以てなり。想ふにローンは實に現代の政事、國民及び宗教的運動の全般に對して、古普魯西保守黨の模範たるべき者と謂ふべし。

「比西馬克内閣」の保守派大臣ローンと保守黨領袖との這般親密なる

消息に憑りて考ふるに、保守黨と比西馬克との不和たる千八百六十六年に起りしものにて、比西馬克が普魯西を獨逸國中に膨脹せしめ、普魯西議院に對し、追加賠償金分配に就き高尙なる要求をなし、以て年余に彌れる普魯西軋轢時代即ち違憲無豫算時代を終結せんと計畫せしに始れり。是れ實に比西馬克が後年嘗て論せし如く、死する能はざるの惡蟲にして、普魯西的老保守黨の肺腑に間斷なき侵蝕を逞うせるものなり。後來此舊瘡は俄然名狀す可からざる苦痛の感を惹起し、ローンも亦之を免るゝ能はざりき。されば氏は千八百七十四年五月二十一日即ち比西馬克と比肩して舌戰に従事する十一年、掛冠以來多くの年處を經過せし後、ルガノよりモリッツ・フォン・ブランケンブルグに書を遣りて曰く(第二卷、六三八頁)

「千八百六十六年の成績、或は寧ろ此の成績と關聯せる、彼の政事上の抵抗を一般に調停せんと欲するの迷想は、吾をして第一の失脚を來さしめ、之が爲め吾人の政畧は最危險なる蹉跌顛覆を招き、千八百七

十年七十一年の雄舉も、遂に之を救濟し難きに至れり。而して之に伴へる酩酊は、健全なる醒覺を妨げたり、如斯くして吾人は蹉跎として、深淵に進行すと。而して之れより先きローンは其の極めて熱心なる最後の辭表を呈出せし後、千八百七十三年十月八日ブランケンブルグに宛て、書して曰へり(第二卷、五九九頁)「比西馬克の絶体的(tout prix)獨逸主義は我普魯西的設計を無効に歸せり、左れを自由黨の狂瀾に對しては、蓋し予は猶彼と共に進まんと欲す、此兩者に對抗せんと欲するは我が勢力の許さざる所なり。予既に無力、航海防禦に堪へざるを知る、唯意志の獨り屈せざるを如何せん」と。

「獨逸國に於ける普魯西の融解、即ち今や正面に出現し來れる比馬西克の國民的政策は、前述の事情に由り、些少の賛成歸依を普魯西の老保守黨に得ること能はず、同黨の最も聰明なる、且最獨逸的なるローンに對してすら猶且つ然り、此政略は、普魯西的設計をして無効に歸せしめ、比西馬克が千八百六十六年の歳末に於て實施したりし偉大なる調和的

政界、即ち各政事的反抗の調停は、此古保守黨中に「第一の失脚を來せり」
との觀念を興へしのみ。而して千八百六十七年より七十四年に至る
比西馬克の一層宏大なる政策は、彼の普魯西軍務の統轄者より、最も危
險なる蹉跌、顛躓及び深淵に向へる跲踉たる進行なりと呼ばれたり。
此の人にして既に然り、況んや自餘黨中の狹量者に於てをや、其先づ怨
望邪推せしこと知るべきなり。是を以て此黨派が千八百六十七年の
帝國議會及び普國々會に於て後方に退き、國民自由黨が之に代はりて
「各政治的反抗の調停を擁して勃興し、政治及び議院場裡に首要なる任
務を演せしとは毫も怪むに足らず。古保守黨は如今更に綿々たる新
憤悶を得たり、伯爵及び比公は自由的潮流に航行し、保守黨亦共に解纜
せざるべからざりき。是れ他なし、千八百六十七年乃至七十四年の間、
聯邦議會時代の爲めに堪へ難き警察令を除き、之をして分裂の憂な
らしめたる、自由的法律が、一朝國王皇帝の名に依りて帝國議會に提出
せられ、比西馬克が之を要求主張せしに及び、保守黨の人士たる者、猶其

國民自由黨

比西馬克と
保守黨比公と保守
黨との不和

の國君に對する情誼上、之に服従せざるを得ざりしに由れり。然りと
雖も如斯き服従は、素保守黨の深く厭ひしものなると、又比西馬克及び
其服従者(保守黨派の間)の罅隙たる、既に千八百六十八年二月中旬衆議
院に於けるハンノーフェル地方資金の討議の際、殆んど破裂を來せしと
は、千八百六十七年乃至七十年のローン、ブランケンブルグ及びベルグ
の間に於ける文通に徴して明亮なり、ローンに宛てし保守黨員の書信
は、當時其報ずる所、皆符節を合せるが如し。

比西馬克の保守黨に臨むや、實に解し難き無禮を以てし、其待遇國民
自由黨の半に如かず。彼は常に公然此儕を威嚇し、無情に類する仲
人の手を借りて斯黨を苦む、而も尙揚言して曰く、此儕の故さらに選
出せられし所以なる諸般の問題に於ては、絶体的に彼に賛同せざる
可からず、然らずんば、彼は自由黨に倚賴し、一種の自由的選舉區制度
を採用せざる可からずと。斯の如くして諸種の耳語者を有するも、
正當の指導者を有せず、自ら進退する所を知らざる憐む可き人民を

強ひて、形式的反對を爲すに至らしむるものなりと(第二卷三六九頁)。當時モリッツ・フォン・ランケンブルグも、亦書をローンに寄せて曰く、「オット(即ち比西馬克)の統制は、貴下の退引後に於ては、何等の反論を寛容せずして、甚だ堪へ難きものとなるべし、然ども地方議院等の一群は、今猶發言するを得ず、曰く、偉大なるザラストロ(按にては比西馬克公を指すなり)は唯海關稅議會の爲めに、此等自由の横笛を吹奏し、且つ密かに悦ぶに、保守的反對は獨逸に對する渠が位置を容易ならしむるを以てす」と。然りと雖ども此の論題に於ては、比西馬克の味方たりしベルグ、ペルシエルの代議士も、同時に書をローンに寄せ、大に比西馬克の公子ユンケル派に親密なる言辭を與へざりしを憤慨し、尙附言して曰く、「然れども予か見を以てすれば、保守黨は兩脚を天に朝して仰臥せり、彼等の多數は其欲する所を知らず、其爲すべき所を爲す能はずと。」(第二卷三七五頁)

比西馬克及び公子派ユンケルか、初めて此く睽離を生じ、其狀漸く不穩なるに

至りしに當り、ローンは廓然として此の釁隙の原因を認め、同時に、將來の調和手段さては比西馬克保守黨の連合手段を案じ得たり。是れ即ち千八百六十八年二月二十五日伯カボルデグラより、フォン・ベルグに答へし所に由りて知るを得べし。

「之を要するに、此の龜裂は終に治するに至らん、蓋し治すべきものなればなり。吾人(大臣)は實際此の黨を措きては、又他の諸黨に倚賴すると能はず。想ふに今や既に軋轢時代にあらざるを以て、斯黨の意見及び事業に至りても、亦往者と異なる所ある可し。(天子自身は從來夙に之を知悉せしと言ふに似たり)。保守的進歩の一黨たれ、而も制動機たるの任を罷めよ、這般の職分は、共和的進歩黨全盛の時代、從つて奸雄突進の恐れある時代に於ては、實際主要必須のものなりしも、今は既に之を株守するの用なし。」(第二卷三七七頁)

尙ほ氏は三月廿五日ルガノより、ブランデンブルグに寄せたる書翰上にも、亦同一思想を敷衍せり。

吾が内外政界の新聞題と共に往者と異なるの新目標は、今や正面に出現せり。されば保守黨員なる雙腕のフリー氏(ファン・アルニム・ヒレンドルフ)の如き、之を解せざる人々に至りては、其器、其教育、到底此の顯著なる進化に協はず、而して其の進化に協はざる所以は、決して正當なる王傳として自持し自讃するの資格とならず。此等の位置よりして、可成丈保守的進歩に移り、這般の事情を了解せんとは、惟ふに一新黨派の職務ならんも、從來比西馬克は之に就き、毫も爲す所なかりき、否其の爲したる所、皆無よりも更に僅少なりしなり。(第二卷三七九頁)

遮莫ローン自身と雖も、書狀を以て此等の當然なる獎勵を與ふるの外、遂に何んの爲す所なかりき、且つ此等の書狀たる、唯親密なる人々に寄するのみと公言せられしものなり。此の書翰の筆者が本件に就きて一層の熟慮を凝すに及びては、二箇の不快なる證明に迫られしならん。「第一、一種の保守的進歩黨の綱領設計草定は、自ら尙は重大なる困

難を來すべし、第二若し斯かる設計にして成功するも、保守黨員自らは制動機の任を拋棄し、保守的進歩の黨派を以て甘ずることなかるべし。

況んやローンの性質自身と雖も、猶共和的燈油の涓滴を欠き、保守的進歩の燈心をして煌々たらしむること能はざる可し。爰に最も注目すべきは、ローンの甥保守黨の首領ブランケンブルグが、千八百六十八年四月二十三日、恰も聯邦公債法律に就き、國民自由黨の初めて比西馬克と軋轢の活劇を演せし時、帝國議會會場より其叔父の勸告に答へて、「國民自由黨と交誼の破裂せしことは、寧ろ此の事件中、最多幸の部分なり」と歡呼せしこととす。然れども此の希望は錯れり、是れ國民自由黨は之を保守黨に比すれば、規模行爲共に大に實際政治的なりしが故なり。於是ブランケンブルグは、更に附言して曰く、保守黨の(比西馬克に對する)不和は、到底排除せらる可きにわらず、唯僅かに減却するを得んのみ」と(第二卷三八四頁)。然して比西馬克が此等不和の好原因を有せ

しことは、ブランケンブルグがローンに寄せたる後日の書翰(即ち千八百六十九年十月八日の書中)に自白せし所の如し、氏は比西馬克に従ひて、長くフアルチンに遊びし後、記して曰はく、公が共同僚(大蔵大臣ハイト、ミューレル、イツツエンプリツ)及保守黨員(彼の嘲罵を加ふるや必ず大人及び不肖を擇む)に對する酷評は、多くは全然正當にして更に怪むに足らざるなりと。然れども黨派の偏見は、猶ほ此等比西馬克の交友を驅りて、事態の真相を誤判せしめしこと、實に左の如きものあり(第二卷四〇八頁以下)。

然れども今若し保守黨員を以て、彼(比西馬克)が批難せる如く、不良なる者たらしむとも、斯黨の援を借ることなくむば、彼安ぞ普魯西をして端正なる姿勢を具へて獨逸國中に膨脹せしむるを得んや、抑も此膨脹たる、正當に解釋すれば、猶ほ實行し得べき善良なる目的なりとす、彼若し獨り自由黨に倚賴して、此の事業を成就せんと欲すと雖も、如斯きは單に共和國に至らしむるの他なきなり。人若し自由黨と

相好らんと欲せば、則ち其の全綱領を聽納せざるを得ざるべし、然して其綱領を問へば、先づ教會學校の破壊なるにあらずや。是を以て自由の方針に依りて獨逸を統一せんと欲せば、一に保守黨員の補佐を藉らざる可からず。此黨は本來補助黨にして獨逸は之れに據りて克服せざるべきものなり、黨人たる者能く此の意を維持、回復せざる可からず。然れども予は懼る、此の如きは未だ獨り準備なきのみならず、現今成立せる諸聯合も、之が爲め遂に瓦解するに至らんかと。ローンの本來比西馬克の「自由時代」に慊焉たらざりしことは、偶々氏か肝膽を吐露して、ブランケンブルグに宛てたる信書中に見ゆる所なり、即ち千八百六十九年十二月四日の書に曰はく、(第二卷四一六頁)比西馬克を中心とせる三頭政府(デルブリュック、カムプハウゼン)は、今や準備せられたりと。千八百七十年正月十六日にも亦(第二卷四一九頁)次きの語あり、曰く、高名なる區制度を喋々せんが爲め、吾人は再び地方議會を召集すべきかと同書又曰はく

左れば比西馬克は國民自由黨に阿諛を呈すべく、其故舊同胞に對しては、又た棄て、省みる所なかるへし。彼は外交的能辯、通常の智慧を以て萬事を博し得べく、且つ群民を制御し得べしと思惟し、保守黨と會すれば保守を談じ、自由黨に遇ふては自由を論ず、加ふるに此等應對の際、君主的豪慢を以て四邊を睥睨し、解し難き迷妄を以て万事を立論し、予をして悚然たらしむるに至れり。彼れは現時と將來とを問はず、如何にしても、*à tout prix* 靜止し居らんと欲す、是れ其手を下さば、工事中の建築たる、忽ち瓦解墜落し、單に世の胡蘆を招くに過ぎざらんことを知ればなり。是れ亦不當の事に非らず、所謂目的に對するの手段と稱せらる。嗚呼此の手段果して彼の爲めに神聖となるか、(目的は手段を神聖にする) (ミは耶穌會の古諺なり)

ブランケンブルクは、是歲正月二十一日を以て答へて曰へり。

「大人の比氏(比西馬克)に關する記述は、又敢て予を驚かすに足らず

保守黨か地方資金を處理するに至りし以來、彼の自ら其過失を匡正

見 保守黨の短

するを欲せざるは、フアルチン旅行以降、予の夙に知りし所也。而して彼は公然獨逸の増殖的聯合を要求し、吾人の愈々自由的ならざる可からざる事を宣言し、更に進みて、各自由的人士にして、官職上、王に咫尺する者は、之か爲め *en face* 漸く保守たるの傾きありと斷言せり。又二月五日の書に曰く、比西馬克に對する保守黨員の反抗は、其勢滔々殆んど之を憤激と呼ぶも可なり。予は未だ嘗て此等反抗者の嚮導たらんと欲せず、又嚮導たらざる可し、然れども予は又彼の喑々不平を鳴らすも、猶ほ意志を屈し、種々の事情より彼れに服従する保守殘黨の指揮者たること能はざるなり。(第二卷四二〇頁)

這般の狀況は、實に戦争破裂に先つ數月前に當り、比西馬克に最も近邁し、誠心彼れに親しみたりし保守黨社會の意向なりとす。千八百七十四年に於けるローンの宣言後、前述二二四頁參觀當時に至る比西馬克の政策は、最も危険なる蹉跌顛躓に罹り、千八百七十七一年の壯舉と雖ども、這理より吾人を救ふ能はざりき。是れ他なし、之れと關聯せ

る酩酊は健全なる覺醒を妨げられればなり。當時健全なる覺醒を享有せりと信せしローンすら、前述ブランケンブルグの手翰に對する返書に記して曰く、政治上余も亦吾人の間保守的反對派中に黨すべし、何んとなれば其本意に戻り、吾か双眼を掩蔽せられて其案内に盲從し、茫として其の行く所を知らざるが如きは、予の忍びざる所なればなり」と。然れども此等の意向は終に匡正せられざりしのみならず、更に一は北獨逸聯邦の自由的憲法、立法を全獨逸帝國に擴充せし事、一は當時既に現出し來りし加特力教會との争闘に依り、却て愈墮落し行くことは瞭々として疑ふ可からず。新皇帝の尊嚴すら、此等の健全なる覺醒者に對しては、唯簸弄嘲笑の題目に過ぎず、神託として餘儀なく服從せられしのみ。此故にローンは千八百七十年十一月十八日ヅエルセイユより其夫人に宛て、左の如く報道したり。

「吾人は當地に於ては、軍事上よりは寧ろ政事上の危機に際せり。安産か、單に流産か、將た其卵中より端然たる帝雛の匍匐し出づ可きか、

誰れか今日之を正確に知ることを得んや」と。次て十二月十七日の書に曰はく、皇帝使節のヅエルセイユに於ける、北獨逸帝國議會の到着は、今や日常の談柄となれり。予は此稱號の増大を歡呼せんか。吁非なり。然れども是れ即ち吾輩の年來追求せし政策の避く可からざる結果にして、今初めて驚愕嘆息すべきものにあらざるべし。我が獨逸史上に於ける此最新進歩の方面の中に於いて、予は傲然として紛ふ所なき神明の指示あるを認む、隨て自負と傲慢とに基ける此他各種の見解は、斷して神明を冒瀆するものなりと信せんと欲す(第二卷五〇八、五一六、五一七頁)。

實にローンの見解に従へば、吾人の最も危険なる蹉跌顛蹟に罹れる政策は、今や更に深淵に進むものなり。ローンの意見を以てすれば、如今獨逸の形勢は、實にルイ十一世時代の佛蘭西と吻合し、フィリップ・ド・ミンの語を用ゆれば、即ち特に先見に走りし一種の亂心に陥れるなり。比西馬克が獨逸帝國憲法新制定に關するブランケンブルグの堂々た

る建議を認めつゝ、猶之を輕々に看過したりしは、殊に與りて實ありとなす。(千八百七十年十一月八日のローンに遣れる書翰第二卷、五〇三頁)即ちブランケンブルグは茲に記して曰はく、

「私に將來の政界を想へば、轉た暗鬱酸鼻の感あり。(千八百七十年十一月、今や克復せしストラスブルグより歸り來りしブランケンブルグの語る所猶ほ斯の如し)予は伯林に於て(大臣イツツェンブリッツ、オインブルグ、ワーゲネル)十字新聞のワーゲネル及び獨立保守黨一派の人士と會談したりき。該黨員等も亦ヘッセン、ウエルテムベルグ、バーデンの、無智にも聯邦に加入せるを驚きぬ、而して新帝國議會の多數は、全くラスケル(國民自)化せざる可らず、他の元素を得んことは到底出來得べからざることを確信せり。若し新帝國議會の多數にして悉く敵手の有たらば、吾等又何をかなさんや、軍備費を節減し、服役年限を短縮することは、即ち自由派全体が常に努力せる所なりと、渠等が言ふ所如斯く、其の佞辯甘きこと蜜に似たり。然り、彼等は内

部の必要に迫られ、平和克服の後に至りては、全力を舉げて軍隊解散の爲めに力めざる可からず。千八百七十年以降何等の解釋術を須たざるも、彼等は之を爲すの實力を有せり。是に於て最早千八百六十一年の如く一争鬪を免る能はず。但し機猶後れしにあらざ、人若し之を豫防せんと欲せば、煙草の專賣を條件(Condition)として之を新聯邦中に提出するにあり。……抑も比西馬克が聯邦議會の改造に反對したりしは、實に曲事と云ふべく、獨逸陸軍大臣微りせば、新軍隊統制の如きは一體語たるに過ぎざりしならむ。若し百般の事物にして、現今の如く不用意たらしめず、以て衰滅の種子を生せざらんとせば、勢ひ第二者(國會若しくは内閣)を形成せざる可からず、即ち全体を三分して、其一は現今の如く聯邦議會より、其二は君主撰舉即ち諸邦政府の撰舉より、其三は代議會の撰舉より形成し、委員會をして其の牛耳を執らしむべし。此の外、尙行政權を有する一種の上院様の團體を作りて、從來の破壊的帝國議會の權衡たらざる可からず、又權衡た

るべきものとすべし。是に於てか諸君主も其爾く代表せられしを見、皆な協同政治をなすの感を棄てざる可し。

然れども若し比西馬克にして此の保守派の處方箋に従ひて、獨逸帝國憲法を調和し、南獨諸邦をして「無智たらしめず、先づ之に「特權を與へ、帝國の部員として之を加せしめ、帝國議會の各豫算權を排して、煙草專賣を條件」(Conditio)即ち殆んど侵す可からざる王權たらしめ、保守派的分別の持參物として、之を「新聯邦」中に採用したらんには、其結果果して如何ぞや、是先づ究明すべき疑問にあらずや、然り而して更に比西馬克の單獨政治を牽制毀傷せし者は、第一、公と同權を享有せし「獨逸の」陸軍大臣にして、第二は温良なる上院、即ち諸聯邦議會、諸公議會及び諸人民議會の温良なる上院、換言すれば上院様の老鼠輩なり、尙ほ第二者に就きては、ブランケンブルグは、之を半は内閣、半は上院、而して其五分の四は、行政權を並有するもの」として思惟したり。嗚呼獨逸の一帝國憲法に取りては、豈に斯の如き堅牢なる基礎あらんや。想ふに此のポ

ムメルンの公子派は、一層善良なる處方箋を發見せんが爲め、フランクフルト及び伯林間の鐵道客車中に、屢々「徹夜」せしこともありしなるべく、此の驚くべき憲法の卵子は、蓋し此の裡に胚胎せられしものなり、或は更に無造作に老ポエリッツの「歐羅巴憲法」を參考し來り、リヒテンシュタイン侯國が、嘗て其帝國の代議士に對して要求せしと同一なる撰舉法律の條件、並に假定(即ち四十歳以上の年齢壹萬グルテン以上の財産及び一種の顯著なる平和的意向氣質)を、獨逸帝國議會に移植するを得るなるべし。然りと雖ども若し一たび此の滑稽的憲法、即ちブランケンブルグ大憲章(Magna charta Branckenburgensis)にして實際有効なるに至らば、此の中に於ける衰滅の種子は、獨逸帝國の憲法中に於けるよりも更に急激なる生長を遂ぐべきなり、蓋し帝國憲法に在りては、此の種子を包含すべきも、進化遅々、千八百七十一年以來未だ嘗て之を露出せしめしことあらざりしなり。

ローンの備忘録も亦渾て保守黨派の懷抱せし此種の淺見を洩せり。

氏は(即ち氏の危急に際しては又鷓鴣獵を行ふ能はずと嘆息せし後)千八百七十二年九月十日(第二卷五七一頁)ブランケンブルグに書を送りて曰く、然りと雖も今や起らんとせる皇帝の事件(千八百七十二年九月伯林に於ける三皇帝の會合、歐羅巴の平和同盟の基礎は、如何にも美譽と云ふを得べきも、此事件の成立は或は予が存生中に在らざらんかど、氏は又ブランケンブルグと同く、普魯西貴族院の有名なる摸型に従ひ、一つの「制動機」を帝國憲法中に設け、保守的壓力に依りて、常に帝國の船舶を制止し得べしとせしに似たり。故に氏は茲に記して曰く、

「且又フアルチンの隱士(比西馬克は、自ら萬事を行はんと欲するも、同時に嚴禁を發して世人の彼に負擔せしむるなからんことを命せり。されば靜に閑境に眠るを希へるの一老人(ローン)も、殆んど其の望みを絶たざる可らず。然れども又一朝自由の鐘聲の(詳言すれば予に對して)鏘然として響くの時あらむ、其の曉に於ては必ずや激烈なる異論を生ずべく、絶對的の謙讓は、殆んど罪過の如く見ゆるに至るべ

し。若し比氏(比西馬克)にして、努力一番帝國に對して第一の家屋及び必需の大臣を給するなくんば、異日歴史は必ず氏を督過せん、……凡そ常に手を以て口を糊する底の生計を營まんは、縱令其の手は熟練に、其口は長舌鋭齒なりと雖ども、到底久しきに堪ゆ可からざるなり。

之を要するに、既に吾人の叙述せしが如く、保守黨陣地の最賢者と雖ども、時勢の變情況の移を知らず、常に黨派的淺見と頑陋の性質を表明せり。殊に彼の人文戦争は、比西馬克に對する保守黨悉皆の呪咀を惹起したる主因にして、最も這般の實情を想見するに足るべし。ローンの如き、自から官職に在りて、多年此戦争に當りしに拘はらず、猶ほ千八百七十四年三月二十一日ルガノの閑居より、ブランケンブルグに書を送り、人文戦争に關して左の如き斷定を下すに至れり。(是即ち殆んどアルニムの皮相的見解に匹儔すと云ふべし第二卷、六三八、六三九頁)。

予の意見に據れば、五月法律は必須のものとなれり。是れ人の千八

百七十年の凱旋に昏醉して、無過教義決議後、即時に羅馬と外交上の戦争を開始し、次の宣言をなすを忘れしが爲めなり、曰はく「羅馬寺院は古來存在せざりし所、吾人と寺院との約束に至りても亦自ら然りと。世人は之れを忽諸に附して、立法上の進軍に着手せしに由り、自己を沒了するに非ずんば、遂に此約束を廢止すること能はざるに至れり。之に依りて獨り巨大なる蒼鷹のみならず、大鵬の屬といへども亦其の翹翼を破るに至るべし。然れども予は實に妄りに政談をなすを好まざるなり、嗚呼何ぞ政治的歌謠の不快なる、寧ろ牧童牧童勿論シエツフェル(今世紀の)の意味なり」と共に歌ふに如かず、歌に曰はく「遊養踏晦も亦勇敢なる一技術なり」と。

此等の淺見は益々其度を進め、比西馬克のブランケンブルグを普魯西農商務大臣に擧げ、純保守黨を以て、内閣に於けるローンの空位を襲はしめんと欲するや、此保守派の政友は、三度此の提議を峻拒するに至れり。初めブランケンブルグは、二度比公自身の口頭勸告を却け、公が

ブランケンブルク大臣を固辭す

彼の「反抗を屈服したりしも、其召に應せざりしが、千八百七十三年十一月、公は更にブランケンブルグを勸誘し、今回の諮問は至高の公命を奉せしものにして、予の友誼的に談するものにあらざる旨を注意せしも、ブランケンブルクは重ねて之を固辭したり。是に於て比西馬克は千八百七十三年十一月二十日フアルチンよりローンに寄せし書中に、公か黨友及び公子派公子派の動作に關して、痛く自ら歎息するの狀を述べ、筆路一轉、更にローンの退官に對しては、左の莊重なる言語を列ねたり、(第二卷、六〇六頁等)。

「予は職務上砲撃の表に立てり、然して我が現世の君主は何等の退却を許さず、(Vexilla regis profuerunt) 王旗は常に先頭に翻々たり、而して予は疾病と健全とを問はず、往きに法王、土耳其人、及び佛人に對せし如く、吾が黨派上の同胞に對して、堅く我が君侯の旌旗を守らんと欲す。我若し奔命に疲るども、是れ其の分にして何處の會計局に於ても、予か身体予かの消費を是認せむ。今や貴下が退官より後、予は有情な

比公の書翰

る唯一の精神として孤立せるのみ。現存せる古種族の餘黨に至りては已に全く腐敗せり。……彼の史上有名なる十一年間を追想せば、又今昔の感に堪へず、抑も此の年代は、即ち神明の吾人を糾合して共に戦闘するを得せしめ玉ひし時にして、此の間吾人の神恩を感せしこと、遂に吾が理解と豫期とに愈ゆるものあり。然れども今や官省に於ては、予の周邊偏に寂莫たり、時を経ること久しければ、從て益々然り。故友は或は逝き、或は敵となり、而して新なる者は遂に得ること難し。神意夫れ果して如何。嗚呼黃堂人なくして長卓空しく横はる、予是に於て思惟すらく、予は嘗て一の同僚を有したりきと』。

ローン並に氏と同様なる高尙の考慮を有せる氏の心友は、比西馬克に向つて種々苦情を鳴らせしも、猶私交上、公に對して其の真正なる友誼を確守したりしことは、聊か以て此儕を多とすべきに足らん。ローンは其第一回の辭職を奏請したりし後、千八百七十三年十月十二日比西馬克に書を送りて曰はく(第二卷、六〇一頁)。

「此の行を草し終るに臨みて、願はくは予をして滿腔の精神を以て連呼する所あらしめよ、曰はく(Adelante, adelantador atrevido)「進め、常に進め、敢爲の英雄よ」と、而して又予をして將來閣下の事業の爲め、其隆盛偉大を神明に祈らしめよ。予の將に盡きなんとするの春秋の中、予は終始之を志し、予の其局に當ると否やを問ざるべし」と。

然れども比西馬克を愛慕する此等保守社會が此の大政治家に對せる後年の舉動に就き、殊に奇怪且つ心理的不可思議と稱すべきは、彼等が比西馬克の必要なること、之を轉任せしめ難きことを確信するに拘はらず、公に對して疎遠より不和憤激となり、遂に反對より大破裂に至りし事實なり。千八百七十四年陸軍法律の問題に於て、既にベンニグゼンの仲裁説を承引し、前記の百三十七頁參看(保守黨のフロンデ(ラメンセ)の率ひし佛蘭西古黨)が、獨逸の防禦力は凡そ七年間固定して又變更すべからざるを以て、寧ろ比西馬克を排斥し得らるゝなるべしと思惟せし頃、ローンは千八百七十四年四月十八日羅馬よりブランケンブルグに

宛て、曰はく(第二卷六三一頁)。

『一旦時來りて人若し比西馬克に代ふるに、更に良好の人物を以てするを得ば、始めて彼を無用となし得べく、又之を窘扼するを得べし。然れども斯の如き者何處にかある。曰はくモルトケ乎、唯纔に及ぶのみ。曰はくマントイフェル乎。斷然其當らざるを主張す、乞ふ敢て其理由を擧ぐるなきを恕せよ。此の外又誰かある。予は知らず、全く之を知らざるなり。左れば比西馬克若くは寧ろ公が政治的手段に對して、何をか抗論し得べき者あらんや、今若し疾病或は奸計の爲め、公にして退隱せらるることあらば、是れ即ち政治上の一大不幸と言はざる可らず。予が更に他に良政治家を發見するに至る迄は、(而して予は終に斯の如き者を知らず)予は公を以て必須の人と認む、政治上の教唆者は、假令へ彼を顛覆し得べしと雖も、斯の如きは自ら其の願望の如何を知らざる者なり。之れに従つて起るべきは、即ち是れ通常の臆測に従へば)一種の混沌時代なるべく、各繼承者(Reimpla-

保守黨と比西馬克との分裂

Club)も亦同過失を反覆して衆望を失ふべし、而して無能より來りし過失は、他の錯誤に比すれば更に不良なるを常なりとす。

是れ實に金言なり、而して其深遠なる眞理は、悲しくも現今、日を逐ふて益認知せらるゝに至りぬ。然れども既に記述せし如く、保守主義の多數者は、既に久しく比西馬克との分裂を實行し、中央黨、社會民權黨及びリヒテル派進歩黨の暗號、比西馬克に向ひ進めを採りて、又自家の用に供したり。抑も自黨より出でし曠世の偉人に對し、保守黨か罅隙を啓きたりし原因如何。第一は新教派、及び保守黨中の同教派が、殆ど全く關係せざりし羅馬法王宗派との争闘にして、之に次ぐべきは、蓋し二種の法律なる可し、こは保守黨員より本案提出に當りて、峻酷なる反抗を蒙り、討議中政府の代表者より保守黨の不快を緩和せん爲めに、種々の宣告ありしも、同じく攻撃を得しものとす。即ち普魯西の學校管理法及びローンの所謂有名なる區制度是なり。然れども普魯西國王は全力を之に傾注し、此の法律にして採用せられずんば、上院を威すに一

種の上院停會を以てせんと迄に意氣込まれしかば、此の事實に徴して此等勤王保守の大臣は、該法律の毫も宗教的保守的利害を侵害するものならざることを知れり。加ふるに學校管理法と雖ども、僧侶に保證するに、各正當なる勢力を以てし、且つ既に法律となりし彼の「有名なる自由的區制度」に由りて實施せられし撰舉も、到る處に保守的結果を表彰しぬ。要するに、此等の原因並ひに口實より來りし比西馬克との齟隙は、唯千八百六十六年以降公に對して保守黨内に鬱積せし憤怨を待ちて初めて氷釋すべきもの、現にローンの備忘録中にも、此種の憤怨の夥多包含せるを看取し得べし。之に加ふるに幾多の變化と、保守派に同情を表せざる制限的風潮は、普魯西の内閣中に出現せり。プリッツ・オインゲンブルグ伯は斯黨より充分信用を受けず、民黨大臣デルブルユック及びカムプハウゼンは更に甚しく、殊に其の最たるは新任教務大臣フアルクとなす、ローンは其材幹用ゐるに足るべきを見、氏自身はフアルク氏を以て政友と認むる能はざるより、内閣中に歡迎すべき同僚と思惟

する能はずとの條件を附し、之を王に推薦したりしも、今や保守黨の嫉忌を受くること一方ならざりき(第二卷五八〇頁以下)

此の如く比公は故舊間に爭論破裂せし時に當りて、其健康頗る宜しきを失ひしに由り、自ら以て、獨逸帝國の外交政策と共に普魯西總理大臣の内訌、殊に自己に對する争鬪を遂行するに足らずとなし、王に奏請して、其の退官を求め、陸軍大臣ローンが當時亦其辭職を請願せるにも拘はらず、公は氏を以て其後任に擬したりき。想ふに比西馬克が此の處置を取るに到りし主因は、公の一希望に出でしなるべし、其意惟へらく誠心以て保守黨に同感を表するローンにして、始めて能く既發の破裂を癒合治療することを得んと。此等の事情は爾來湮沒して傳はらざりしが、之に就きて充分の光明を與へしは、蓋しローンの備忘録なるべし、比西馬克は千八百七十二年十二月十三日フアルチンよりローンに書を寄せて、次日伯林に到着すべきことを報し、先づ記して曰はく、是予自ら健全なりと思惟せし爲めに非ず、唯刻下の形勢に就きて、陛下及

ひ閣下と共に面談するは、予の義務なりと信ずればなり」と。此の記憶すべき書翰は、以上の冒頭に由りて縷々左の如く曰へり(第二卷五八〇頁以下)。

「親愛なるローン君よ、數月以來、予は往時の健康を復する能はず、從て又往時の事務を擔當し難きを覺ゆ。然れども勅命を辱ふする以上、予は喜んで猶外務の大任たらん、是れ予の歐洲政界に驅逐する前後二十年、外國朝廷の信任は、又他に委し難きものあればなり。凡そ最強國の外交は、事務多端、優に一人の專務を要すべし、然るに一大帝國の外務大臣をして、猶内政の責に與らしめむとす、誠には是れ未聞の變則ならずや。敢爲廉潔、勤務數十年ならんには、仇敵存りに生じて徒に舊知を失ふのみ、遂に新友を得る能はず。職務實に斯の如し、……予にして外務に留まらんと欲し、而して國王若し自然の衰滅に先ち、早く予を費消し去らんと欲せられなば、予は猶之を忍ばざる可らず。國內に於ては、加特力問題に關する保守黨離叛の爲め、予は自

ら占め得たりし根底を失墜せり。而して餘命幾何もなきの身を以て、頻りに舊友同志を失ふを想へば、衷心轉々厭世の悲觀を催ふざるを得ず。若し之に加ふるに、予の妻に關し、數月來漸進せる配慮を以てせば、予は終に痿痺無力となるべし。緊張度に過ぎ、予が羽翼復た振はず。王は鞍上の騎士なるも、遂に其の汗馬を制するを知らず。事物の腐敗は猶は依然として已まざれども(Ultra posse nemo obligatur)何人と雖とも其の實力以上の責を負ふこと能はず。予は信ず、口頭同意を得んとならば猶は數月の猶豫あるを、然れども親友ローンよ、貴下の十日附の書翰(此書に於いてローンは公が辭職の請求を認めたりは我が決意を固くせり。予は留まりて王の普魯西總理大臣たること能はざるも、陛下若し予をして帝國宰相及び外務大臣たらしめられんには、予は更に此の職務を執らんと欲す。抑も予の同僚に對するや、獨り哀願あるのみ、敢て勢力あるにあらずるなり、而して陛下の意向に至りては、予の洵に贊同し難きものあり、

斯る同僚、斯る窺慮の爲め、猶職責を悉さんことは豈に失意の徒の能くすべき所ならんや。予が努力を妨害するの勢力は、層々漸く予を壓倒し去らんとす、實に保守黨の傲慢にして政治上の贅物たる點は、今春以來予が戰鬪の快味を催破し了れり。彼等はク氏(クライスト・レツォー)の如き「辯士」を仰ぎ、ボ氏(ボーデルシュユイング)の如き策士に従ふ、此の儕と顔顔せんか、力及ばざるを如何せん、相共に提携せんか、得る所それ幾何ぞ。是を以て私かに惟へらく、陛下願くは士を黨派の外に求め、重く人材を登庸し、以て予の外交事業と全政策とを扶殖せしめよと。予は此の意見に依り、明後日を以て予が一部解職を奏請せんと欲す。天幸に年を假さば、予は吾等が共同盡瘁せし彼の盛時を想ひ、之を舊知として記憶せん、而して未だ多く消磨せざるの元氣を振ひ、喜んで予が後任者を監守すべし。誠意不變の友誼を以て、フ・ン、比西馬克云爾。

既に記述せる如く、國王並びにローンは、比西馬克の此建議を聽納し、

ローンの總

爲めにローンは千八百七十三年正月一日より總理大臣に就任し、フ・ンカメケ將軍はローンに代りて、軍隊政治第二の主長として軍事を指導し、且つローンの政友として國務大臣の間に列せり。「今や鐘鼓は一種の獨逸的音調を有す」とは、千八百七十三年正月五日ブランケンブルグがローンに送れる書中に慶せし所なり(第二卷五八九頁)。氏は又配慮して曰はく、然れども神明冀くは之を聽せ、汝が鯉魚池中に一大梭魚を放ち、取し、千八百六十二年の如く、二者相共に協力して下界の幽魂に當らしめよと。然りと雖ども是れ素一片の杞憂に過ぎず。固より兩政治家の間には、甚だ頑強激發し易き事情の存在せしも、比西馬克が今や總理の椅子を棄て、之をローンに讓與したりしより、兩者の交情は毫も攪亂せざりしのみならず、ローン「備忘録」の出版者は、兩政治家の交際此時を以て、特に一層の親密を加へたりと誇るに至れり。是れ實に一千八百七十三年一月十五日、比西馬克がフリードリヒスルーより、ローンに送れる書翰の表明する所なり(第二卷五八九頁)書中公は或は人の「公比

西馬克に倣ひて公然讓歩の濫用をなさん」を歎じ、更に結論して曰はく、「親友ローンよ、予は將來私授を謹まん、然れども是れ貴下に對して言ふに非ず、吾等兩人の交情は往時の如く隔心なけん」と。但し衆議院に於ける鐵道詐欺の暴露事件に際し、同卷百六十一頁「ラスケルの樞密顧問官ワーダネルを攻撃したりし時は、端なく一時兩者の見を異にせしことあり。當時ローンは其記錄に記述せずと雖も」千八百七十三年一月三十一日の書狀を以て、ワーダネルの爲めに輕卒なる辯護をなし、爲めに醜態を露出せしは、氏の忘却すべからざる所なり。假令ローンは親から之を洞察せざりしとするも、猶ほ全獨逸の輿論及び諸派の新聞勿論十字新聞を除きは明白に之を報導せり。こは自ら氏の自負心を毀傷するものならずんばあらず。然れども彼に取りて更に遙に堪へ難かりしとは、實に氏自身の箇人的、政治的並ひに宗教的見解に反對せる立法に協力し、且つ其責任を負擔すべきの必要是なり、殊に「五月立法」を最となす。千八百七十三年十月五日氏が王に奏して其各職務を免せ

られんとを乞ふに至りし主因たるや、氏が精神の不調、煩悶に依りて自ら惹起したりし衰弱の外、又實に這般政治上の煩累なりしとは、氏か其甥ブランケンブルグに送れる親書の中に見へたり(第二卷五九九頁)。

「若し予にして猶執務に堪へしめ、且つ若し予が向後の留職にして、予の久しく經營せし事業に有害ならずんば、予焉ぞ休養解職を思はんや。予の軟化せられしこと如斯し、遂に滔々たる洪水を控制防禦するに堪へず。予は今や區制度並に五月立法を協賛し、以て予が千八百四十八年の保守的論據を證服せしこと、又正當に有理的進化發達を冀ふことを證明せり。然れども更に聲調(Cadence)を高めんと欲すれば、先づ呼吸の(生理的及び比喻的意義に於ける)不足を告ぐるを如何せん」。

然りと雖ども氏が比西馬克に送りたる告別の狀中には、萬一にも此の友人の不興を得ることなからんが爲め、政治的動念に關しては遂に一語をも漏らさざりき(第二卷五九九乃至六〇一頁)。

比公再び總
理大臣とな
る

是を以て比西馬克公は、今や千八百七十三年十一月九日即ちローンの掛冠の日に於て再び總理大臣の職に就けり、而して更に又五月立法の結果として益調停し難き保守黨に當れり。然れども「自由的」大藏大臣カムプハウゼンが實際比西馬克の代理者として國務大臣の首席に就き、以て總理の事務を施行するに及び、保守黨の憤激更に勢焰を加へたり。形勢既に此の如くなりしかば、保守黨員の大多數は機を視て比西馬克との大破裂を生出せしむるを踟躕せず、其公に對する嫌忌の更に進みて憎惡となるに至りては、既にローンの證明に従ひ、公を目して必須の人、換ふ可らざるの人となさず、又公を措て、他に良好の人なしと信ずる能はず。實に保守のフロンデは、既に此更に良好なる人を得たり、其の人たる、皇后アウグスタの殊寵を蒙り、且つ比西馬克の諸勸告を壓倒して、能く聖聽を制し得べき音調を有せしを以て、保守の黨人は愈々之を擧げて、比西馬克に代へ、以て帝國宰相の位置を襲はしめんを期せり。所謂「更に良好なる人」は、其名をハリ！フォン・アルニム伯と稱す、

比公と保守
黨との分裂

伯が比西馬克顛覆後の保守黨及び比西馬克を嫌厭せる朝臣に擁せられ、帝國宰相に擬せられたることは、後日伯に對する訴訟の歴然證明する所なり。アルニムは其の職務の最大秘密をも新聞紙上に暴露して憚らず、又伯が宮廷に於ける勢力は、彼の保守黨と深く結托せる宮内大臣フォン・シユライニツツの熟知せし所なるに由り、保守派の黨人が皇帝に對する伯の勢力、威望を知悉したりしは、殆んど疑ふ可らざるなり。而して又朝廷に於けるアルニムの勢力は、伯の共謀者、乃ち巴理獨逸大使館に於ける越山派の大使顧問、男爵フォン・ローエに依り、既に中央黨派の認むる所となりしを以て、伯は政治的數學例題の主要なる解説者なりと目せらるゝに至れり。前記の二氏、即ちシユライニツツ及びフォン・ローエに關しては、後章更に叙述する所あるべし。比西馬克に對するアルニム伯の激烈なる嫌惡と、無法なる自負とは、所謂「更に良好なる人」をして無能ならしめ、彼を基礎とせる計畫をして、實行の期未だ熟せざるに先ち、既に大敗に終らしめたり、

アルニム伯は千八百七十四年二月二十二日巴理より召還せられ、越へて三月十九日其願に依り、君斯坦丁堡の大使に任命せられしが、前記第十一章参照(伯は猶ほ四月二十四日迄巴理に滞在せり)幾もなく四月二日維也納の新聞は、フアチカン會議に關するアルニム伯の意見に就きて、外交的暴露を發表しぬ。此暴露なるものは、彼の獨逸外交官の秘密文書、即ち千八百七十年のアルニム伯の記録、並ひに伯が僧正ヘフェーレ及び本山執事^{ステフン・ロブスト}デルリンデル博士に送りたる二個の信書を引用せり。後幾もなく、シユレシエン新聞は一條項を掲載し、維也納新聞の「曝露なるものは、當時の羅馬法都駐在普國使節アルニム伯が驚くべき手段に由り、フアチカン會議の結果を豫想せし先見を証明せるものとなしぬ。是に於て比西馬克の機關たる、北獨逸普通新聞は、此先見を一層高く評價せん爲め、四月十三日を以て、千八百六十九年以降(上の廿一頁を見よ)彼の會議に關するアルニム、比西馬克間の往復公文書を發表せり、即ち同書中、千八百六十九年五月十四日のアルニムの報告あり、其記

する所左の如し。「恐らくはホーヘンローへ公は、本山執事デーリングダールに使囑せられて、此所置(千八百六十九年四月九日公の回文書を發せしことを云ふ)第一章参照に出でしならむ、此の僧や羅馬に慚焉たらず、濫りに法會議の決議を臆測し、其近世の國家に迫らんとする危険を喋々せし者なり」と。

於是四月廿一日新聞は公然、北獨逸普通新聞に於ける比西馬克の「曝露を薄弱にせんとするの文書にして、アルニムのデーリングダールに與へしものを掲載せり、其結末に曰はく、若し此法會議に於て生長せし暴利てふ植物を、嫩芽の中に、摘み得たらんには、今に至りて、殆んど万般の間に涉れる這般了解し難き紛紜中に彷徨するか如きことあらざるべし、實に此の紛亂たる既に久しく耶蘇教國に於ける共有財産たるの觀ありとなすと。五月四日伯林の「スペーテル新聞」が掲げし文書も、亦維也納の「新聞」及び「シユレシエン新聞」の記事の如く、其原く所確かにアルニムに在り、即ち該書中には、比西馬克の指定に依りて、北獨逸普通新聞

紙上に發表せし千八百六十九年五月十四日のアルニムの報告を目して、嘗に普魯西の外交政界の習慣のみならず、各國外交政界の習慣に撞着せるものとなせり。

翌五月五日に至り、普國國務大臣フォンビュロウ氏は首相に代つてアルニム伯に嚴命を達し、且つ就官宣誓の意義を引用し、職權上、要求するに、爰の發表は直接と間接とを問はず、彼の手より出てしものか、或は第三者に右記載條目の通知により漏泄せしものか、抑亦彼は、此の如き發表を企圖せられし事に就き、豫め聞知せし所ありしかを言明すべきを以てせり。是に於てアルニム伯は、數日猶豫の後、五月十一日維也納新聞の曝露に對する自己の責任を拒絶しぬ、然れども、後來、其著述に係る「プロ・ニヒロ」には、彼自ら此發表を默許せしを記入せるにあらずや。彼又「シュレツエン新聞」及び「スベテル新聞」どの干繋を虛妄なりと辨し、五月十四日に至り、更に宣言して曰く、新紙上に發表されし曝露に對し、余は如何なる論點よりするも、責任あるものにあらず、又何ぞ之に關する他

アルニム伯の休職

伯の虚言

人の穿鑿を要せん」と。此の如き明白なる虚言は、遂に其進路の閉塞を來せり。五月十五日、彼は、勅令に由り當分休職の身となりぬ。

アルニム伯が法外に虚言を弄せし事は、是より先き既に比西馬克の公然確知せる所なりき。千八百七十二年九月、即ち比西馬克とアルニムとの意見始て衝突せし頃(第十一章に見ゆ)に當り、ブルュッセルの一新聞は、喫驚すべき一報を傳へて曰く、アルニム伯は、獨逸大使の職務を辭せり、同職は當分の間、空位の儘なるべく、比西馬克は、將來巴里に一領事を派遣し置かは、事足るとせり」と。アルニムを好遇せずして、比西馬克と相善きチエア氏の佛蘭西政府は、此記事に接し、深く慚憤激昂する所あり、是を以て公用文書に由り、アルニムに質すに、同記事の由來を聞知するなきやを以てせり。アルニム之に答て曰く、該記事は、巴里の一新聞より、一カールデン君が、ブリュッセル新聞に寄せしものにして、同君は、ヨツケー俱樂部より除名せられし爲め、喪心の餘、此に及ひたるものなりと。然れども、爾後比西馬克よりの穿鑿の結果、右獨逸大使の確答と

全く相反し、アルニム伯親らベックマン博士を介して、該記事をブルニセ
ルに送附せし事明白と爲り、是に至りて伯は遂に此く立證されし事實
を正當なりと認めざるを得ざりき。比西馬克は、アルニムか、朝廷の嬖
人を以て自ら任し、其の失体を演せざらんに汲々たるを知悉せるや、彼
を憐れみ、此の如く明白なる彼の詐欺を蔽ふて、又糺すとなかりき。さ
れば、其の事件も、世の忘るゝ所となりぬ。然るに今や彼が再び虚言を
弄し、維也納の「新聞」^{フレスコ}「ジュンゲン新聞」及び「スペネル新聞」の曝露せし記事
に與かり知る所なしと述ぶるに及び、往年の虚言亦新に世の記憶を促
し來れり。

既に報せし如く、彼は幾もなく休職の命に接せり。然れども、此く秘
密條文を曝露し、其長官の防禦政策を、外交上の常策に齟齬せりと論し
たる獨逸大使の前古未聞なる職務上の舉動たる、懲戒處分よりも、尙嚴
科に値する者と謂ふへし。惜哉、當時此の如き舉動に對し、帝國刑法上、
何等特別の刑律を規定せざりしを以て、彼は、刑事判官の前に引致せら

伯の竊取

るゝを得ざりき。千八百七十六年に至り、始て此欠點補はれ、刑法の新
令中、所謂「アルニム」^{アルニム}「イックラ」^{イックラ}條目を具有する事となれり。

然れども、アルニム伯は、尙別に、其刑事判官に見へざるを得ざるの憂
ある一事件を有せり。即ちアルニムの罷免後、千八百七十四年四月二
十四日を以て、ホーヘンローへ公か、其職を襲き巴里に至りしに、忽ち巴
里大使館文庫所屬の文書、凡そ六十通を紛失せるを發見したり。是れ
アルニム伯か、自白せし如く、皆伯か、初め、巴里より伯林に、次に伯林より
カルルスバートに携帶せしものとす。爾後彼は、カルルスバートより
の度々の請求に由り、僅かに、前述の文書中より、彼と大統領チエアの
會談を記載せる公用文書を外務省に送附せしのみ。其他彼の巴里に
於ける事務處辨上、比西馬克、バラン及びビュロウより發したる一切の訓
令、並に彼の伯林に送りし報告書草案等の文書は、自ら藏して、返さず、外
務省之か引渡を請求せしや、先づ答るに左の言を以てせり。

余は、既に其職に在らざるを以て、其如何なる干繋なるを論せず、外務

省の事に與るの名譽を有せざるなり、況や余は皇帝陛下の管理し給ふ身なるに於てをや。是を以て外務省は、余に公事上の言論を要求するの位置に在らずと。此の如き條件の下に、彼尙謂て曰く、余は首相の告示及び首相との爭論に關せる余自身の報告書を一切所持せり、是れ或は事の政治問題たるものあらむ、然れども、本、私有物なりと思惟せるに由り、之を携帶し來れりと。爾後彼は此文書を評して「爭論書類」と稱し、甚きは、感情的に、長く保障監督されたる親密なる交情の墳墓なりと曰へり。彼又曰く、此等の文書は首相の絶叫せる誣告に對し、自家の防禦として必需のものなりと。彼の所謂「誣告」とは、首相より告示以て、屢、彼に加へしものにして、既に吾人の知れる如く、アルニムか、其位置を誤解し、比西西馬の意見及び訓令に反せる政策を行ひし歴々たる證據に原ける誹謗を指せるものとす。

千八百七十四年十月四日、突然アルニムの家宅搜索行はれ、遂に書類詐欺押領の件を以て、ポムメルンに於ける彼の別莊ナスセンハイデ(ス

伯の第一訴

テッテン近傍に於て逮捕せられたり。伯林の市裁判所、及び高等法院は、此逮捕に對するアルニムの抗告を却下し、彼を未決監に置けり。ナスセンハイデに抑留せられし際、書類押領の尋問あるや、彼答るに此等總て、外國に在るを以てせり。爾後又申請して曰く、若し自由の身となるを得は、三日間に之を取寄すへきなりと、此の如き假定の下、遂に宣言して謂へり、若し一官吏にして、此書類保管者の身分に就き、絶對的沈黙を誓はんには、書類保存の地に該官吏を伴ふへしと。然れども、糾問を重ねるに従ひ、彼は書類外國に在りとの宣言を繰り返せり。告訴狀は、アルニムの此の如き舉動を以て、彼の口供及び彼の人物の信すへきや否やを判断するに必要なりとせり。訴訟の進行は、端なくも、更に屢に報したる「新聞」の曝露、及び恐らく「シュレンジエン新聞」並に「スペテル新聞」の曝露をも、アルニムに、關係せるを證明するに至りぬ、吁、是れ彼か會て(其就官宣誓に由り)此等の曝露沙汰に關與なしと主張せし所にあらずや。此證明を見るに至りしは、アルニムか會て巴里に於て記者ランヅベル

グ博士に由り、維納の「新聞」^{プレス}と好干繋を有せし事、並に爾餘の新聞とも結托を希ひ、以て伯の政策の勢力を、此等諸新聞に及ぼさんと欲せしものなる事、確知せられしに由れり。訴狀に曰ふ、此舉動に關して、アルニム伯の押領せる書類は、豊富なる材料を給すべきものなり。此書類は、被告に對し、最貴重なる證據物件たるへし、即ち彼を保護するに非ずして、却て彼が獨逸帝國當時の政策に新なる攻撃を爲せしを證するものなり。

此訴訟は異常なる驚駭を醸せり。世界に於る比西馬克の敵手は、未だ裁判宣告あらざるに當り、皆相謂て曰く、アルニムは、獨逸首相の猜忌野心及び狼戾の可憐なる犠牲と爲れりと。教授フォン・ホルチンドルフの如き、アルニムを保護せんが爲め、ミュンヘンより伯林に馳せ來りぬ。非普魯西主義の古澳太利派たる勳爵士^{リッナル}フォン・シュメルリング氏は、維也納に於る一宴會の席上、之を祝して、眞理及び權利の勇敢なる戰爭なりと稱し、且つ彼の澳太利及び獨逸澳太利の指導管轄の下に立てるるを

結合するの考案を日程とせし、往時の目撃者たりと自負せる彼^{シュメル}リングは、更に曖昧なる言語を弄し、人は其實行せらるゝ迄、屢々大理想を抱かざるへからずと曰へり。古保守派か彼等將來の首相候補者^{アルニム}伯に對する此訴訟に由り、如何に其不平怨恨の嘆聲を高めしやは、ローン氏か、ブランケンブルグ氏に與へし書面に由て、ト知すへし、即ち同書記する所の諸失敗總て愁容を帶ひ、中に悲鳴を泄らして曰く、嗚呼吾アルニム伯は市裁判所に引致されたりと。

千八百七十四年十二月十九日、伯林市裁判所か下せし宣告は、實に稀有なる類例と謂ふへし。即ち同宣告に據れば、アルニム伯は、僅に三ヶ月の禁錮に處せられしのみ、而して、其一ヶ月は、既に未決監に於て経過せる所とす、是を以て、檢事總長は、實に二年半の禁錮を主張したりき。

市裁判所は、アルニムの行爲を以て、懲戒處分に値するのみと論じ、幾多彼^{アルニム}を無罪なりと唱道する者に左祖せるやに見ゆ、乃ち曰く、此の如き過失に就ては、市裁判所の處理する限りにあらずと。市

伯の處分と 第一審

裁判所は、更にアルニムの横領せし(千八百七十四年六月二十四日)即ち審理中、始て返附されたり書類を以て、文書たる権理上の性質を有せるものならずと曰へり。是を以て、同裁判所は、アルニムが、帝國刑法の第三百四十八條第二號に規定せる職務上の罪科に當れる事を否認せり、該罪科に據れば職務上委託されし文書を紛失、除去、破損若しくは偽作せし官吏は、少くも一ヶ月の禁錮を受くべきものとす、彼の宣告は、帝國憲法第三百三十三條第一號を適用するものゝ如し。即ち文書記録布告及び其他の書類にして、一定の場所に官の貯藏せるもの、若くは公用上、一官衙或は第三者に引渡すべきものを、故意に消滅除去、若くは毀損せし人は、禁錮せらるべきなり。加之、裁判所は、此法文を獨りアルニムの除き去りし、十三の寺院政公文書に適用せしのみにて、其他の四十六文書を論せざりき、是れ被告自身が貴重視せる該寺院政公文書は、其問題の明白なる例へば、猶アルニムの密閉せる筐中を筐壁を隔て、洞觀する如きものありしを以てなり、彼の

第二審と第三審

帝國懲戒裁判所と免職

冊子「プロ・ニヒロ」

宣告は、尙幾多、此の如き「比喩」を有したりき、而して此等「比喩」は實に正當なる理由を欠く事非常なりしを以て、此判決を贖ふに適せざりしものとす。

之に反し、柏林高等法院は、千八百七十五年六月十六日アルニムの第二審に於て、第三百四十八條の職務犯罪に該當するとし、彼の除き去りし書類の字体をも確定せり。千八百七十五年十月二十一日に至り高等法院は、アルニム伯の無罪を排斥し、九ヶ月の禁錮に處しぬ。遂に千八百七十六年四月二十七日、アルニム伯に對する帝國懲戒裁判所の宣告に由り、其免職は、是認せられたり。

是より先き、此罪人は、既に其一身を安全の地位に置きぬ、即ち恰も千八百四十八年に於る如く、亦た外國に避けて本心の服罪を免れたり。爾後千八百七十五年十月、彼は外國なるツュリッヒに於て匿名の一冊子「プロ・ニヒロ、アルニム訴訟事件の前史」を發刊しぬ。柏林にて處置せられし訴訟は、休職大使の諸特色を暴露し、公平なる世人をして彼が曖昧、

貪慾、虛偽、及び多情の競争者たるを承認せしめしと雖も、此冊子は、却て彼が稀有の膽力を有し、無比の純潔を兼るを證せり。是れ著者の無名なる爲め、讀者をして、自ら凌辱を蒙りし眞理正道の友が、無我同情の念に驅られて、彼の虚妄なる判決の眞理を評論するものなりと想像せしめ、且つ其人たる、伯の最親友即ちハルリー・アルニム其人ならざるべきを信せしむればなり。然れども、之に反して、此訴訟に由り、アルニムの筆法を知悉するに至りし人々は、前論文が始より終に及ぶまで悉くアルニム自身の筆に成り、又他の加筆なかりしを疑はざりき。何となれば、是れ唯伯の姓名を欠けるのみ、自餘の點に於ては毫も欠る所なく、殊に機會の有らん限り、稱揚の寶角に由り、伯及び其行實を美にするの自讃毫も遺るなきを以てなり。されば、事務上の智識、外交上の策畧、「沈着なる態度」敏捷なる理解の如きも、尙未だ以て、アルニム伯が、茲に世界萬象の眼前に示すべき自家の半身肖像の花冠に組み成せる、最も光輝ある廣大の桂子葉たるに値する能はざりき。見よ、著者は境遇上の

先見的判斷に就き、同論文中、アルニムの高尚なる精神、及び炯眼を數回驚嘆し、結ぶに左の言辭を以てせしにあらすや。

「アルニム伯は在職三年の間、其確實適當の處理に由り、君主、政府、及び地方の認識する所となりしも、其効果たる、未だ廣く世に著はれざりしに先ち、總て首相に横奪せらるるに至りぬ。前陳の事情より察し得べき如く、彼れアルニムは、首相比西馬克君をして、赫々たる光榮を荷はしめたる政治上種々の方策に就き、其精神的創造者たる權利を有せり。されば、首相の後任者たるもの、彼を措て、又他に求むべからず。讀者當に叫ぶなるべし、神よ、彼果して如何なる人物、如何なる珠玉なるや」と。比喻の使用を好める此著者は、又特有の比喻をアルニム伯に施し、更に言ふ所あり、曰く、將に寂滅せんとする人々は、多く其短氣を疑ふの頃、遺産を憎惡するに至る。首相が遺産のアルニム伯に歸せん事を付度せし刻下より、遺産を憎み、之を毀損、撲滅、或は除去せんと欲するの情緒を來せり」と。想ふに著者が、此の如くアルニ

ム伯の宣告されし刑法條文の語句(即ち毀損撲滅、除去等の句)を擇べるは、元豈に偶然に出てんや。是を以て、比西馬克に匹敵し、若くは彼の論文に指示せる如く、比西馬克に卓越せる後任者に對するの猜忌は、彼(比西馬克)をして、伯を巴里より召還し、加ふるに法庭の審問を受けしめしと爲せり。同論文に曰く、獨りアルニム處罰の不法なりしのみならず、法庭は、國家に大勳を建つるに足るべき者を、本國に引退せしめたる人間比公を放免して、又問ふ所なかりきと。

著者は自讃の限りなきと共に、比西馬克を憎惡するの念も、亦限りあるなし。此憎惡は全篇に充溢して、毫も餘す所なく、時として、精神錯亂せしやの觀あり。比公か、アルニムの官爵に對し、獨り責任ある首相としてよりも、尙假借する所なき嚴正確實を以て、其地位を適用し、隨て又獨逸帝國の外交事件に於て、立憲的原則を適用する事、並にアルニムか該(外交)事件上に獨立の手腕を振はんとする計畫を排斥せし事は、著者か、其論文中に目して、大臣の專制(ミニステルズ・ゴチツム)と呼ぶ所なり。同論文、尙奸惡なる誹

毀を逞ふし、比公は、ブライヒロ、デル氏と共に金錢上の事件に其職權を濫用せりと誣ひぬ、即ち左の如し。

更に比公に就て曰ふべき事あり、彼は、多數を得るにわらずして、多數を造るなり、——彼は、全政府及び國民を軍人狂の態度に説得せんと欲せり、爲めに彙に眞心より彼の政策を賛せし世界は、今や馳せ去る馬上に愛嬌なき人物の乗れるを見るの感あり、……更に注視一番せよ、則ち當に彼か屢々其意志に反し、唯稀有なる僥倖のみを辿りて此く顯榮を極めしを知悉すべきなり。彼は、其鼻を以て番人を、扛け、針を地上より拾ひ取る空腹にして、意匠なき象と比較するを得む。著者は其自知の明を失へるや、針を以てアルニム伯及びツライチボリケル小政治家たるデルラハ、ウキンドホルスト、フィルヒヨウ氏等を指せり。彼尙曰く、各政黨は、皆忍び難き專制者比西馬克に對し、殊に保守派は、比西馬克より蹂躪されたる自由を擁護せん爲め、自由派に對して激昂する所あり。又著者は、中央黨(ツェントラム)及ゾンチマン氏に秋波を送りて曰はく、苟も勢力あ

る人物、相聯合するあらんか、比公は自ら彼等の敵手なりと見做さるべきなりと。然れども更に甚きは、比西馬克が實際の命令者と爲り、皇帝空く虚器を擁するあらんには、皇帝亦彼に嫌焉たるものあるべきを想ひ、彼の論文中、比西馬克を呼ひて、スチリコ及びヒピン時代以後の最専横なる大臣なりとせり。是れ實に皇帝自身をも誹毀せるものなり、何となれば、其説の如くんば、アルニム伯に關して、其最高顧問官比公の不親切なる意見を、多少脚躡しながら、贊同し、眞の立憲的君主として、之を裁可するを得ざりしを以てなり。此論文は、皇帝の憲法的義務を有效ならしむるを欲せざるもの、寧ろ、今殊に報道するの値なき動機を皇帝に致せしものとす。

全世界及び獨逸國に於る比西馬克の讐敵が、相舉りて慶賀したる此發表に對し、著者の満足喜悅甚しく、遂に久しからずして、アルニム伯が、公然著者其人たるを知悉するに至れり。然れども、此喜悅は、少時に留りき。何となれば、此無禮は、國事犯の新訴訟を來し、隨て皇帝侮辱と首

相誹毀とに涉るもの有ばなり。伯は新訴訟の劈頭に際して、其普魯西に於る所有財産の全額を陳述し、以て宣告當時の財産差押を豫防するの悪意を曝露したり。彼今や終に其家族をして、皇帝の恩惠を仰ぎ、訴訟を停止せしめ、皇帝に由りて正理を蹂躪せんと試みぬ。然ども、皇帝は之を肯んじ給はざりき。蓋し皇帝は當時既にアルニム伯の人と爲りを洞察し、之を仲裁するの不可なるを思惟せしなり。伯の家族は、伯を以て衰弱多病の老爺なりとし、哀を皇帝に請ふ所ありしも、伯自身は彼の誹謗論文を英譯するに熱中せり。此翻譯成りしと、時を同ふして比西馬克は、普魯西官報紙上に、從來秘密に附せられたる二文書を公にしぬ、之に由り、首相は、皇帝に直奏するに、英國に於て、私徳欠る所なき紳士なりと持て囁やされるアルニム伯の一虚言たるを以てし、且つ、セント・ゼームスの内閣(即ち英國政府)が、伯を信じて、又疑ふなきを證明せり。是れ英國に酬ゆる文書曝露の徳義なりき。

千八百七十六年五月十一日に施行さるべきアルニムに對する普魯

法庭の第一回審問は延期せられたり、是れ輕躁なる被告が、新證據を申立て、例へば、大統領チエア氏を審問する如き、法庭之を受理せしに由れり。然れども、千八百七十六年十月五日判決あるに及び、被告の罪狀は告訴の各部に亘り、證據充分として受理せられ、帝國刑法第九十二條に據り、國事犯罪上、不正なる企圖と確定せられ、法律違背として五年の懲役に宣告せられたり。是を以て、ニツア地方に無事逍遙せる處刑者アルニムに對し、名譽褫奪の自由刑を施行する能はざりしと雖も、全く德義上に於て、排斥せられたりと謂ふべし。

然りと雖も、病氣危篤と聲言せるリヅィエラ滞在の客、並に故郷、普魯西及び獨逸國に於る彼の同志は、彼の協同の敵、比公を除去し、之を殺害せん爲め、全力を致すに決せり。此か爲め、彼等は、千八百七十六年徒黨を結び、知己の朝官より、十字新聞派クロイツァー・ツァイトゥング及び中央黨ミッテル・パルティに至るまで、悉く之を網羅し、引て社會民權黨員ソシアル・デモクラチに及びぬ。此徒黨の爪牙たる新聞雜誌、並に其他百般の煽動は、共に狂ふて、比西馬克に對する陰謀に焦慮せり。十字新

聞は「プライヒロニデル、カムプハウゼン、デルブルック」時代なる題目の下に、連號諸大臣殊に比公を攻撃し、彼等は職權を濫用して、投機を營み、幾多腐敗せる基礎上に國政を管理し、寧ろ人民を眩惑せりと誣いて、毫も憚ることなかりき。此の徒黨に屬せる無數の雜誌中、今其二を擧ぐべきのみ、即ち其二者は、比公が其腹心をして、境上報知上に之を反駁せしめたるの光榮を有せしを以てなり。甲雜誌は「國民自由派、國民自由新聞及び上流の紳士風」なる題標、千八百七十六年、伯林「シュテス・スプリングル」氏起稿を掲げて、以て「國民自由派及び帝國首相間に害毒を播くの明瞭なる目的」に従事し、且つ獨逸國に眞の憲法なく、比西馬克亦其誹毀に遭ふ毎に、檢事に訴ふるを以て、眞の偉人にあらざるなりと論證するに努めたり。乙雜誌は、當時「十字新聞」の編輯局を退きたる、男爵「フォンナツツウ・スルドム」の創設に係り、保守的態度コンセルヴァチフ・エグジヂェンと名けらる。其の記事は嘗て「十字新聞」紙上に限りなく、現はれしもの、幾分を引用せり。想ふに十字新聞派の將來に於る計畫を記載せしは、此雜誌を以て嚆矢なり

とす、即ち正教的言論の根底上のみならず、新教上亦帝國及び王國を率
ゆべき僧侶の統治權、結婚の確定を、教部省に由り、要求する人々の破門、
刻下急務の結果としてよりも、寧ろ健全なる政策として、小學校に關す
る最低度の目算等、是なり。爾後此の雜誌は、更に進んで、大臣の強迫に
對する吾家の安全を要求せり。然れども此の如き方策は、批評家か、境
上報知紙上に、最も疑はしきものなりと宣言せし所とす、何となれば、王
冠は、其欲する所に隨ひ屢々議會を解散するを得、且つ此權利に由り、議
會の決定上に施さるべき勢力は、既に此權利を掌握せる爲め實際に運
用せらるべき事、論なきを以てなり。此批評家か、燃犀の眼光は、更に進
んで、當時ナツツウスの熱心に主張せる奸惡の合同、即ち十字新聞派と
中央黨との結合は、保守黨の多數を得るに在るを喝破せり、曰く「十字新
聞派と中央黨との聯合は、主として黨派の一部を鞏固にし、他部を、遲時
きながら、放縱なる手段を以て排斥し去るの運命に向くるを期せるも
のと。

此の論文は、對外政策の處置上、天才、及び外交術の巧妙を無要なりと稱
道せる外、別に表面上比西馬克の人身攻撃を爲すなかりき。然れども
同雜誌の編輯人は、保守的態度に論せる各記事の全く比西馬克に快か
らざる事、並に此の態度、或は方策か、他處即ち皇帝より優渥なる贊同を
得し曉には、比西馬克の須らく退隱すべき事を知悉せり。今や皇帝ロ
ーン間の親密なる文通は、自ら皇帝の心中、以下記載せる議點の大要に
於て、比西馬克の意見よりも、寧ろ傲慢なる保守派の意見を採られし事
を曝露し、爲めに、比西馬克は、首相として必需なりと思惟せる歩武に、叙
聖なる皇帝の裁可を得るに頗る苦心を要したりき。此事實は一々、フ
ォン・ナツツウス君の知る所となりしかば、傍觀者、就中、普國宮内大臣フ
ォン・シユライニツ、氏の如き大に之を愛ひたり。是を以て、該雜誌は、皇帝
兼國王に期待する所あり、其の胸臆に秘せる感情を迎合し、務めて十字
新聞派か比西馬克と相反し、陛下の思惟、感覺及希望と相等きの態を裝
へり。されば其記事たる、首相の身分に對し、鄭重の辭令を以てせしも、

之が眞理を掬せんか、此千八百七十六年に於て、蝟の如く、同目標に連發されたりし毒箭よりも、尙危険なる彈丸を、首相の頭に放ちたるものと謂ふべきなり。

皇帝の意嚮

蓋し、皇帝の強硬なる保守的傾向と、頑固なる僧侶的意見とは、當時比西馬克か遭遇せし障礙の最大なるものにあらじ。アルニムか不祥不可思議なる勢力を君主に及せし事は、吾人既に之を知りぬ。又吾人は、比西馬克自身の巨人的勢力も、千八百七十二年十二月十三日を以て、彼かローンに與へたる前述の書面に見ゆる如く、「余の關り知る能はざる皇帝陛下の、アンホヒンクワドワイルス・マイスゲン」に對し、責任を主張するに在らざるを記憶せり。所謂吾君主の「アンホヒンクワドワイルス・マイスゲン」に對し、責任を主張するに由り知悉するを得べし、是れ維廉帝は、其感覺及ひ意嚮に親炙せる大臣兼友人即ちローンに與へられし同書中に掲げる親展書に、其固有の句調にて、腹藏なく胸臆を漏らされしを以てなり。爾後吾人は見聞せり、ローン氏か(千八百七十一年十一月十九日に於る皇帝の宸翰に據る)當時君主及ひ比公間

に生せし不和並に意見の衝突を首尾善く調停せしことを(言行録第二卷、五六五)。千八百七十二年正月十六日、ミューレル氏既に辭職し、フアルク氏未だ職に就かざるに先ち、皇帝は更にローン氏に書を與へて曰く、「言行録第二卷、五六七」ミューレル事件及ひ其始末は、四日以上實に朕の腦漿を苦めたり。朕は、獨り比西馬克に後任者を諮詢しぬ、然れども、朕の聽き得たる一候補者に就き、他の批評を聽かんことを希はざるを得ず。朕は是を以て、卿が其意見を告げん爲め、本日正午、來り謁せんことを望めり」と。

ローン氏と同一く、殊に注意すべき皇帝の舉動は、千八百七十二年十一月三十日に於る聖旨の實行なりとす、即ち同聖旨は、法律上、絶對的に多數を要せし爲め、二十五人の新貴族院議員を任命し、以て郡制に對する同院の優勢なる反抗を破るに在りき。國王は既に十月二十七日の頃、貴族院議長に詔して曰く、朕は、内閣全體の一致せる郡制改革に、無上の價值を置き、且つ故障を排して此計畫を猶豫なく實行するに熱中せり。

と。是を以て、大臣オイレンブルグ氏は、十月三十一日、貴族院に於ける投票に先ち、吾人は、皇帝陛下の嘉納の下に、憲法が吾人に與へたる各種の方便に由り、此問題の無事通過せん事を欲せりと陳述しぬ。然れども、貴族院は、同日を以て、之を否決せり。是を以て、普國議會は、十一月一日に閉會せられしと雖も、再ひ十一月十二日に開會せられ、此重要問題の解釋を試る事と爲れり。ローンの述べし開會趣旨の結末に曰く、陛下の政府は、王國の憲法が許せし一切の手段を以て、此重要問題の實施を無難ならしむるに決せりと。貴族院に於て、郡制に就き多數を制せん爲め、新に議員を任命するの必要に關しては、既に一ヶ月前より皇帝、比西馬克、オイレンブルグ、イツチエンプリツ、及び自由主義諸大臣の一致せし所殊にローンは開院式の演說中に、親しく之か必要を唱へて、議院を脅かしたりき。然るにローンは十一月三十日の内閣會議に及び、最少數の新議員任命を主張し、決定前の緊急なる會議の如き欠席したりと雖も、オイレンブルグ、及びイツチエンプリツは遂に稍多數なる名簿

皇帝ローンの文通

を編成しぬ。ローンは、午後に至り、國王の宸翰に由りて此く遂行せられたる事實を知悉せり、曰く、朕は、深く意を用て、二十六寧ろ二十五を可とす人の名簿を批准せり。朕は原命令書をイツチエンプリツ伯を経て、直ちに大臣オイレンブルグ伯に交附しぬ。朕の趣旨は、卿それ第二の告示より領承せよ。神は朕が撰擇其當を得しを嘉みし給ふべしと。ローンは、二ヶ月以上既に確定せられ、皇帝亦贊同せられたる(同僚の處置に對して、憤懣の餘遂に辭職を請ひたり。於是、國王、書を彼に與へらる。朕若し卿の意嚮を至當なりと判斷すと雖も、國務大臣多數の意見に依らざるへからず。朕は卿に告ぐ、此決定に就きて朕の苦慮せし所如何許なりしを。然れども、二十四(寧ろ二十五人を可とす)を撰び出たる目録の至當なるを觀破せしを以て、朕は、其人員を補給し、朕の決心を實行せり、是れ亦朕が卿より受領せし所。朕は自ら欺かさむを期す、是を以て切に卿に望む、卿が諸事宜きに由て之を處せん事を。卿は從來と等しく、深く朕の信任する所、朕は卿か種々困難なる場合に際し、

朕をして無事ならしめん事を望む」と言行録第二卷、五七六、五七七。然れども、ローンは、尙其辭表を呈して止まず、現に十二月八日の如き、詳細に其事由を奏する所ありたり(同第二卷、五七七、五七八)。

「臣の辭任を請ふは、目下意見の容れられざるの故にあらす、寧ろ(臣の) 体軀衰弱せし事及び、陛下の内閣間に政治的經營及び意嚮の多様なるか爲め、向後有効なる職務上の行爲を爲す能はざるべきを居常思念せるを以てなり……臣は既に體格並に精神上よりして、我政治局面の活潑なる進歩に關與し行くの不適當なるを知る。人氣ある當時の合調は、急速突飛に過ぐるの觀あり……是れ臣の衷心好まざる所、且つ其不定にして臣の所謂王位及び國家の利益なるものに反對する方向に奪ひ去るを思へば、是れ實に臣の面目を害するものなり、而も憐れむべし、自ら此利益を維持するの精力なきを……彼が如き反對なる方向は、固より臣の意見に不用にして、少くも、新に貴族院議員を任命する如き、鹵莽の處置を演ずるに至れり。」

實にローンは、痛く彼の「精力」を「欠きたり」と評するの外なし、何となれば、十月廿七日には、國王、十月卅一日には、オイレンブルグ、十一月十二日には、ローン自身、貴族院に臨んで、新議員任命に就き熱心なる強迫的演説を試み、萬一、同院が之を否決するあるも、王位及國家の利益、就中王冠の尊嚴にして、毀損を蒙ひる事、二十五人の代りに百人の議員を一時に任命する場合に生ずる損害よりも、甚しからざる以上は、之を遂行すべしと主張せしを、曖昧に附し去り、寧ろ忘却せるの觀ありしを以てなり。ローンの有名なる公子兼保守的國家觀及人生觀の不適當なる事も、今や實際となれり。然れども、一事實の確定に由り、皇帝と其寵せる大臣との書面往復は、比公に向けたる「軋轢」を揣摩せしむるに足るものあり。此一事實とは、吾人か既に知れるが如く、フアルク氏を任命するに先ち、御前に於る臨時閣議に遠慮なく召致されしローンか、大臣の多數及びフアルクンに滯留せる比公が、既に新議員任命を決定せし、後、言行録第二卷五七九、又此任命か屢に國王及び二大臣(其一是、則ち實にローン氏

なり)の三演説に由り、恰も確定事件の如く吹聴されし後、此任命沙汰を好機と爲し、大臣の少數意見として、國王に反對なる特別建議を試みん事を希ひしを曰ふなり。若し強迫的改新(任命事件)にして彼のフリードリッヒ・ウヰヘルム四世の下に於る不祥なる「小部屋組」及び後宮政治と幾多類似の觀あらんには、ローンの所爲の如き却て望む所とす。然れども、國王は、之に關し、一言と雖ども異議若くは警告するなかりき。王は千八百七十二年十二月十一日に至り、却て、一書をローンに賜ひ、彼の不平なる事情を充分領會せるを以てせし(同第二卷五八)と雖ども、尙ローンを説得して、左の如く曰へり。

「卿が卿の致仕を請ふに至れる他の原因は、内治問題に關するなるべし。然れども、是れ亦卿の對峙を要する、猶朕をして、卿の論議ありしに由り、比較的、少數の貴族院新議員を任命するを得せしめし彼の事件に於けるが如くならむ、尤も彼の任命たる卿の希望程、少數なるを得ざりしものは、卿の希望する所と等く、朕亦自ら所信ありたるが爲

めのみ、朕は切迫せる緊要の問題に對しても、從來の如く卿に期する所大なり。卿亦朕の輔導に吝なる勿れ、

今や時を同ふして、千八百七十二年十二月十四日、比西馬克も、亦彙に報道せし如く、フルチンより、辭表を國王に呈し、普國內閣議長の職を去らん事を請へり、蓋し彼の意たる、保守黨離反せし以上は、又統御する能はざるを知ればなり、形勢此の如し、是れ即ち帝國の二健兒か、比公に不便なる官職を國王の寵臣ローンに授くるに兩々同意せしものと評すべく、英明なる君主の喜悅、自ら察するに餘あるへし。何となれば、國王の心情に親近せるもの、之を政治上より見るに、比西馬克よりも、寧ろローンなる事、固より論を待たざればなり。吾人は今此間の消息を伺ふに足る一證據物をローンの言行録中に求め、他を省畧すへし、即ち千八百七十四年五月八日會議に於る私婚法及ひ軍事法の論戰に就き、皇帝は、在ルガノのローンに、次の書簡を賜はりたり(同第二卷、六三九、六四〇)。

「朕は、苦しき日を暮らしぬ。卿と等く、朕の同意し難き私婚法は、朕之を抗拒する能はざりき、是れ朕が老衰せるにも拘らず、兩度も之が不可を記述し、有効なる結婚を唱道せしも、比公既に之を決定せしを以てなり、吁、止みなん哉。」

「今や、又軍事法に由て、第二の難題起れり。即ち衝突するか、或は四十萬一千人の頭数を三十五萬に削減するかの、兩者其一を擇ふべき窮境に臨めり。朕は、此法律を、必要以上の事件と思惟せるを以て、寧ろ前者を採り、凡そ、七年間、銳意茲に従事したり、然れども人若し千八百六十三年より千八百七十年に至る七年の日月なるを顧みたらんには、僅々七年の却て半世紀に値するを覺ゆるなるべし。吾人は實に此七年間、軍隊組織上に何を爲すなかりき、而して、此七年後、想ふに吾人は、既に一新戦争前後に立つものなるやの感あり、若し此事なしとするも、人口増加、彼が如きものあり、百分一の國防力を増すも何の不可あらん。尙希くは、速に面晤の機を得て、委曲陳陳するを得ん、

茲に朕は、卿の健康を祈り、再會の日を待つ。」

皇帝の義務
的觀念

吾輩聖なる故皇帝の情緒及意見を茲に公にするは、當時及び後世の臣民をして、敬虔の念慮を減せしむる所以にあらずして、却て、尊崇、追慕を増す所以なりとす。何となれば、吾人は、故皇帝の言辭に由て、當時の諸問題に關し、其の如何に比西馬克の卓越せる政治家的見識に服せらるゝの苦痛なりしかを看取すべきを以てなり。然りと雖ども、英明なる皇帝は、此く比西馬克の見識に従ひ、彼と共に從來未了の儘、皇帝の世に譲り來れる一切の事件を處理せられたり。之を要するに、皇帝の此決心を爲せしは、比公が近世普魯西の國歩艱難時代、即ち千八百六十二年九月の頃、困難の排除者を以て自ら任じ、其生命頭腦を抛ちて、王側に來り、普魯西軍隊の改良上必需なる軍隊の新編成レナールガニナチランの爲め、之に反對なる國民の代表者と論争せし時に在りとす。當時比西馬克が謁見を請ひしに先ち、國王は、既に讓位の詔勅に署名せられたり。されば比西馬克が參内し、國王、彼に内閣を組織すべしと命せられし時に際し、讓位勅

書は現に其面前に横はりぬ。蓋し國王維廉の意衷を察するに、比西馬克にして若し王命を固辭するあらんか、皇太子を召して、讓位の勅書を與へ、政府に臨ましめんと期せられしなり。然れども、比西馬克が王命を畏み、國內多數の反對あるも、其任に當り、不幸豫算の成立せざるも、敢て畏るゝに足らじと奏するに及び、國王始て安堵せられ、其手にせる讓位の勅書を裂き給へり。

然りと雖ども、皇帝維廉は、獨り前述の如く比西馬克の天賦の政治的見識に従屬せらるゝの智慮、並に義務的觀念を有し給ふのみならず、又王位繼承者の及ぶ能はざる尊き王者の徳を具へられたり、此王徳は國歩艱難時代、王及び國家に功勞ありし人士、殊に比西馬克に對する無量の感謝なりとす。比公は、王の此の如き感謝を辱ふせしに由り、王の在世中は、攻撃及び「軋轢」の渦中を通して、其位置常に安全なるを得たり、此等排斥運動の激甚なる時に、鐵血宰相をして、其堪ふる能はざる所とし、骸骨を乞はしめし事あるも、皇帝は、毎に彼を論すに、「無用なるぞ」の辭句

皇帝の感謝

を以てせられたり。

事情此の如し、是に於てか皇帝の意衷を逢迎し、百方其比公を信任せらるゝの念慮を打破せんとする、保守的態度の希望は、全く水泡に歸せり。されば、曩きに「神と共に、王と國とに盡さん」の格言を其楯に刻みたる十字新聞系統の黨類は、今や其大旗に「比公の憤死」と題せる、徒黨に加擔せり。是れ、蓋し公子派は、比公が千八百七十六年二月九日帝國議會に於て次の如く彼等を論評せし以來、最早比公と地球上に兩立すべからざるの間柄となりしを以てなり。

「有力なる政黨の機關たる、十字新聞」の如き新紙か、世界に於る屈指の人物に醜陋妄誕を極めたる誹謗を加へ、其甚しき、至高なる法庭の宣告に由て、正當に理會せられず、之を購讀する者をして大臣等か不正なる舉動を爲せしやを疑はしむるに至ると雖ども——又此の如き新紙が、一ヶ月の發行停止に處ぜられしに拘らず、總て無根の議論を爲し、懺悔若くは過誤を説くなきと雖ども、畢竟卑劣なる誹謗にし

て、吾輩の毫も顧慮する所にあらず、而して、何人も購讀を豫約して間接に之に聯帶すへきにあらじ。此の如き新紙か、其不正を償はざる以上は、人々宜しく之か購讀を拒絶すべし。之を購讀する人々は、是れ間接に虚誕誹謗の記事に聯帶するものなり。

是に於て、數日の後、十字新聞は、當時在京黨員の宣言書を公にせり、曰く、王國保守黨旗の忠臣として、吾人は、十字新聞並に彼等の代表せる全黨に對する誣告を痛撃す。吾人は、王國の元勳が、年來王室の確實なる支柱なりと認定せし黨派と、今や相争はん爲め、此の如き手段を採られたるを悲むものなりと。此の如き、伯林在留黨員の宣言は、爾後平原地方北部獨逸より無數なる同意加入の誓詞を得たり、然れども、帝國官報及び「普國官報」は、永久の紀念として、此等「十字新聞宣言者」の姓名を報道しぬ。

然りと雖も、十字新聞の行爲よりも尙無禮を極めしものは、後來「獨逸帝國の鐘聲」と改題せし「獨逸鐵道新聞」の舉動なりとす。社會民權的新

「帝國の鐘

聞と軒輊なき此卑猥なる新聞の主幹は、ヨアチム・グールゼンと呼べり、然れども、實際、同新聞卑猥記事の擔當者は、ヘルリー・ファン・アルニム伯公使館參事官フ・オン・ロエ男並に越山派、公子派、民權派、及び社會民權派の徒黨にして、總て其筆鋒を比公に向けたり。彼等皆有害無用の手段を以て、首相を誹謗するに従事せしも、其多くは、諷言刺辭に留り、容易に其謂ふ所誰に在るやを推知するを得しと雖も、細慮之を行ひしに由り、刑法上、久く之を處分するの把持を捕ふる能はざりき。獨り、アルニ伯の第一回訴訟に裁判長たりし伯林市裁判所長ライヒ氏に對する彼等の攻撃は、稀有なる鹵莽無謀に出てしかば、珍らしくも、茲に始めて法律の制裁を免るゝ能はざるに至れり。是に於てか、同新聞記者の惡意忽如として、其端を發はしぬ、即ち、同新聞實際の發行者、ヨアチム・グールゼンは直に瑞西に脱走し、未派なる人物をして、名義上、責任ある編輯人なりと假托せしめ、卑怯なる逃亡者の當に受くべき處罰を購はしめたり。「帝國鐘聲」が裁判所長ライヒに向けし誣告は、千八百七十六年十二月

月に至て裁決せられ、全部、最無耻なる誹毀なりと指定せられぬ。然れども、此裁判は卑劣なる新聞の記事殊に比公に對する攻撃は端なくもアルニム伯の共謀者たる、越山派所屬の巴里駐在公使館參事官フォン・ロエの筆に成れる事、及び發行人ダールゼンか、書信並に面晤上、或は越山派知名の人士、或はアルニム伯の黨與、若くはヴェルフ派、民權派、又は社會民權派と氣脈と通せし事を曝露するに至れり。

逃亡中のダールゼンは、同新聞に對する無罪の時代、既に去て求むべからざるものなりと思惟せしもの、如し。何となれば千八百七十六年十二月二十三日に至り、同新聞は更に四箇の論文を以て、帝國首相を侮辱誹毀せし廉に由り、告訴せられしを以てなり。今回亦假託の編輯人をして、法廷に向はしめしめ、幾もなく同人はダールゼン及びフォン・ロエが、邪惡なる念慮よりして、攻撃せしものなるを知悉せしに由り、獄中より帝國宰相に向つて謝罪を爲し、更に悔悟改悛すべきを誓へり。然れども、何等の回答なかりしに由り、懺悔は、再ひ強情に變し、法廷に請

ふに、比西馬克に對する攻撃の一々、讒誣に非るを證明せんことを以てせり。法廷は其陳述を許し、遂に一記事に關する行爲を有罪なりとし、其名義上の責任者たるに由り、六ヶ月の禁錮に處したり。然れども、檢事フォン・テスセンドルフ氏(後の帝國檢事總長は、既に此審問に於てダールゼンの遺財中、越山派及び其他、彼の保護者並に黨與に關する重大の證據物たる書面の一包を差押へしを報せり。就中フォン・ロエの書面は比公攻撃の目的たる、彼を激怒せしめて、其健康を害するに在るを明記せるに由り、殊に朗讀せられたり。即ちフォン・ロエは、巴里より下の如く、ダールゼンに申し越しぬ。

「余は、帝國鐘聲の最近紙面を以て、帝國宰相を惠むの慈善演劇たらしむべきものなりと建議す。心理及び生理學上より曰へば、記事の順番として悲劇を先にし、次に喜劇を以てせん事最も肝要なるべし。願ふ所は彼を挑んで憤怒激昂せしめ、是に由て、豫め其消化を害せん事なり。」

千八百七十七年正月十五日、比西馬克に對する第四誹謗記事の審問再ひ開かれしに先ち、被告は事實證明を欲する旨を調書中に宣言せん爲め、未決監を出て判事の眼前に來りぬ、然れども、今や檢事は、一々舉證に由て、比公か伯林の中央地面信用社會（フリンダウ、ホーレン、クレヂ、ケルン、シヤフト）の設立に便を與へ、之に對して其利益金より、莫大の金額を受領せしとの陳述は、全く虚構に出てもなるを明白ならしめん事を主張せり。遂に千八百七十七年正月十五日に至り、法廷の判官及檢事一同の誓書に由り、虚構に相違なきを決定しぬ。當時檢事テスセンドルフ氏か述べし告訴の理由は、其要左の如し。

「證據既に舉れり。此證據の採用は、余か豫め此種の新聞、及び其黒幕並に沈黙の黨人に期せし所と同様の結果を生しぬ。人或は曰ふべし、帝國及び普國の最高官に向けし彈劾は、人々皆之を省みざる程、信を措くに足らざるなりと。然れども、是れ大なる誤謬なりとす、即ち此新聞の誹謗記事に由て、由々しき大事を生ずるを以て、之を輕忽に

附すへからざるなり。素より、此新聞は、購讀者の如き、甚た多からずと雖ども、頗る上流社會に愛顧せらる。其記事、多くは越山派及び社會黨諸新聞より拔載せるものにして、越山派諸新聞の如き、此く帝國鐘聲（ゲルマニア）及び殊に「日耳曼亞」より抄録するを得策と爲せり。是を以て瑣々たる誹謗文字と雖ども、一々之を處分し行くの必要ありとす。

爾後同檢事は、ダールゼンが、ロエ、アルニム、及びウエルン派なるチュルンのボルリース伯並に社會民權派の領袖ハスセルマンと結托せる事を論證し、更に次の如く公言せり。

越山派のダールゼンが、ハーゲン選出の帝國議員候補者たらんと欲し、隨て社會民權黨の贊助を得ん爲め、ゾーリンゲン區に於ては、同黨に讓歩すへきの約束を以て交渉を試みたり。然れども、べーベル（即社會民權黨の領袖）は此申込を拒み、附言するに、弊黨は此助力を仰くに及はず、弊黨は既に十五人以上を選出するの成算ありとの旨を以てしぬ。是に於てか、ダールゼンは、更に轉して、クルマンを介し、突然中央黨の

中央黨の衣
袖に於ける
ダールゼン

衣袖に隠れたり。検事は其辯論の終りに臨み、此黨の單に殺人仲間たるに過ぎざるを説き、尙、誹毀者時代を概評し、誹毀者を分て三類と爲せり。

甲は、少くも、一組合の下に動作するの勇氣を有する大胆者、乙は法律上他をして訴訟する能はざる程、巧みに筆を弄する用心漢、丙は無名無智の本派にして、三者中最悪むべきものとす。想ふに丙は市井の狗盗鼠賊よりも、尙悪むべきなり、見よ此等の盜賊は、他を却掠するに幾多身命を賭せざるを得ざるにあらずや。獨り無名の毀損者に至ては、何等自ら失ふ所なきなり。此輩實に暗殺者と輕重なしと謂ふべし。

既に千八百七十七年正月十五日、比西馬克の誹毀者に對する法廷の嚴正なる處分發表せられ、隨て彼等の黒幕に對する德義上の非難の聲生せしが、後ち數月にして、即ち四月の初週、俄然獨逸全國は、比公が骸骨を乞はれ、愈退隱に決せりとの悲報に接したり。事の茲に至りし原因

帝國宰相の暗殺者と同じ

比公退隱の決心と其第一原因

に就ては、既に大体上、當時の世論、特に、境上報知及び郵報が至當なりと認めし所なりき、尤も當時未だ之を口にするものなかりしと雖。

此原因に對する、境上報知の剴切なる無數の報道中、殊に比西馬克をして、此態度を採るに至らしめし、重要なる事情は、年來、宮廷に於て、百方宰相を麻痺せしむる軋轢に在るを論せり。是を以て此記事の草按者が、比公は其受けたる、最大妨礙の爲め、彼をして、自國宮廷の外交的牧師たらしめたりとの評言を實驗せりと謂ひしもの、自ら偶然ならざるを覺ふ。宮廷に於ける對比西馬克奸計の中心は、皇后アウグスタにして「境上報知」の如き、常に此皇后を謂ふに、唯一貴夫人の字を用ひしのみ。同新聞記して曰はく、「此宮廷には、羅馬の運河、波蘭人及びウエルフ派の不平等より成れる越山的毒物を交へたる十字新聞派、及び根底固き貴族的抵抗の渣滓流入し、以て十字新聞の糖漬及び耶蘇會の蜜漬を充たせる筈を修復せんと欲せり」と。此宮廷よりして、比西馬克の政策は、百方妨礙を加へられ、彼の「帝國鐘聲」訴訟事件に宣告、若くは處分せられた

る越山派、及び公子派の誹毀者の如き、皆赦免せられ、甚きは高貴の勳章を給與せられたり。然れども彼等は、却て「境上報知」の報告員が、比西馬克の單獨に責任を帯べる外務省の事務に直接關與せりと論じ、或は諸大臣及び比西馬克の部下が、彼比西馬克の政策に反抗するを懲誣し、若くは外交上の確執を調停せん事を欲しぬ。此調停は、報告員の所謂無名の「貴夫人」が露土戦争に先ち、英國女王ヰクトリアの自國利害上より觀察せし意見を代表して、皇帝に「獨逸國は、此戦争を禁すべし」と説かれしに在とす。又此「貴夫人」は、佛蘭西大使ダブザク侯の助力に依り、比西馬克の勸告及決心に反し、獨逸國をして、佛蘭西世界博覽會に出品せしめん事(徒勞に屬せり)に斡旋せり。遂に此社會の人々は、フォン・アルニム伯の失敗以後、新に比西馬克の後任者として、毫も政治上に能力なき内務大臣フォン・シュライニッツを以て擬するに至れり。

「郵報」及び「境上報知」の報告者は、千八百七十七年四月に於る比西馬克の辭職決心に就き、尙ほ前述以外の原因を説く所ありき。即ち此原因

第二原因

は比西馬克の常に主張せる租税及び財政の改革を着手すべき諸大臣の「力量不足」なるを指せり。アヘンバハ氏の如き、普國々會に於て、殊に自ら稱するに、其辭書中「成し難き」の文字極めて小なるを以てせしかば、皇后アウグスタの宮中及び皇太子の眷顧、益々隆んに、隨て財政改革上にも其勢力を及ぼすの地位を占るに至りしと雖も、實際一事も、成す所なかりき。吾人はポーションダルの好著「經濟學者としての比公」(卷一八十七頁乃至百二十八頁)を読み、始めて千八百七十七年四月、比西馬克が其職を去らんとするの大部分は、租税、關稅、財政及び鐵道上の新政策に原ける獨逸經濟改革の大計畫に在りしを知れり。大臣カムプハウゼン及びアヘンバハの兩氏は、此事業の協力者たりしも、比西馬克は、爲めに何等事務の進捗を感せず、殊に兩氏より有益なる經濟改革上の獨立意見を聴くことなかりき。是を以て、彼は、已むを得ず、自ら奮て平素縁遠かりし經濟問題に鞠躬し、獨力改革事業に當るべきを覺悟せり。尙後來其詳細を述べる所あるべし。

此時に當り宰相の危急は、少くも其危険なる形象に勝つを得たり。千八百七十七年四月三日、皇帝の旨を奉し、フォン・ベンニグゼン氏が熱情溢る、許りの演説を以て、全獨逸人民及帝國議會に向ひ、比西馬克の一日も國家に欠くべからざるを訴へしの後、比公は當分の賜暇に安んじ、辭職の念を翻しぬ。比公、乃ち四月初週より休暇を請ひ、十ヶ月間、フアルチンに滞留せり。此日子中、國民自由派の領袖、フォン・ベンニグゼン氏は、帝國宰相と心を同ふして、彼の社會經濟上の政策、及び改革に對する協同の基礎、並に内閣構造の變更を成就せんと欲し、大に盡力する所ありたり。此等の商議は、千八百七十七年の夏候より、千八百七十八年の夏季に亘り、就中、十二月及び二月に於て、最も活潑の運動を呈せり。二月十四日、比公伯林に歸る。幾もなく、ベンニグゼン氏は、帝國宰相代理(副宰相)に選定せられ、加ふるに、カムプハウゼンに代て、普魯西大藏大臣の印綬を佩ひ、帝國財政の衝に當らざるを得ざるの狀あり。彼固より此職に居らんを希ひしと雖も、之と同時に、フオルケンベック、及び

比西馬克公
フアルチンに
歸る

スタウフエンベルグ兩氏の入閣を望み、以て財政改革より生ずる剩餘金を租稅輕減に流用せしむるの、立憲的擔保を普魯西に再現せしめ、且つ比公の煙草專賣を斷念せられん事を提出せり。既にして、候補者フオルケンベック氏の入閣は、毫も皇帝の裁可を得るの望なきを以て、此交渉は、遂に破談と爲れり。加之、比公は、二月二十六日に至り、帝國議會に於て、突然煙草專賣を、自己の理想なりと吹聴せられしに由り、ベンニグゼン氏は、遂に就職するなかりき。今や、諸黨派、並に千八百七十八年の年頭以後、フリッツ・オイレンブルグ伯、カムプハウゼン氏、及びアヘンバハ氏に代れる普魯西新大臣ゴット・オイレンブルグ伯、ホブレンヒト氏、及びストルベルグ伯は、帝國宰相の將來に於ける經濟政策の新星宿に焦慮するに至れり。然るに、吾人か新獨逸帝國に於て目撃すべき暗慘たる事變は、俄然發して、萬象を震動せしめたり、是れ、實に社會民權黨の毒種より生長せしものなりとす。吾人、次章に於て、更に、之を詳述せん。

第十四章 千八百七十八年に至る社會

民權黨

フエルヂナ
ラザル
ド・ラザ

社會民權黨若くは社會職工黨をして始て獨逸國內に出現せしめし者は、フエルヂナンド、ラザルレなりとす。彼は千八百六十三年五月二十三日を以て、一般獨逸職工組合をライプチヒに設けたり。該組合の條款は、今日の社會民權黨の運動と全く其根底を異にせり、是れラザルレの組合は、國民的獨逸地盤上に立ちしを以てなり。即ち唯獨逸人のみより成り、且つ平和合法なる目的を有せしのみ、是れ他なし、當時の聯邦より、普通平等並に直接の選舉權を贏ち來るに在るなり。ラザルレ及び其組合は、條款中に明言せる如く、此選舉權を希望せり、曰く、獨逸勞働者の社會的利益を満足に代表せしむるは、社會に於る階級上の反抗を真正に除去するものなりと。尙此外、ラザルレは勞働者を所謂黃銅の勞銀法律の不幸なる壓制より脱し去らしむるが爲め、漸次全勞働世

界を包括するに至りし生産的聯合(工事同盟)に國家の補助を請求せり。ラザルレは權器煽動の方便として、此虛託的法律に向くるに、實際上智識及び此に關して幾多人間的並に理想的なる實在と全く異なる精神及び内容を以てしぬ。然りと雖、ラザルレは、一般の投票權並ひに生産的聯合が、國家より保證せられしや、直に起て、勞働階級の破壊損害を免れしめん爲め、勞働法律の黃銅に抵抗するなかりき。彼が國家に要求せし所は、現在獨逸帝國が、其社會政策的法律の脚色に仕組たる總計の十部一にも及はずと雖も、ラザルレが國家の扶助を要求せし所に由り、彼及び其組合が、全く國民的地盤上に立ちしを徵すべきなり。彼等は實に、獨逸國家並に獨逸國民に信用を置きし者とす。

此運動の經過並に其俊異なる首領の悲惨無罪なる零落は、本書今一々詳述するの餘裕を有せず。ラザルレが千八百六十四年八月ゲンフに於て、決闘を試み銃殺されたるは、世の知る所。ラザルレの遺鉢を承け、彼に代りて、獨逸勞働者の運動を指揮せるベルンホルド・ベツケルは、全然

ベルンハ
ド・ベツケル

シユワイチ
エル

カルル・マ
ルクス

喜劇的なる不良の怪物にして、自ら労働者の隊長たるを以て任せり、是れ或は其性質上、彼をして然らしめたるものあらん。彼れ自ら稱して「人類の大統領」と曰ひ、彼の所業は喧囂ならずして、一般に通じ、永久に堪へ、雷鳴電光なくして硬き地殻に滲入する喜ぶべき降雨と同じと斷言せり。然れども、實際彼の齷齪たる心事、彼の抑へ難き自負と大言とは、ラザルの創立せし組合の隆盛なる發達をして、烏有に歸せしめたり。同組合は、爾後、ベルンハルド・ベツケルの如き二人の凡庸なる「大統領」、即ちトオニルケ及びベルルを経、千八百六十七年ヨット・ベール・フォン・シユワイツェルを撰ひ、首領とせしに及び、再び隆昌を極るに至れり。然れども、當時に於る獨逸労働者運動の内部を考るに、曩にラザルの企てし國民的合法なる特象は、幾もなく消滅し、更に新様の方針を執る事となりぬ。即ち我現今の獨逸社會民権黨か、獨り固守遵奉せる非祖國革命的なる共產主義の精神は、既に此際より唱道せられたり。此種類の無形的創造者は、カルル・マルクスにして、千八百十八年ツリエルに生

れ、其専門たる法學に虚託なる哲學的研究を施さん爲め、千八百四十三年以後身外國に在りき、即ち先づ巴里に往き、千八百四十五年ブルジュエールに移り、爾後、千八百八十三年に至る迄、ロンドンに住し、同年遂に同處に客死せり。彼は再び獨逸祖國を見るなかりき、其門下生たるウヰルヘルム・リープクネヒトの外は、一切何人をも憎悪したり。カルル・マルクスは、既に千八百四十五年を以て其煽動的行爲をブルジュエールに始め、爾後其死歿に至る迄、殆んど四十年間、最卑陋なる感情に由りて、無教育の人民を激發教唆するが如き傷ましき所業に従事しぬ。彼の熱心なる崇拜者、普魯西の非職副官フオン・テユウは、五十年間マルクスと共にロンドンに追放されし者、彼が最も巧みにマルクスを評せしものは、實に左の記事なりとす。

「余は我目的の爲め、此人が卓越なる精神と共に、高尚なる胸宇を有せざりしを遺憾なりとす。然れども、余は最危険なる一身の功名心が、彼の有せる百善を腐蝕したる事を觀破せり。彼は彼の賤民間答に

反響する狂人を厚遇する、猶共產主義者及び中等社會の人士に對する如し、彼は如何に然らずと曰ふも、余は斷然感ぜり、彼の諸動作は其目的自己の主權を占るに在るを。

崇拜者は實に右の如く彼を評しぬ。之に反して獨逸史學界の泰斗ハインリッヒ・フォン・トライチケ氏は彼を評して、次の如く曰へり。

「學者たるに要する一事件は、確かに全くマルクスに欠けり、即ち學識是なり。今、彼を察するに、公平に知悉する爲め、無知の智を以て、事物に對する研究家の謹慎なるもの、毫も其痕跡だに存するなし。總て證明せらるべきものは、マルクスの窺ひ知る所に非ず。學者と狡猾なる辯護士と相隔るの遠きは、歴々我眼前に現出せり。而るにカルル・マルクスに向て研究家の客觀的公平を希望するは、實に餘り小兒らしき正直にあらずや。彼は一人世以來本國を無視せる過激主義の愚物を煽動して、餘す所なし。彼の學識は單に野蠻的性質に留れるのみ。國民の文明を増進すべき理想的勢力に至ては、毫も彼の知る所にあらざるなり。」

既に千八百四十七年の頃、マルクスは、彼及びエンゲルスの共編に係る「共產派の布告」に由り、其挑發的煽動力の第一試験を取消したり、同布告は、既に現今我社會民權黨の信仰條目を禁せしものにして、其條目とは則ち中等社會、及び近世の各國に對する階級的憎惡、及び從來に於る全社會の秩序、顛覆を謂へるものなり、而して、一度強勢なりし多數が精神的に分離慚忿し、遂に生存せる秩序に屈服して、瓦解を呈するに及び、直ちに權力、即ち唯新世界の産科醫としての權力が、出て來るべきを暴露して諱ひなし。該布告は、現今の我社會民權黨の暗語を以て、其文を結び、曰く「四方の賤民、互に糾合せよ」と。祖國及び國民は最早、此の如く法律を無視し、國家的及び社會的秩序の範圍を蹂躪せる運動に地盤と餘裕とを有するなきなり。

カルル・マルクスか、倫敦追放中、エンゲルス、ウオルフ、エ、カリウス等の外、最信任せし伴侶は、ウキルヘルム・リブクネヒトなりとす。彼等自ら

リーブクネ
ヒト

稱して「硫黄組合」と呼へり。同臭皆、普魯西及び再興せる獨逸の國民的感情上に、憎惡猜忌、及び害毒を播くの煽動に汲々し、勇往、毫も避畏する所なし。特にリーブクネヒトは、當時、埃太利より幫助せられたる非普魯西的の「アウグスブルク普通新聞」に従事し、同新聞が、這般の實行を奨勵するや、大に勇む所あり。彼は千八百四十八九年の頃に當り、苟も革命或は暴動の起らんとする地方あれば、千里を命して之に加入し、特にバーデン及びプアルツ革命に際しては、其普魯西的打撃の至らざりし限り、愉快に之に従事せしが、爾後、彼は瑞西に逃れ、次に倫敦に奔れり、千八百四十八年以後に於ける獨逸國情の沿革、及び驚くべき大變動に關しては、リーブクネヒト、毫も知る所なし。彼は、元來自家固有の意見を有せざりし者、其一たびマルクスの唱道せる意見、並に議論に接するに及び、以て世界濟度の呪法と爲せり。是に於てか、彼はマルクスが、少へーゲルヘーゲル、シュレー學校の叫聲に擬せる變則口調を以て仕組める此示現を快辯滔々公衆に吹聴したり、尙彼は、其主人と仰げる師長カルル・マルクスよ

り學ぶに、群衆を其目的に向けて説得する爲め、誹謗並に煽動の如何なる方便をも遂巡するなきことを以てせり。要するに彼の生涯の事業は、忠實なる獨逸労働者の胸中より、祖國を愛するの念を割くに在りき。千八百六十一年、國王維廉位に即き、普魯西政府の變動あるに際して、獨逸人赦罪の布告あるや、リーブクネヒトは、此恩典を利用し、翌千八百六十二年を以て、獨逸國に歸來せり。彼は先づブラス及びシウイヘルと結び、伯林に於て、共和的機關「北獨逸普通新聞」を起せしか、幾もなく、其協力者ブラスカ、政府の陣中に投入せしを見直に同新聞との干繋を絶てり。千八百六十五年、リーブクネヒトは、普魯西より逐はれてライプチヒに向へり、當時該地は、未だ社會的、殊に共產主義の煽動に、毫末の餘地あざりしのみならず、却て「中部獨逸人民新聞」の如きは、フオン・ポイスフオン・ポイスト君の指揮に原づき、リーブクネヒトの普魯西憎惡の意見を潔よく辯駁せり、リーブクネヒト、乃ちライプチヒ職工養成組合に投入するの便なるを感じぬ、同組合は、從來、尙忠實に自由及び國民的旗幟を翻へして、

ペーベル

動かす、殊にライプツヒトに於ける正當なる自由主義の領袖教授カール・ビーデルマンを以て其首領並に顧問と仰ぎ居れり。

此組合の尖頂に立てるアウグスト・ペーベルは、千八百六十五年に至るまで、リープクネヒトを以て、謹慎質樸なる労働者輻輳工殊に善良なる獨逸人なりとし、彼の父母は、ユエルンの加特力教徒にして、彼亦ライプツヒトに來る以前は、ザルツブルグに於る加特力教組合カトリック・ゲゼルン・エラインの煽動者たりしに由り、彼を以て、信心なる加特力教徒なりと思惟せり。當時ペーベルは其驚嘆すべき天才に因り、職工組合の寵兒並に領袖を以て目せられたり、該組合は、ライプツヒト組合の地盤上に立ち、ラザレン流派の各誘惑並に教授ロスメスレルの彩色を帯へる民權黨に抵抗したる者とす。ペーベルは、リープクネヒトに欠乏せる諸點を具備せり、即ち彼は、自身労働者たるを以て、其言論は、労働仲間及び階級會合に信仰尊敬を博し、加るに熱心なる演説家として、他を感動せしむべき天才をも有しぬ。是を以て其意見と感情とは、同伴侶の意見感情を掩護するに足り、自ら獨逸國

に於ける數千の徒黨を、其背後に率るに至れり。

今やリープクネヒトは、一年間柔順なる動作を爲し、茲に始て彼ペーベルの胸中に充たすに、普魯西及び獨逸の國情に對する嫌疑憎惡の念を以てし、更に彼をして、呼吸せる共產主義の夢想に全然抵抗なく加擔せしめたり。當年に於けるペーベルの談論及び立案は、明かに此豹變を證して遺憾なし。即ち此等は、皆民權黨の要求より流露せるものとす。ペーベルの組合は、千八百六十六年に至り、民權黨と稱せり、然れども、社會問題は、未だ唱道せられざるへし。然り、千八百六十七年の頃に組織されし北獨逸聯邦の帝國議會に於て、ペーベルも亦グラハツ選出の代議士として、議場に列せしが、社會問題に就き、一言をも發せざりき、剩へ、ラスケルの注意に對し、彼勵聲呼んで曰く、余は、毫も社會黨的運動に關する者ならずと。是を以て、當時ペーベルが、尙共產主義に變化せし事も、未だ實現せざりしなり。之に反して、其翌千八百六十八年に至れば、此變化を來したるを見る、即ち此年を以て、彼の指揮せる職工群衆が、ヌルンベル

グに「組合會議」を催ふせしや、マルクスの創立せし「萬國」(即ち萬國職工組合)の原則を採用する事となれり。千八百六十九年八月アイゼナハの此種の組合は、社會民權的職工黨の名を冠し、同時に「萬國共產主義同盟」に關するマルクスの條款と、其要點一々適合せる一立案を採用せり。此政黨に附屬せる者は、又「アイゼナハ人」若くは「彼等の自稱せる」公明派と稱せられたり。

千八百六十七年八月、ベール及びリーブクネヒトは、相共に帝國議會に選出され、爾來彼等の姓名は、社會民權的運動の首領として、兩者互に合体せし觀あり、然れども、此政黨内に於ける彼等の意義は、全く前に述べし如く、リーブクネヒトの共產主義の觀念、並に計畫に、ベールが全然歸服せしものと見做すべきなり。ベールは、世人の屢々承認せる如く、決して其偉大なる自然の才幹あるに由て、該政黨の精神的首領、並に統轄的意志あるに非ず、恐らくは、ベールは、其社會民權的道途を逍遙せる間は、唯常にリーブクネヒトの精神的傀儡たりしもの、後來亦それ然るな

るべし。彼の精神を養育せる父は、又其實質を根本より變更したり。今日に至てはベール亦猶リーブクネヒトの如く、鹵莽激越の狂信者たるに過ぎず。兩者は、目的の爲めには、如何なる手段をも是認して、顧みず、特に不實、隱諱、牽強は、彼等の政黨及び事務に必要なりとせし所なり。

然れども、此政黨組織は、ヌルンベルグに於ける千八百六十八年の組合會議より、伯林に於ける千八百九十二年十一月の該黨最後の會合に至る迄、始終リーブクネヒト君に、該黨の無制限指揮を保證するに足らしめたり。固より一人若くは多數の指揮監督委員の懇切なる現象も亦自ら存せり。然れども、此等の現象は、未だ嘗てリーブクネヒトの職權を制限せし事あらざりき。「平等、自由及び友愛は地球上社會民權黨に於ける如く、しかく僅少の地面を有するものあらざるべし。エングルスの所謂神と一緒に準備されし此徒黨、リーブクネヒトの言に據れば、人類中獨り、科學的に養成せられたる此仲間、並に其放逸なる自由を

強請するや、國家及び社會の秩序を目して、奴隸根性の表明、反動群衆の意見なりと嘲弄せる此與黨は、彼等自身がペーベル及び其他領袖を始め、相率て、リーブクテヒトの呼號に應じ、其藥籠中に己を忘れて、盲動亂舞せるの陋を覺らざる也。リーブクテヒトは、既に頃來現出せし同黨機關新聞の唯一指揮者として、彼等を統轄するの權を運用せり、是れ該機關新聞は、同黨員に向け、事毎に暗號並に命令を下すを以てなり。凡そ事の信仰すべく、知悉すべく、實行すべきもの、若くは、然すべからざるもの、一々同新聞の報道に依れり。又同黨の舉動に關しては、其出來せし事、出來すべき事、或は出來すべからざる事等、一切之に由て指揮せらる。其他黨、若くは政府及び帝國議會の法律案、步武並に覺悟に對する該黨の態度、亦一に制を之に待つ。其他、該新聞は、同黨が服膺すべき唯一の教義並に、學問を授け、毎年僅々數日に亘る同黨大會の日程、及び決議を處理す。全黨渾て異論不平を唱るなくして、其告示に従ふべく、又實に従ひ行きたり。之に加ふるに、リーブクテヒトは、其全權を幾多制限

するに足るべき諸般監督等に關する委員に對して、毫も躊躇懸念する所なし。千八百七十年セダン落城後、ブラッケの下に立てるブラウンシュヴァイグ中央政黨の領袖が、一たひ其機關新聞紙上に、リーブクテヒトの祖國無視並に佛人に諂諛せるを攻撃せしや、リーブクテヒトは、其欲する所を自黨機關紙に臚列し、又ブラッケの政黨指揮上に、無法なる教唆を向けたり、ブラダ氏止むを得ず、爾後社會黨法の提出を主張せり。然り、獨り茲に止らす、千八百九十年十月ヘルンに於る同黨大會以來、リークテヒトは、其統御權を憲法的に保證せられたり。何となれば、同會議に於て、リーブクテヒトが機關新聞の總理たるは、又同黨百般に於る首領たる等權なる事を決定せしを以てなり。ヘルン大會記事二百六十四頁。此故に彼は、一身にて、同黨を指揮せる總員十二人の團體と等一視せられたり、換言すれば、彼即ち同黨指揮其物なり。而して、吾儕は、又事實上、二十五年間、同黨が狂想に陥り、同黨の完美なる暗號、自由、平等、及び友愛は、却てリーブクテヒト君をして、彼の偏僻なる意見を唱へ、以て規矩を

指示せしむるを認可し、又顧るなきを目標せり。

兩社會黨的職工黨即ちラザル派、及び共產主義派、即ちアイゼナハ公明派の首領が相聯合して、外敵に當るの要なきに及び、互に相反目するに至れるは、自ら人情の免れざる所、必しも答るに足らざるなり。此状態は特に千八百六十七年乃至千八百七十一年間に現出しぬ。既に「人類の大統領」ベルンハルト・ベッケルは、カルル・マルクスに向くるに「彼の萬國聯合を以て木乃伊にし、且つ亂心したる鯁(チロップク)をして烟筒に懸けしめん」との友愛なる勸誘を以てせしが、リーブクネヒトは、之に反して、ラザルの伯林組合に短氣なる動議を提出せり、曰く「ベルンハルトベッケルは、卑賤なる誹謗者、見下け果てたる不祥の白癡たるに由り、同盟以外に放逐せん」と。然れども此爭論は其後久しからずして、千八百六十七年乃至千八百七十一年、強大なる熟練と、柔軟なる實力とを兼有せるシュワイチエルが、ラザル派組合の牛耳を執るに及び、更に激甚なる憤怒を共產主義派に惹起したり。何となればシュワイチエルが、其職工大隊

其新聞購讀者及び豫約者の實力、並に人員の増加に因り、此四年間に厥ち得たる一大結果は、殊に共產主義の奮勵並に効績に超越せしものあるを以てなり。シュワイチエルの位置は、右四年間、彼に對抗せるリーブクネヒトの態度に由て、最善く觀測すべきなり。時としてシュワイチエルは、當時公明派の機關たるリーブクネヒトの「民權週報紙」上に、猫の前足を以て追従せられ、時として、誹謗の洪水に沈溺せられ、「反問」政府の御用社會主義及び「探偵」の如き言辭は、其最穩なる罵詈に屬したり。千八百六十八九年に於て、リーブクネヒトは再び伯林に赴き、シュワイチエルに面せり、是れ彼と媾和せん爲めにして、齟らすに、シュワイチエルが、カルル・マルクスに附屬せる一人たらしむ事の條件を以てしぬ。シュワイチエルが、此要求を千八百六十八年に冷笑して顧みざりしに由り、爾來長日月の間、復びリーブクネヒトの新聞上に攻撃せられ、政府に雇はれたる大統領なりと罵られたり。千八百六十九年第二回の拒絶に遭ふや、リーブクネヒトはシュワイチエルの嚴格なる管理に不平なる同組合中の「貴族」長老

の謂、即ち故ラザルの舊弟子フリッチェ、ガイブ、ブラッケ、スピール等と結びたり、彼等は、リーブクネヒト及びベーベルと約するに、近々バルメンに開設すべきラザル派の大會に於て、シュワイチェルを貶黜すべきを以てせり。是を以て共產主義の兩領袖(フリッチェ及びベーベル)は、シュワイチェルに對する告訴を提出せん爲め、同會議に出席するの許可を請ひぬ、其告訴たる、シュワイチェルは根本より獨逸職工を分裂し、普魯西公子主義の爪牙と爲れりと曰ふに在り。シュワイチェルは、自ら負ふ所あるや、快く其敵手に出席及び言論の自由を許せり、是に於てかシュワイチェルに對する卑陋なる陶汰は、リーブクネヒト及其他より揚々たる意氣を以て集合せる亂民の眼前に演せられたり。結局、次の如く議定せらる、即ちシュワイチェルは、其統理權も剝脱せられ、遠方なる漢堡に移動せし六人委員の可憐なる器械に貶せられたり、而も同委員中には彼の深仇亦加れるに由り、敵も味方も、一齊に驚駭する許りなりしに、シュワイチェルは、外見上、此決議に好意を表し、利さへ、リーブクネヒトと和睦せり。フランクン、メーリングが、其

著「獨逸社會民権黨」に適切に記せる如く、兩人は、將來、安寧を以て相交はり、又他人民を無事ならしむる爲め、彼等の職務を兩々平和に助け行かん事を約束せり。然れども、シュワイチェルは、其時節到來を感せしに及び、即ち爾後三月を隔てしにて、千八百六十九年六月なりとす、彼のバルメンに於る一組合所屬少數代議員の議決を撤回して、全議員の原票決に復し、合せて彼の統理權を再占するを得たり。且彼は、リーブクネヒト君、及びベーベル君に對し、其職工事務に關する彼等の不都合なる謀反の件に據り、復々職工會議に出席する價值なしと宣言しぬ。ラザル派組合の貴族(寧ろ長老の意)即ちフリッチェ、ガイブ、ブラッケ及びスピールも亦曩にシュワイチェルに反抗し、前兩人と協謀せしを以て立るに、隨意同黨を去りぬ、隨て對立せる首領及び黨派との調和は、千八百七十一年の歳首シュワイチェルの退隱せしに至る迄、全く遮断せられたり。

シュワイチェル退隱の原因は、單に一身の事情に在りと謂ふべし、何となれば、彼は其煽動の結果に就き、又遺憾なかりしを以てなり、彼に従屬

シュワイチェルの退隱

せる「職工大隊は、少くも彼の敵手の部下に倍し、其新聞の豫約者亦同比例を爲せり。而して彼の退隱當時は、恰も反對黨の領袖及び末派が戰爭中祖國に對する無耻の大逆に由り、獨逸人民の激昂に掃蕩され、恰も風前の糶の如く、政治的生涯の舞臺上より飛散するに至りしを以て、彼に向て獨逸全國諸職工を終身統轄せられん事を契約せられしと雖、彼は辭職したり。是れ其二十五年間激動教唆に従事し、名譽勞苦、警醒共に彼をして又遺憾なからしめしものありしに由れり。壯年に於て、氣力衰へし愉快なる人間、即ち彼は、其睡れる神經に強大なる新刺激を與へん爲め、洵に這般の生涯を擇びしに似たり。然れども此問題の廣大なる、恐らく彼自らを喫驚せしめしも、俄然彼が本性の光輝ある半面を再び新に鼓舞し來れり、光輝ある半面とは何ぞ、曰く柔靱なる忍耐、剛毅なる自信、並に各般の勢力及び事情を平靜に測度する事是なり。而して彼が初め、唯娛樂上試みたりし事件に就き、熱心に力爭するに及び、自ら羸に彼を狂亂せしめたる欲情以外、更に神聖なる權力を其胸中に喚起し、今

や之を呼號して群衆を警醒せり、是れ即ち詩人的熱心及び純潔なる愛情にして、此兩者は彼をして其生涯の最好結果を呈せしめ、又一幸福なる結婚の觀あらしめ、其注意を惹くの甚たしき、遂に彼をして當時に於る二三喜劇的秀才の一たらしめぬ。然れども之と同時に彼の「貴族」即ち彼の親友の忘恩并に内應は、彼の不興を買ひ來り、彼をして群衆を統御すべき首領にして、此等群衆を歸服せしむる能はず、却て恨めしくも斷然彼等を相率て、漸々邪曲なる平面上に陥り居るやの苦悶に沈ましめたり。彼は其退職後該組合の最近大會より不面目にも出席を拒絶せられたり、是實に彼が二十五年間の鞠躬盡力に對する組合の感謝なりき。彼乃ち左の如く公言せり、

「始終相替らず重來する忘恩の證據は、唯其一部分のみ、新思想に對して感動するに過ぎざる人民なる事を想ひ見よ、自ら氷解する所あるべし、殊に彼等の最多數は、余か余の悲境に就き觀察し得べきか如く、唯社會の上層に對する猜忌、或は其他醜陋なる意志に驅られた

兩派の聯合

るもののみ。請ふ人を窮屈なる眼界を取り去れ、必ず這般忘恩若くは愚昧の現象に接し、殊に怪むに足らざるを覺るべし。シユワイチェル退任後、リーブクネヒトは純潔なる共產主義を奉ずる爲め、調和及び一致の要を吹聴し、以て彼の部下よりも優等なるラザル派組合の群衆を糾合するの輕妙手段を演じたり。彼のリーブクネヒトの陣中に投せしシユワイチェルの貴族、亦此精神に依て盡す所ありぬ。然れどもラザル派組合の新大統領ウヰルヘルム・ハーゼンクレンフェル亦此精神に對してシユワイチェルよりも尙甚だ近接するの風ありき。彼は柔皮匠の家に生れ、抒情詩人の弱點を有し、高尚正直なる獨逸人なりと雖も、最強盛なる獨逸職工黨の首領たるべき資格、即ち教育、野心、手腕、見識、炯眼等を欠きたり。彼の細工に於ては、彼確に堪能の工人と爲りしなるべく、恐らく彼の部下は彼の姓名を記せる金縁の抒情詩集二三あるを疑ふなるべし。然れども職工首領としての彼は、思想愚蒙にして醫し難き爲め、行爲能力相伴ふ能はず、遂にラザル派の獨逸思想の群衆

ハスセルマ

をして、祖國無視の共產主義に豹變せしむるに至れり。尤も「公明派」の此調和に就ては、ハーゼンクレンフェルは、尙一身上特別なる動機よりも之を賛せしものとす。又本來の黨派（即ちラザル派）に於ても、彼に比して一步精神的高尙なる競争者、同黨派機關「新社會民權黨員」の記者ウヰルヘルム・ハスセルマン現出するに及び、自ら活氣を生じたり。然れども、客觀的事情は、大に兩黨派の一致に利する所ありき。共產主義派は、其千八百七十年獨逸國の政治舞臺より排斥されしも、爾後幾もなく意を決して再現せん事を悟りぬ。千八百七十二年ハーグに開きたる萬國會議に於て、リーブクネヒトは獨逸社會民權黨を代表せしが、同黨の本尊たるカルル・マルクスの最愛せる玩具萬國會議すらも、端なく露西亞人バクニンの指揮せる無政府黨の攻撃に遇ひ、忽ち破壊せられたり。爾來共產主義の領袖リーブクネヒト及びハスセルマンは、二年間フメルツスブルグ城塞に漂泊せり、是れライプツヒの陪席判事が此長日月間、彼等に對する國事犯の豫審を猶豫せしに由る。相反對せる兩

黨の陣營を留守せる儕輩は、皆中流以下に屬せるを以て悲劇を演ずる力なく、兩者漸次接近媾和するに至れり。而て黨争も亦戦後なる千八百七十一二年の輕舉時代(投機的輕舉時代を曰ふ)以來、千八百七十三年の俄然たる爆聲が、無數の困厄を職工社會に來せし迄、殆ど其消息を絶ちたりき。又此頃に至り、少くも伯林に於て、檢事總長フォン・ラスェンドルフの熱心に由り、共產主義及ラザル派が、共に社會民權的悖戾に陥るに對し、法律の勵行を分明にし、又ラザル派を、政府の社會主義なる嫌疑外に超然たらしめたり。爾後兩黨は千八百七十四年一月十日に於る帝國議會選舉の結果を目して、彼等共同の勝利なりと祝しぬ、是他なし、彼等の幾百千が社會民權黨員を投票し、以て彼等一般の不平を吐露し得べきに因れり。過激黨自らも亦其帝國議會に九箇の議席並に無慮三十四萬票を得しに驚きぬ。其贏ち得たる議席に就ては、兩黨殆んど相半せり。リープクネヒト及びベーベルは、當時處刑中に屬す、其他の被選者は、ガイブ、モツテレル、モスト、フールタイヒ、ハーゼンクレフェル、ライ

マール等尋常の人士にして、互に胸襟を開くの情なし。獨りハスセルマンは所謂「大統領」ハーゼンクレフェルの下に於る公然の後見職たりき。

狀勢既に此の如し、されば千八百七十四年の春候に至り、フベルツスブルク城塞を出で自由の身となりたるリープクネヒトも、ベーベルは皇帝誹毀罪に由り尙ホ九ヶ月間ツウカウに於て罪を購ふべきなり、黨員の一致を目撃し喜悅する所ありたり、但し多年兩々反目疾視せし群集を和睦せしむるは、元是れ難事。然れども久しからずして領袖の嚴命に由り、媾和も亦行はれたり。即ち千八百七十四年の秋候ラザル派領袖トエルケが兩黨和合の爲め催ふしたる兩黨代表者の會議は、速かに此目的を果たさしめぬ、爾後千八百七十五年五月二十二日乃至二十七日に亘り、聯合大會をゴータに開き、是に由て兩反對黨永久の協和並に共有の黨議を決定せり。ゴータに於ては當時尙此く和睦せし兩反對黨の勢力上、非常の差異ありき、大會開設の始めは、兩黨相疑ひ、批評

ゴータ聯合大會

對抗の念に驅られしを以て、僅々九千の共產主義派は、ゴータに於る萬五千のラザル派と對峙すべきの觀ありしのみならず、却て此少數者は勝を多數者に制したり。ラザルの翻へせし國民主義の旌旗は、其部屬の隱伍外に永久放棄せられ、彼等亦可憐にも祖國無視の革命的共產主義に蹂躪せられたり。されば此協議より孕まれたる「ゴータ案」は、純乎たる共產主義なり。然るにリープクネヒト君は、尙以て足れりとせず、愁聲を發して唯讓歩のみと叫べり。試に事實に鑑みよ、ラザルノの建築に於る一基礎、即ち生産的組合に對する國家の扶助、及び黃銅の勞銀法律は、將來の聯合家屋（即ちゴータ案建築上、共產主義の粗造なる家屋の一邊隅に埋没せられ、其他は一切カルル・マルクスの輕躁なる建築、並に空中樓閣的設計を摸寫決行するものなるにわらずや。是を以て人々、リープクネヒトの所謂讓歩は、爾後二十五年の間、唯ラザル派に向て此讓歩に由り、彼等却て根本より損害を蒙り居れるを自覺せざらしめん爲めに目論見たる一綺語に過ぎじと思惟せり。然れども

ゴータ案に於けるマルクス

千八百九十一年の劈頭以來、吾人始めてリープクネヒトが眞面目に這般の愁聲を發せし事を知るを得たり。何となれば、彼の師長たるカルル・マルクスか、ゴータ案を目して、徹頭徹尾排斥すべく、又自黨を敗類せしむるものなりと叫び、希伯來法律の如く、截り割く許りの慘酷を以て、其條項を破壊し、毫も假借する所なかりしに拘らず、彼れリープクネヒトは、此讓歩に同意せしものなればなり。彼は實に此く痛快にカルル・マルクスか、ゴータ案を罵倒せし書簡をポツクトに藏し、以て此本尊の赫々たる立證を湮滅せんと試みぬ。僅かに之を指示せしブラック、初イブ、及びアウエルの外、當に之を關知すへき同黨の領袖ベールをカメ、全黨員は、千八百九十一年二月に至り、始めて之を聞知せり。即ちフリードリッヒ・エンゲルスか、カルル・マルクス著の「ゴータ案の標註」と共に、此書簡を同黨首領連の認可並に意嚮を經ずして、突然同黨機關雜誌「新時代」紙上に報道せしに因れり。新時代、千八百九十一年、五六一頁乃至五七五頁。今マルクスの痛撃に逢ひたるゴータ案の要領を左に掲ぐ。

第一、労働は、富強文明の源泉なり、而して一般に有益なる労働は獨り社會の力に由て希ふを得べきを以て、社會即ち之を組織せる人間全体は、同權及び相當なる需要品を有すると同時に、一般の労働義務を以て、共同なる労働的生産に従事すべきものとす。現今の社會に於ては、労働の方便總て資本家の壟斷する所たり、隨て労働者か彼等に條件的附從を爲せる事は、各般の困厄並に隸屬の根原を爲せり。労働の自由は、社會の公益上、自ら労働方便の變更並に労働収獲の有益なる使用と公平なる分配とを具備せる一般労働の組合的管理を促かさざるを得ず。労働の自由は、實に労働者の當に努むべき事業なり、其外の諸黨は、之に對して唯反動異議の徒のみ。

第二、此原則に因り、獨逸國の社會主義職工黨ソシアリスチシェン・ヴェルケンニクは、總て合法的手段を以て、自由の國家社會主義の組合、雇役法の廢止と、之に伴へる黃銅労働法律の破棄、各事件に於る侵漁の停止、社會及び政治上に於る一切不同の除去に力を致すべし。獨逸國の社會主義職工黨は、其初め國

其「要求」

民の汚塵中に營々せしむ、遂に全人類を眞理に親近せしむる目的上、職工に委ねられたる全義務を實行する爲め、職工運動の萬國的性質あるを知悉決定するに至れり。

之に續き、尙此目的を達する爲め、國家及び現在の社會に對する種々の「要求」を陳述する所あり、即ち左の如し。

「二十歳以上の者は、國家及び町村に於る選舉に對し、一の投票權を有する事。人民に直接の立法權あらしむる事。宣戰媾和の決、人民に在る事。現今の軍隊に代ふるに、國民軍を以てする事。出版結社集會に關する一切の法律を廢止する事。人民に判決權ある事。無報酬の裁判。國家の力に由りて、一般平等の國民教育を施し、一切の學校、授業料なき事。私事に於ける宗教の宣言、國家及び町村に向て單に遞加所得税のみを納る事。無制限なる聯合權。正則の労働會議。日曜及び兒童労働の禁止。職工保護法律。囚人労働の整理各職工所有金の完全なる自管。

此ゴータ案は千八百九十一年のエルフルト大會に至る迄、同黨の遵奉し行くべきものと指定せしものなるに、今やマルクスは、言々句々、其諷語に過ぎずして、意義の矛盾せるものなるを指摘せり。此の如く該方案は文辭狂妄を極めしものありと雖、之か勸誘者は憐むべき無識不文の群庶を誑かすに、唯一なる救世の德音なるを以しぬ。其國家並に社會に向けたる笑ふべき要求は、カルルマルクスの「標註」中に、最巧妙に嘲弄駁撃せられたり。又彼の「合法的手段」を以て、一君主國より前條の諸要求を力爭する「自由」を贏ち來らんとするが如きは、實に是れ齊東野人の語、虚妄の罪少らざるなり。然れども就中「黄銅の勞銀法律」に關する彼の誑惑的虚妄は、カルルマルクスの著書中に於て、徹頭徹尾排斥すべく、又自黨を敗類せしむるものなりと叱斥せられたり。それ然り、然りと雖、人民の誑惑者か殆んど一人生間、此の如き虚妄を唱道し、千八百九十年十月ヘルンに開きし同黨大會に於て、俄然、此有名無實なる黄銅の勞銀法律が成立すべからざる「謔語」なりと宣言せられ、遂に「廢止」せられ

しに及ぶ迄、群庶は、此虚妄に魅せられて祖國と神明とに逆ひしを覺るなかりき。

然れども、カルルマルクスは、其著「標註」に於て、吾儕に甚た興味ある白狀を記述する所あり、曰く、資本家(即ち現時の)社會と共產主義社會との間には、兩者輸贏を決すべき革命的變動の時期存せり。而して之と呼應して政治的過渡時代亦來り、賤民の革命的獨裁權現出せんと。フリードリッヒ・エンゲルス氏は、千八百九十一年二月發刊の「新時代」誌上に、カルルマルクスの此の白狀を報道せしが、同白狀の精神に、又何等の疑念を挾まざるを以て、同年三月十八日に至り、更に記して曰く、獨逸の俗物は復た新たに賤民の獨裁權を唱へて、公益的變革を講せんとす。諸君は如何にして此獨裁權の出現するやを知らんと欲するか。請ふ、巴里當年の市民を想へ。是れ則ち賤民の獨裁權なるを。此過激なるメライヤの白狀は、其高僧等が、彼等の崇拜する偶像の真正なる形相及び實体を匿さん爲め、力め居れる隱蔽假託を會得せりと謂ふべし。カルル

マルクスの前言は、表面上平和適法なる變動を以て、現今の社會を將來の社會に改造せんとする如き全然の虛妄を流布するもの。其真相を掬せんか、唯革命的變動、並に、賤民の革命的獨裁權に由て、現今の國家及び社會の秩序を共産的に變化せしむるに在るのみ。それ如何に之を辯ずるも、事實は、千八百七十一年に於る「巴里市民の醜陋慘憺の再演」なるべし。

千八百七十五年ゴータの聯合會議當時、カルル・マルクスがブラツケに與へし勸告書中にも亦其批難したる方案(ゴタ案)の承諾を拒絶すべきを明示せり。然れどもブラツケは、之に従ふなかりき。想ふに、リーブクネヒトは憤怒せる倫敦の師長即ちマルクス氏也を慰諭し得るの故に、獨逸職工幾萬千の頭腦及び胸臆に浸潤せる純粹精一なるカルル・マルクスの教義に腐蝕的毒劑を加ふべきを公布せしなるべし。固より何人も、リーブクネヒトが此調和の約束を好機運に利用せしを疑はざるなり。否、更にゴータ聯合大會以後、獨逸國內に於ける社會民權的運動の驚くべき進

聯合の結果

歩は、自ら倫敦なる老煽動者の憤怒を和らけしものあり。最近に議決せし同黨大會の方案は、明かに之が擴張の實證を示しぬ。即ち千八百七十六年八月十九日より二十三日に亘るゴータ大會に於て、同黨首領は、總收入殆んど六萬馬克に達し、煽動上に必要なる各地に於ける同黨大會に、其三倍を費やせしを報せり。其煽動たる、同黨の特風(即ち目的は、方便を神聖ならしむとの原則を遵奉する事)上、摸範的ならしむる方便に依りたり。千八百七十五年六月より翌年八月に至るの十四箇月間、同黨は、十二の政治新聞及び「新世界」(フイユ、ウエルト)と稱する應援の雑誌を刊行し、現今二十三の政治新聞、及び應援雑誌を有し、購讀希望者、凡そ十萬あり。冊子販賣高亦十萬部を越へ、同黨の黨報たる「可憐のコンラッド」(デア、アリン、コンラッド)亦四萬部に達せり。

以上の計算は、社會黨の誇張に出でたる無限の資本に屬するものたらざる事は、千八百七十七年二月十日の帝國議會總選舉に由て、卜知すべし。即ち此議會に選舉されし投票總數中、社會民權黨の有せしもの、

千八百七十七年の總選舉

凡そ五十萬にして、總數の十分の一なりとす。此の如き目覺しき結果は、當時の獨逸國をして年來既に苦惱せしめたる經濟上の大恐慌に關係せしのみならずなるなり。過激黨は就中、其一致せる攪亂的に選舉煽動に由て、好結果を夢想せり。彼等乃ち獨逸帝國の三百九十七選舉區中、百七十五以上の候補者を出し、殊に其四十三人は、同黨か、全力を盡して必勝を期せし所なりとす。然るに結果は、僅かに議院に十二席を占め得しのみ。

千八百七十七年五月二十七日乃至二十九日の間、再ひゴータに開きたる同黨大會に於ては、三萬二千の票數を有せる九十五委員に由り、二百五十一箇處の代表を來せり。正月十日五十萬の頭額か社會民權黨に投票せし票數に對する、識見ある連中の員數は、實に嘆すへき不權衡を呈したり。過ぎし大會後、八ヶ月にして、同黨新聞は新たに十八を増し、現今は、四十一新聞となり、購讀豫約者十萬以上なりき。機關新聞「フォルム」は、一萬二千、應援雜誌「ノイニウエルト」は、三萬五千の豫約者あり、黨報は、五萬

部を刊行せり。八月間總計殆んど六萬馬克の收入あり、即ち千八百七十五年乃至七十六年度分に等し、而して其莫大なる出費ありしに拘らず、尙三千五百八十二馬克の餘剩ありき。但し此收入の總額は、同黨か選舉競争に支出せし費用の四分の一に値せず、何となれば、アルトナの選舉區に就て、之を曰ふも、收入二萬三千馬克にして、支出三萬馬克なりしを以てなり。

帝國議會の社會民權派は、今や一勢力と爲り、同臭味なる黨派の二三運署を求め、労働者の安寧上特別法案として其有名なる「労働者の友愛」を天下に公にせんことを試みたり。然れども彼等の提出せし諸法案は、昏迷せる群庶に數多の約束を爲せしに拘らず、恠怩たる愁訴の末、立法の論に掛り、通過の恵に浴せしものは、僅かに其一に止りき。千八百七十七年、春季の帝國議會に於て十年以上帝國代議士として當時尙其任に居れる諸君は、労働者に對する心は即ち、人民に對するものなりと心得、始めて「アルトナ職工保護法律」なるものを提出せり、是れ該法律は、彼等か千

「労働者友
情」と帝國
議會

八百七十六年の大會に於て、其必要を認めしものなりしに由るのみ。彼等「勞働者の友」は、過去十年間勞働者に同情を寄せし立法を煩はせしものと謂ふへし、何となれば、彼等は、議會に於ける此種の商議に對し、其敢て言ふなかりし口を始めて開き、反對の意見を述べ、群庶も亦之に附和して誹謗を逞ふするあればなり。抑社會民權黨の提出せる、職工保護法律案は、試みに千八百七十六年の大會決議に據り之を觀察せんか、之を今日の國家に認可せしむるに在らずして、唯、同黨の煽動上、銳利なる武器たらしむるに在りしのみ。換言すれば、同法案の無智醜陋なる、帝國議會は必之を排斥すべく、隨て其、銳利なる煽動即ち、獨逸帝國議會は意人民に在らずして職工に在り、然るを况んや政府をや、は、獨り其、徒黨を狂喜せしむるに過ぎざるの觀あり。想ふに、職工味方の役を扮せる社會民權黨の俳優は、尙一層手際善き三番叟を演じ得へかりしならん。今此職工保護法律案を觀れば、空く其評判ありながら、當時並に爾後に至るまで、毫も吾人に裨益を與る所あるなし。元來、同案は單に

教唆煽動

英國及び瑞西の立法に倣ひしもの、されば、社會黨の論客も、未だ之を曉得せりと謂ふべからず、僅かにリーブクテヒトかフオウエツ進め、紙上に唱導せし所に據り、漠然之を喩やするに過ぎじ。此等職工の領袖連が自家の提出せし此問題に熱心ならざりしは、現に彼等か同年五月此案の討議決定前に、ゴータに於る大會出席の爲め、彼地に旅行し、復帝國議會に歸り來らざりしに由て、卜知するを得ん。彼等は、實に「職工友愛の微行燈ガレチヨウチン」を點したるのみ、彼のリーブクテヒトか「進め」紙上に、彼等が此案を徒らに「同黨煽動の銳利なる武器」とし、視るに止りたる無識卑劣を詰責せしもの、亦た已むを得ざりしか如し。

是に由て之を觀れば、社會民權黨が効果を期待し、或は収得したる舞臺は、帝國議會の廣堂に在らずして、却て獨逸帝國の職工社會に對する公然並に秘密の煽動に在りと謂ふへし。

萬國共產主義の知識に翹翹せんと欲する齒牙の儕輩が、愛國心を捨て、更に超然たる祖國の念を養はんとするは、最注意すへき事情なりと

す。彼等之を果さん爲め、殊に、獨逸祖國、國體等を百方誹毀擯斥すへきなり。乃ち社會民權黨の新聞、著書、議會演説にして、苟も祖國並に國民に關するもの(千八百七十一年乃至千八百七十八年の間)は、一切之を蒐集せば其所業の卑陋なる、見るに忍びざるなり。然れども是れ遂に彼等の企てざるを得ざるもの、今吾人は、其結果の要點を畧述せん。

「佛國との戦争終り、我名譽赫々たる同胞子弟が、獨逸國內に歸來せし際に當り、社會民權黨の新聞は、讒謗罵詈の筆を以て、彼等を迎へたり。社會民權黨新聞中、當時最も傳播せられ、且つ殊にリーブクテヒトに干繫深き(ヘムニツ自由新聞は、歸來當日に於て、紙面に哀悼の黒線を回らし、記して曰く、市民希くは吊旗を掲げよ。殺人者及び殺人放火者の群勢、今日將に我城壁内に入來せんとす)と、リーブクテヒトの直轄に屬する機關新聞(フラルクヌスクイト)は、我將校を指して、咽喉切斷者並に「雇兵」と呼ひ、「我兵士」を制服着たる二足獸なりと號へり。且つ謂ふ、「鐵十字の勳章は、宜く胸間に掛けずして、禪(カクン)の衣袋に投入すべし」と(千八百

七十三年、第七十一號二頁)。然るに之に反して佛人の殺人者、並に放火殺人者の忌日に對しては、殊に哀悼の黒線を附し、吊して曰く、「吾儕は、我殉死者を榮なりとす。吾儕は、我事變を壯なりとす」と(千八百七十三年十一月廿八日、第百十一號)。リーブクテヒトも、亦其有名なる著書(ソレ、ユツ、ウツ、ブルツ)保護と抗拒とに記して曰へり、世間の所謂祖國なる語は、吾儕に何等の眩惑を興へざるなり。彼等の意見に據れば、祖國なる者は、其立脚點實に吾儕を喫驚せしむべき反動的、非文明の思想に外ならず」と。彼又千八百七十五年の帝國議會に於ても、人民は、其黨を論ずる所(千八百七十年に於る愛國的風潮)ありしも、毫も裨益を來すなかりき」と叫び(速記録二六三頁乃至二六七頁)更に翌年の議會にても、スチーベル君は、獨逸帝國なりと報せり(速記録八二七)。スチーベル氏とは、當時の伯林警視總監を謂ふ。

此の如き祖國無視の思想は、千八百七十五年ゴータの聯合大會以後、殊に其勢力を逞ふし、比較的祖國を尙へるラザン派亦、其凶焰に感染する

に至れり。吾人か目撃せし如く、社會民權黨の諸新聞は、同年を以て至る處の高地に毒茸を投するに力め、更に此聯合に屬せる政治的職工的幾百の人物は、更に此共產主義祖國無視的教義の茶毒を群衆に傳播したり。加之、同黨は、運動資本を有せり、是れ殊に復讐を熱望せる佛國人民か、獨逸帝國內なる此等祖國無視の賤民中に腹心の友を有せるを以てなり。是を以て、千八百七十五年より千八百九十三年に至るの間、此等の賤民は、帝國議會の總選舉毎に、莫大なる佛國貨幣の助力を仰ぎぬ。然れども試みに當時千八百七十一年乃至千八百七十八年、此過激黨の機關紙面を充たせる祖國憎惡の記事を讀まんか、洵に嘔吐を催ふ所の感あり。

獨逸史の全体は、惡漢狡兒及び白痴の懺悔節に於る遊戯の如しと諷するを得む。ゴテは、奴隸的朝廷詩人と曰ふべく、シルレルは、保守的熟語の打禾者と評すべし、見よ、彼は、大膽にも、祖國と貴く、汝を合体せよ、並に、人民已を自由にするの處、何ぞ幸福の繁昌を見んや」と記せ

其記事の一斑

しに非ずや。宗教は、白痴を誑惑せん爲め、狡兒の創めたる無益の權謀のみと罵倒せられ、愛國心は、掠奪殺戮を隱蔽するの口實なり」と怨嗟せらるべし。同聯合黨の出版發賣に係る、冬物語ウインターメルヘンも、亦同様の精神に出てたる詩歌を載せり、ツリッヒ、千八百七十七年二十二頁及二十三頁。

黑白紅にいろとる其旗、

さながら人をさりなす其色、

修羅の巷に獨逸の民の

身を奪ふてふ帝國旗、

ア、獨逸人はぞいまはしき汝か旗よ、

さはれ我がかくいことを恨むなよ、

殺生好の汝が帝國に

適へる旗は是なるを。

孝養の念、亦愛國の心と同じく、左の詩に由て無視せられたりヌルンベ

ザルツァイク
ルグ、フニルツ公報「千八百七十八年」。

「我を生みたる大愚人、

彼も獨逸の胤なるぞ、

獨逸痴乳を呑まじむる

母は、我身の乳母のみぞ。」

獨逸の結婚は、此等佛蘭西人の朋友には、空く國家の許可したる賣淫たるやの觀あり。獨逸の學問は、彼等稱して「人民内應の娼妓」と爲しぬ。獨逸の學校は、彼等の眼中、却て「人を愚ならしめて、自由に反抗せしむるの具なり」とし、帝國議會は、變心者、公子流、無能連の團塊、渾て是れ權利及び人間を蹂躪する政治家の舞踏するものゝみ、一切の國民的新聞は、「毒蛇鰐魚の棲息せる無双の腐敗沼澤」なりとせり。

此の如く、彼等同志は、全く其胸臆より、獨逸愛國心を掃ひ去りたり。然れども、將來の戰爭に對しては、彼等尙革命を希ふの精神及び熱心を喚起せざるへからず。是れ、共產主義の希望は、安産せしむるの「産婆」とし

て、獨り腕力に訴ふるの外策なきに由れり。ペーベルは、既に千八百六十七年十月十七日に於ける獨逸徵兵義務法律の討議に際し、北獨逸帝國議會の演壇より、次の如く論したり。

「此陸軍組織が議會の辯難場裡に廢棄せらるゝなからむに由り、余は覺悟せり、腕力は、腕力を以て逐はざるべからざる事を。當時彼は代議士ゴラツ・リンデナウ博士に謂つて曰く、吾儕は、十萬の頭顱を要す、之を得んか、萬事決すべきなり」と。千八百七十年五月二十三日、帝國議會に於て、刑法書の討議ありしや、彼論して曰へり、諸君は最早若し一の王侯か殺されし時も、其罪たる、一普通人民を世界外に除き去りたるよりも、重大なるものなりと、人民に説破する能はざるべし」と。獨逸帝國議會に於ても、ペーベルは、冒頭、復た革命的威嚇を試みるあらんとせり。彼が帝國議會をして戰慄せしむる、巴里市民の凶暴を、愉快氣に、宮殿に戰爭茅屋に平和ありと評し去りしを思へば、千八百七十一年に於ける彼の「聞聲」は、既に其以前より報せられたりと謂ふべし。

革命の使噓

千八百七十二年五月一日、彼叫んで曰く、速記録二三七頁及二四五頁「諸君若し此状態を以て、職工社會を制壓し行くならんには、吾儕諸君に告る所あらん、曰く、諸君監督者請ふ上天と計る所あれ、必立るに諸君をして判断せしむるものあらんと、……」余の理想は、社會民権的即ち過激なる共和政府に在り」と。這般の言論は帝國議會に於ては、唯嘲笑憤激を招きしのみなるも、之を探聽せし職工の群集をして其目的を達する疑ひなしとし、必要上已むを得ずんば、革命をも斷行せんと欲せしめ、爾後帝國議會毎に、益々其舌鋒を高め行けり。此の如き革命的咆哮たる、帝國議會内にては、幸に議長の議場整理及び鈴聲に由り、幾多制限せらるゝ所ありしと雖も、同黨の新聞雜誌及び公開演説に於ては、寸毫も羈絆を蒙るなきを以て、餘蘊なく所見を吐露するを得たり。千八百七十一年リーブクテヒトは、同黨の一機關ゲルマニヤ人民の國家紙上に左の如く述べぬ八十六號四頁。諸君其欲する所を考へ其欲する所を行へ、然れども、尙二事の以て諸

君に告ぐべきものあり。諸君は、適宜なる集會の議決に由りて容易なる革命を採るか、或は腕力の過激手段に訴へて革命を企つるか、兩者其一を擇ばざるべからず。諸君それ後者に與せよ、善し遲疑するなかれ。

ラザン派の機關新聞ノイニツチアルチキクラット「亦た革命的決心に就ては、敢て人民の國家に讓るなきを期せり。乃ち同紙は千八百七十二年四十七號に於て、吾儕は、現今社會上の干繋に對して開戦を布告せり、之か顛滅を見る迄は、力爭せん」と述べぬ。千八百七十三年七月西班牙に於ても、巴里市民の殺生漢と同一なる慘劇を演じたり、即ち該地の過激派は、アルコイ市の名望家を殘殺し、市長を酸鼻に堪へざる手段に由り、拷問死に至らしめ、其手に歸せざる憲兵は、一切之を壓にし、倉庫家屋踐くに石油を以てし、之を焼き拂へり。フリードリッヒ・エンゲルス氏は、此慘劇を記して曰く、勝ち誇りたる職工は、餘り大膽に、其打ち勝てる對敵に狂ひ懸れり」と。リーブクテヒトは、其二年の監禁を終りし後、彼の人民の國

家に於ける如く、小冊子上に、其革命的激怒を、特に勇猛に泄らしぬ。該小冊子の一は、社會民権黨の政治的位置と名く。其論する所、實に左の如きものあり。

「新社會を希ふ人は、就中舊邦國の撲滅に戮力せざるべからず。是れ王公と同じく、人民亦腕力を以て最後の手段と爲さざるべからざるに由れり」(四頁)。社會主義は一言すれば、勢力問題のみ、此問題は猶他問題の如く、之を解釋するは議會に在らずして、市街と戰場とのみに在り」(七頁)。社會的思想は、之を實在せしめん爲め、現今の邦國を顛覆すべきなり」(十二頁)。

尙リ「ブクテヒトは、之と同時に、即ち千八百七十四年に公にせし小冊子、保護と抗拒とに於て更に明快なる筆を弄せり。

「今や、二世界、兩々睥睨せり、所得者の世界と、無所得者の世界是なり。二世界は、兩立すべからざるもの、其の一、必他を黜けずんば、止まじ」(三頁)。勝利は死を以て盟約せし者に、擔保せらるべし。碧血と白刃と

は、怯懦者を畏怖逡巡せしむ、吾人は脅迫と危険とを冷笑せん」(八頁)。吾人の希ふ所、唯革命あるのみ、革命なる哉、是れ兩性の老婦が喫驚して魍魎とする所。然り、吾人は、革命者なり。吾人は、現今の社會を、根幹枝葉に至るまで、變形せしめんと欲す」(十七頁)。

又千八百七十四年、人民の國家誌上にも、彼は同様の意見を公にせり(五九號)。

「社會民権黨は、一の革命黨なり。彼等若し議院制の根底上に誘致せられなば、彼等又革命黨たらざるへし。吾人は議員總選舉に關與し、特に煽動の目的上、代表者を帝國議會に送らむと欲す。吾人若し我黨派の革命的根原並に實体とより遠かり、一瞬間と雖も、革命的人民への同情を失はんか、吾人は、歌風に立つものなり」。

千八百七十七年に於ては、社會黨雜誌「眞理」(ソウノハライト)社會主義に於る眞理の謂なり、最も力を革命黨熱の煽動に盡したり、其所論、次の如きものあり。

「若し吾人に干戈を向けん爲め、獨り武庫を開くの舉に出でんか、吾人

は、戦闘の少時にして終りを告げしならんを望む(二十六號)。「唯一の方便は、職工に由て、深く浸み込める不滅の革命を、平和的、若し止むを得ずんば、鉄火的に喚起闘争するに在り(二百九十二號)」。吾人は造次顛沛と雖ども、職工をして、革命の計策外に在らしむるを欲せず(百七十一號)。

遂に千八百七十八年に至り、ザクゼン(クリムミツドシャウ市)の最有名なる社会主義の職工新聞は、一の儀標を示したり。即ち同新聞は、社会民権黨の戦備なる題目の下に、軍令的句調を以て殆んど暗殺を奨励せしめあり。

「吾朋友よ、卿等如何に勢力を蓄ふるも、之を實際に現はすなくんば何にかせん。卿等如何に人員規律並に訓練に於て、共に世界の最強なる社会黨軍隊なりと雖、彼の専制者と、其戦場に悠々濶歩せしめんには、何にかせん。進め、進めよ。言ふ勿れ、吾人尙準備を要すと。卿等は卿等の信するよりも、善く交戦準備を爲せり、而して卿等の敵は

卿等の想ふ所よりも、尙卿等を畏る。二老將會て曰はすや、戦争に於て、思慮分別に過ぐるは、却て不利なりと。

加之、同黨は既に千八百七十七年ダントに於て催ふしたる萬國共產主義大會(九月九日より十五日に亘れり)に出席せし代表者リトクネヒトに由り、悪評ある「ダント」^{ゲンタルマニラニエト}布告に同意したり、該布告は、全世界の祖國、無視なる革命黨が同胞として互に握手せし「誓約」にして、賤民の各部員を自由ならしむるに足る各政治的手段は、一切之を断行せんと「の目的を有しぬ。

此の如く、祖國無視並に革命煽動の危険なる種子は、今や、皇帝暗殺に其果實を結はんとせり。

千八百七十八年五月十一日(即ち土曜日)午後四時半、皇帝維廉は、皇女バードン大公爵夫人と、遊行用の蓋なき輕馬車に駕せられ、動物園より還御ありたり。馬車は例の如くブランドンブルグ門を經、ウンテルデン、リンデン街の南側に沿ひ、無事に露國大使館前に至りしに、俄然一荷車

皇帝を暗殺
せんとす

の後より、一青年現はれ來り、皇帝の三四歩前にて右臂を伸ばし、短銃を以て皇帝を射たり。中らず。御者は、彼が臂を伸ばして發射せしを認めしや、直に馬を駐めたり。然れども、馬車の停止せし前に、車後の凶漢は車道を横ぎり、リンデンの遊歩場を指し行きしが、其第二車道に至らんとする頃、振り向き、再び皇帝の馬車に發射せり。亦中らず。爾後凶漢は遊歩場に逃れ行き、欄干の鉄棒下を匍匐し、多人數に追はれてブランデンブルク門を指して走り、其追跡者に尙一二發を試みしも皆中らざりき。最終の發射後、彼は短銃を投棄せしが、遂に追ひ及はれ、縛に就きたり。

凶漢はマックス・ホエデルと呼び、未だ二十一歳に達せず、ライプツヒに生れ、曾て葉鐵匠たりしも、遂に社會民權黨の煽動者並に呼賣者同黨の主意を記せる冊子などを爲れり。千八百七十七年及び千八百七十八年を以て、リープクテヒトか、比西馬克の東方政策オリエンタル・ポリティクスに反對し、其激昂せる大會を演劇に仕組みしや、ホエデルは未丁年の身を以て、リープクテヒトの高尙な

ホエデルの
凶行

る政治意見を代辯するの任務を扮し、ライプツヒの痴漢社會黨の未だ者に示したり。されど彼れか、無政府黨員アナルヒストとして、國家社會黨雜誌ステイト・ソシヤリズムの呼賣者として、又、基督的社會職工黨キリストリッヒ・ソシヤリスチシケ・アールベイトの加入に由て、金員の惠與あらんを請ひしに及び、此無賴漢の不稽卑陋なる心事洞察せらるゝに至れり。彼は實に十三歳の比、既に拘兒として處罰を受け、又此暗殺に先づ數日、其母より、四十馬克を奪ひぬ。然れども彼れか、皇帝を射撃せし際に至るまで、尙社會民權黨に屬せしは疑なし。何となれば、同黨は、其翌五月十二日を以て、彼の除名を公にせしのみならず、漢堡の中央委員より處分せし除名たる、既に五月九日を以て暗殺の電報に接せしに由り、促かし來りしもののみとの證跡あればなり。然り、又ホエデルか、未だ嘗て、基督的社會職工黨より使喚せられざりしに拘らず、社會民權黨の間諜として、加入したりし事も、亦前判断を證するに足れり。ホエデルの除名か、五月十二日に至り、始めて公にせられ、且つ漢堡にて五月九日以前に決定せられざりし事は、公訴狀の明示する所。其他ホエデル自身も斷

頭臺に上りし迄、社會民権黨員たる語勢を以て標榜する所あり。即ち彼はリトブクネヒトより指導されたるライプチツヒアルバイツツンダスライプ職工養成組合の教授時間に於ける社會民権黨員頑強の主義即ち犯せし所業を打消す事„Si fessit, nega.”を修得せしを示せり。ホエデルは皇帝を射撃せんと欲せしにわらず、唯他方に腕を引き伸して現世界を仰天するの餘、純美なる世界の眼下に行かん爲め、自身を殺さんとせしのみと曰ひぬ。然れども如斯主張は彼か猿臂を伸ばし、細慮注意を以て射殺せんと欲せし歴々たる證據を確保する多數の證人に反對せられたり。

ホエデルは豫め終日皇帝出遊の時刻路次並に事情を諸人に探聞し、殊に其蓋なき馬車に御せらるゝやを質せり。彼れは凶器購買の際、街路を横りて發射するも、銃丸の的中すへきかを問ひぬ。彼の實際使用せし凶器は、後ち其射力を試験せしに、十五歩を隔て、能く二センチメートル半の板を全く貫きたり。ホエデルの委棄せし短銃には、尙二の銳利なる藥包及び四の空虚なる藥莢ありき。彼れは五月六日を以て

一寫眞師に自己の寫眞御用を命しぬ、是れ彼れか電光の如く迅速に世界を過ぎ去るへきを以てなり、彼れは自ら之を使用するの日子を有せざりき、彼れは精神上既に死せり、而して教誨せらるゝなるべし。五月十一日、即ち凶行當日の午後一時、彼れは動物園に於るて盲目の風琴彈者及び其案内者に告げて曰はく、余は強情なる人を窺ふ、今日夫れ一物破裂すべし、爾後爲めに安全を加へんと。彼れは遂に去て藪林中に入り、睡らんと欲せしも、其容易に覺め之を果す能はざりしを以て、余は睡る能はざりき、余は毫も安靜なるを得ざりきと曰へり。凶行の現場に於ても、多衆の證人は、彼れか或る物を窺へるか如く、己を潜め居りし事、次に一荷車及び門口に隠れながら、漸々皇帝の馬車の近くに及んで、進み出でし事を目撃せり。實に彼か両親に宛てし五月二十一日の書簡中には、其所業を記して次の如く追書しぬ、曰はく、的中せざりしは、兎の遺憾に堪へざる所、然れども波蘭土は尙亡滅せるものならず。マックス、ホエデル、獨逸皇帝陛下の暗殺者と。加ふるに之に先づ三日、彼れは

又監獄の看守に向ひ、余若し再び出獄せば、其時こそ善く的中し呉れんと述べり。

社會民權黨の新聞は、ホエデルの凶行を亂心の所行なりと捏造せしを以て、止むを得ず、茲に裁判の判決を報すべきなり。ホエデルは實に七月十日を以て死刑に宣告せられ、其殺意及び凶行實施に要する諸注意を爲せし者と確認せられ、八月十六日に所刑せられしに及び、リーブクネヒトは帝國議會の演壇より自己の想像を吐露して曰へり、刑官の斧は、亂心者の頭を斷つ爲めに磨かれたりと、速記録三百四十三頁。逐一審理されし事實を顧みるなくして、這般の暴言を爲すは、之を法庭前のホエデルの舉動に照すも、其虛妄なるを責むるに足れり。尙之に關して、國民新聞ナショナル・レビューは千八百七十八年七月十一日を以て報ずる所あり、曰く「老練の刑法學者も、此を評して比類なき無耻の暴言、逆も常識の想ひ到る限りに非すとせり」と。加ふるに凶漢の斷頭臺上に上に於ける舉動は、大膽不敵自ら精神錯亂の徴なきを認むべきものあり。即ち寛典拒

絶の旨を記せる皇太子の手書を彼に示せしに、彼は冷笑一番、咳唾を吐きぬ。然れども社會民權黨は、其他尙著き手段に由り、却て彼等が此凶惡に對し、精神上聯帶責任を有せる事を暴露するに至れり。地球上の各獨逸人は、固より論なく、各文明國民は驚くべき此凶報に接し、激昂憤慨、一齊に憎惡の聲を發せり。然るに獨り、社會民權黨新聞は當時既にホエデル同様の思想を有せしやの觀あり、即ち此凶行に對し、罪惡を責むるの一語だに發せず、又ホエデルの危険なる彈丸に九死一生を得給ひたる猶、曩に獨逸國光の戰場に敵軍の彈雨を冒かし給ひしが如きの吾老皇帝に對し、同情尊敬の片辭をも泄らさざりき。否實に社會民權黨は、此人心恟々たる際に當り、暗殺者ホエデルを彼等の衣裾より振り落さんことを欲せしのみ。是を以てリーブクネヒトは、先づ亂心の所業は道理上常規に照すべからざるに由て、妄りにホエデルを亂心せしものなりと吹聴せり。爾後又説を變じ、ホエデルは警察に使役せられし一器械なりしに由り、妄りに放發せりと誣ひぬ。然れども終に、リーブク

子ヒトは彼の進め紙上に記して曰へり、訴訟庭に見よ。吾輩犯罪者に與せしに非ず。否な彼れは我黨員ならずと。リブクネヒトは凶變後十二日、即ち五月二十三日を以て、帝國議會に於ても、同様の演説を爲しぬ、而れども、當時既に凶變の詳細、並に犯罪者と辯士の黨派との親密なる關係は、世間の知悉する所と爲り居れり。

社會民權黨を除くの外、獨逸の全新聞は共に之と異なる意見を有しぬ。即ち國民新聞の如き論じて曰はく、ホエデルが皇帝の玉体に對し彼が如き不臣の擧を演せしは、全く社會民權黨煽動の結果のみ。吾儕はホエデルの如き凶漢の現出する學校を知る、想ふに此學校を閉鎖するは吾儕の責任なるべしと。

比公は五月十二日、フルチンより社會民權黨に對する法律を提出するの訓令を與へり。同法律は二日にして、其草案を了へ、即刻聯邦會議の容るゝ所となり、五月二十日を以て、帝國議會に提出されたり。此第一法案の討議には、不幸にも、比公出席するを得ず、尙フルチンに滞在し

第一次の社會黨法案

ぬ。政府は大臣オインブルグ氏並に大臣ホフマン氏にて代表せられしも、共に此不詳なる法案を理解し、遺憾なく説破辯明する能はざりき。比公にして伯林に在りしならんか、協賛實に期するを得しなる可し。當時帝國議會の形勢は、既に此に關して保證を與へ、之を迎ふるの狀ありたり、惜哉此の法案に記する所の如き受展性に富める規定は、意義明白を欠くを以て議會の多數を制する能はざりき。殊に其第一條は最も鹵莽を極めたり、請ふ左の條文を讀め。

「社會民權黨の目的に一致せる出版及び結社は、聯邦會議より禁止せらるへし。禁止は公告せらるへく、隨て帝國議會若しくは其開會中ならざれば、最近の議會に之を報知すへし。帝國議會若し之を廢せんことを要求する場合あらば、禁止は無効となるものとす。」

ベンニクセン氏か、社會民權黨の目的中には、職工保護或は國家、市町村等の社會政策に關する希望の如く、幾多正當必需の經營に屬するものあるを以て、前條文の理解に異議を唱へしは至當なりと謂ふへし。

加之右第一條は純粹なる學術講究上よりも之を觀察するを得。然れども聯邦議會は其會日一年中の一部に留り且つ其會員は各自國政府の訓令に束縛せらるゝものなるを以て此計畫に就き豫め之(聯邦會議)と交渉せし前條の禁令及び作用を司とる府として全然不可なるものなり。又之に類似せる官府も這般の法律を運用する能はざるへし。前文に據れば四百人の會議(帝國議會を曰ふ)は各逮捕監禁等に就き討議すへきに見ゆ。然れども如何なる手段を採るへきや全議員の議に附するか將た委員會に托するか之に關して同案は毫も言ふ所なし又聯邦會議及び帝國議會か兩々意見衝突の場合如何に處すへきや要するに獨り社會民權黨にのみ必要なるへき最有害なる感覺を喚起するなる可し。

此種の議論の真相及び其の肝要なる事は政府漸く覺知するに至れり是を以て温和なる帝國議會の意嚮に逆らひ強てベンニクゼン氏の争ひたる如き條文を再び提出するなかりき。之に反してベンニクゼ

同法案の否

ン氏及び國民自由黨の多數は不幸にも非常の誤解に陥り以爲へらく社會民權黨は一般權利の根底上に贏ち得たるもの、又特別法律を許すべきにあらずと。就中此等國民自由派の首領及び黨員の重大なる過失は社會民權黨に對して政府より要求されし特別の全權及び武器を政治上の根底より政府に拒みし事なり。フジベンニグゼン君曰はく、人若し之を運用する人の誰なるを知り且つ殊に之を要求するも爲めに危険なきを認むるならんか茲に始て秉政權を政府に委するを得んと。是れ實に容易ならざる政治的錯誤にして彼の率る國民自由黨自身と雖亦之を痛斥したり即ち同黨員グナリスト氏の如きは其有名なる演説に於て炯眼能く此法案の必要を豫言する所ありき。保守派の連中よりはフオンヘルドルフベドラ氏及び陸軍大將モルトケ伯の如き重に此法律の必要を説きぬ。然れども彼等遂に此法案を救ふ能はず比西馬克の調和的精神も惜哉決定時間前に吐露するの餘裕なかりき。即ち五月二十四日に於て同法案は五十七に對する二百四十一票を以

て否決せられ、同日帝國議會は閉會と爲りぬ。社會民權黨は帝國議會に於ける大多數の公認なるに由り、否決に安んずる所なり、乃ち大膽なる便宜の宣言を發し、人民自由の無比なる侵害とも稱すべき法律の討論を試みるは、實に吾儕の面目にあらざると曰へり。

然るに新凶變又た至り、第一回社會黨法律の否決に由り出現せし慘狀は、更に暗慘限りなきの光景を呈しぬ。即ち六月二日、午後三時(日曜日)皇帝はウンテルデンリンデン街に沿ひ、馬車を驅り行かれしに、俄然十八號の家屋より二發の狙撃に遭ひ給ひ、頭部、兩腕及び背部、凡そ三十餘の霰彈に由り、重傷を蒙られたり。名狀すべからざる悲哀と激昂とは先づ此大逆所業の目撃者を風靡しぬ。皇帝の鮮血淋漓護衛兵に助けられ、無蓋の馬車に乗り、遅々として宮城に還御せられし悲劇は、鐵腸寸斷彼等遂に言ふ能はざるなり。數時の裡凶報は世界の各地に達しぬ。天涯地角皆悲憤交々至り、人心自ら恟々。皇室の一門は遠近より馳せて、病床を訪はれ、國家の顯官にして伯林以外に在りし者は、比公を始

め皆伯林に歸來せり。

然れども皇帝に向けし射撃を聴き付け、其負傷を目撃したる群衆中一部は直にウンデルデンリンデンの十八號家屋に闖入し、銃聲の起りたる階上に進みぬ。凶漢の潜みし室前の扉は閉鎖せられたり。扉は排せられ、彼等侵入せんとせしに、室内の人は又もや銃聲を發しぬ。侵入者は、煖爐外に滿面血に染める一人を求め得たり、其急劇追跡者に發せし彈丸は、前列の一人たる旅館主人、ホルトファイエルを傷けり。中尉ウヰルヘルミーを振つて凶漢の短銃を拂ひ落せり。凶漢是に於てか縛せらる。衆未だ室内に侵入せざりし前、聴取せし彼の銃聲は凶漢實に己を射撃したるものにして、右顯上の頭部に中りたるなり。然れども、彼れはモルケンマルクトに於て、警官の手に交附せられし以後、尙糺問に逢ふに及び、遂に審問せる判事ヨールに白狀する所あり、其言に據るに、彼れは既に八日前より皇帝を弑するの決意を爲し、金曜日以後仕損せざらん爲め、兩銃身に充たすに霰彈を以てしぬ、其の社會民

權黨の主義を奉したるにより、耶蘇降誕節會(十二月二日)以來伯林に於ける同黨の大會に出席せり。凶漢は哲學博士にして郷士たり、名をカルル・エツナルド・ンビリングと呼び、千八百四十八年四月十日を以てビルンバウムのコルノに生る。要するに彼れ亦明かに社會民權黨の激諍言論に誑惑せられ、祖國の父を弑害するの惡意を生せし者。凶漢の健康若し異狀なかりしならんには、此く判決して又糾問を要せざりしならんも、恨むらくは醫師の診斷せし如く彼れは腦髓を損傷し、爲めに毎晝午後十一時に至れば無知覺に陥れり。此の如くして犯罪者は漸々衰弱に赴き、遂に血液中毒の餘、千八百七十八年九月十日を以て死歿せり。

凶漢既に死す、是を以て司法官は此の凶行を處罰する能はざりき。然れども政府は比公の強硬なる指揮に由り、斷乎たる處分を案せり。劈頭殊に急務なるは重傷の皇帝に代り國務を攝するの人なり、乃ち既に六月五日を以て皇太子に委任ありき。太子資性の寛厚仁慈なる七

帝國議會の
解散と新選
舉

月十日を以て死刑に處せられたるホエデルに對し、正理に據りて臨み敢て法條を枉げ給はす。是れより先き、六月六日、普國(比公)は帝國議會を解散すべしとの提議を試みしが、聯邦會議の同意あるに及び、六月十一日を以て愈々皇太子の斷行する所となれり。新選舉は七月三十日に定めらる。此處分の必要に關しては頗る異議多く、而して其最も聽くに足るべきは、政府が依然千八百七十七年に選舉せし帝國議會(即ち從來の議會)に依るも、尙社會黨法律に多數を制するを得しならんに在り。然れども彼か如き大多數か第一の法案を否決し、政府は空しくベニンゲン等と共に、一般權利の擴張を以て自ら慰むるに過ぎざりし形勢なりしを思へば、如何ぞ之を前議會に期待するを得んや。當時ハインリヒ・フオン・トライツケ氏は普國年鑑上に「社會主義と暗殺なる一章を掲げて、此厄日に於ける一般の辯論、並に意見を最明瞭に解釋せん爲め次の如き説を爲したり。

トライツケ
の所論

「現行法律は、社會民權黨の大陰謀に對して、社會及び文明の保全を

擔保するに足らず。公安維持上の手段遅々として進捗する所なきや、睫眉の間に起れる危険渾て救ふに由なし。暗殺者、卑劣なる暗殺者は、吾君家に忍び込めり。若し夫れ社會黨の結社及び出版を嚴禁し、爲めに人民の尊敬想望せる友人をして、從來相隔りたる群庶の耳目と再び接近せしむるを得ば、恠に文明の堂々たる勝利なる可し。氏尙曰はく、社會民權黨に對する第一次政府案の否決後、自由主義は、此皮相的勝利即ち實際上より曰へば精神的失敗の價格として、後來尙永く保守的政府に甘んずるの外策なき事、即ち政府止むを得ず進取自由の政策を避けて安全を圖るべければなりを拂はざるを得ず。と。結局更に斷して曰へり、國民若し事實上帝王の尊嚴と文明の徳澤とは區々たる黨争よりも、彼等に貴重なるものなるを知悉するの曉わらんか、世間始めて吾儕を信し、曩に吾儕を誹謗輕侮せし者は、獨逸種族に於ける未曾有の痴漢なりしを覺ゆるに至らんと。

千八百七十八年七月三十日の帝國議會總選舉は、トライツケ氏の目

第二次社會黨法案

して大可なりとせし所。其結果たる保守的僧侶黨多數を占め、之に應して中立黨及び就中、國民自由黨即ち三十二人を失ふに非常の減少を來たし、保守黨十九人、自由保守黨十八人となり、進歩黨は十人を失ひぬ。保守派及び御用新聞が選舉中、自由主義殊に國民自由派に向けたる壓殺的競争は、毎年自ら極端派を利する甚しく、乃ち中央黨、ウエルフ派、エルザス抗議派及び人民黨の便宜に歸せり。之に反して、社會民權黨は新選舉の原く所、此黨の鎮壓なりしに拘らず、僅かに三議員を失ひしのみにて九人を援ひぬ。當選後の形勢を述べれば、保守派及び自由保守派は合計百十一人、國民自由派は其附屬を併せて百〇七人、進歩黨及び其同志は二十七人、中央黨は九十四人、ウエルフ派は十人、波蘭土派は十人、社會民權黨は九人、人民黨五人なりとす。

政府が九月九日に召集せる帝國議會に提出せし社會黨法律の新議案は、既に第一次の討議に於て、保守黨及國民自由黨の熱心に歡迎する所となれり。殊に此提出案は五月案即ち前回の法案に比して、根本上

遙かに整理せる觀ありき。爾後、同案は委員會の修正を経、尙完美明瞭の面目を以て、帝國議會の第二及び第三設會に附せられ、殊に(今回は)比公も奮て議事に與りたり。公は其非凡なる敏活至當の手段を以て、社會民權的煽動の方便及び影響を指摘し、進んで此等の凶暴に對する國家並に社會の正當防禦を講すべきを論斷せり。尙語勢を強め、其敢て反動的政策を採らんと欲するに非ざるを明言しぬ。ベンニグセン氏の感謝演説は、更に公の喜悅せる答辭を孕みたり。ラスケル氏及びハムベルグ氏も、亦有益なる演説を以て同案を贊同しぬ。曾て這般の討議に與るを面目に非すとせし社會民權黨は、此に至りて、討論に關するも、自家の面目を害する無しと思惟せり。然れども彼等の動止たる、固より寸毫も輕重を爲すに足らざるもの、今回の如き、亦彼等が依然沈黙を守ることを得策なりしならんに。彼等即ち囂々或は人民の煽動、風俗の壞亂、殊に兩暗殺に關して其無罪なるを確證し、或は彼等が法律を重んじ、平和を愛するの精神を自讃し、若くは此法律は空しく自黨の利益

同案の通過
と其内容

に歸せんのみと論斷せり。又同黨議員ヘスセルマンの如きは、若し此法律にして可決せられんか、街塞立るに築かるへしと脅迫しぬ。彼等更にリープクテヒトに依り、威嚇して曰く所謂凶暴に對して責任を實行するものは、革命の法庭あるのみと。最後にブラッテは、我黨は全法律の非を鳴らすと叫べり。十月十九日に至り、委員修正案は、百四十九票に對する二百二十二票を以て、可決せられたり。此多數組は保守派及び國民自由派の兩黨全体、並に越山派及び進歩派の一部より成り、少數組は其殘餘、即ち殊に中央黨なりとす。同月二十一日に於ては、既に同法律の「帝國官報」上に公布せらるゝを見たり。此法律の要點は、初め其施行期限を千八百八十一年三月一日に終るものとせし、千八百九十年十月に至るまで實施せられ、即ち左文の如し。

社會民權黨、社會黨並に共產主義の經營に由りて、現今の邦國及び社會の秩序を顛覆せんことを期する結社は、禁止すべきものとす。

公安殊に人民の一致を危険ならしむる手段を以て、前同様の所業を爲すの結社も亦同斷なり。此等の結社に關しては、一々規定を設けり(第一條)。帝國議會委員會の提出に係りし第二條、第三條、第四條及び第五條には社會民權黨の金庫に關して詳細なる規定を設けたり、但し倉卒に草案せられしものとす。此金庫組合は國家の監督に屬せしむ。結社の禁止は、其効力、全帝國並に各分社に及ぶものとし、隨て各結社に於ける一切の金庫、及び其他の物件の差抑を爲すを得るものとす。此場合に於て、所轄官廳は、該金庫の精算處置を擔當すべし(第六條及び第七條)。此禁止の處分、控訴の手續、並に控訴中央委員の組織等は、別に詳細の規定あり(第八條及び第二十七條)。其他の條文(第九條、第十條、及び第十一條より第十四條に至る各條)には第一條に指示されたる目的に適合すべき集會、饗宴、遊説の禁止、出版物の差抑等に就き、解釋上の規定を記せり。出版物頒布に先ち、豫防差抑の件、亦規定せらる(第十五條)。第一條に指示せる事件の補助作用たる

べき貯蓄は、禁止せられたり(第十六條)。法律に抵抗するの罪は、科金及び禁錮を以て罰せらる(第十七條より第二十九條に至る各條)。職業的煽動者は、自宅監禁を以て處分せられ、禁制違犯は禁錮せらる。職業的煽動者として處罰せらるべき營業人にして社會黨員たるものは、旅亭、酒舖の主人、印刷匠、書籍販賣者、書籍觸賣人、貸本業、書籍縦覽所の店主の如く、其營業を停止すべきものとす。最後に(第二十八條)第一條に指示せる運動に由り、公安の迫害せらるゝ區域及び場所に對ては、臨機之を所謂「小規模の戒嚴令執行」の下に置くを得。此の如き強硬手段の結果として、集會は、豫め警察署の認可を経べきものとす。公然出版物を市街、其他公衆來往の場所に頒布する事、亦禁せらる。公衆の安寧及び秩序を危険ならしむるの虞ある人々は、小規模の戒嚴令執行の下に在る區域若くは場所に滞在すべからず。又武器の所有、運搬、輸入、或は賣買は、禁止制限若しくは指示せられたる豫定に符合すべきものとす。「小規模の戒嚴令執行」を宥恕するの理由

此法律の施行と其効力

第十四章 千八百七十八年に至る社會民権黨
七百四十八
に關する一切の處置は、最近に開かるべき帝國議會の意見に待つべきなり。

此法律施行の効力は、既に其實施の第一年に於ても、之に痛痒を感ずべき政黨をして將に撲滅に瀕せしめんとせり。即ち千八百七十八年十月二十一日後の一月間に於て、現に二百七十の禁止處分あり、其内譯は、百三十五の結社(組合)三十五の新聞「進め」及び「將來」亦之に屬す、並に百の隨時出版物なりとす。此等禁止せられし結社には、二十一の工場をも含めり。又此法律發布前に、漢堡に於ける同黨の中央委員會は、解散し、且つ政府の差抑を免れん爲め、其金庫は空虛となりたり。一般社會黨の組織及び煽動は、表面上消滅に歸し、唯暗黒なる深處に暖鼠穴を穿ち、諸權勢の下を鑿り窺ひるに力むるあるのみ。社會黨の領袖が幾多最始の恐慌に依り支持するを得しや、直に起て、此法律の非を鳴せり、而して再び彼等の真相を曝露し、又た平和、無害、合法の偽善的假面を被らざるなり。「吾儕の今日は猶依然として從來の如し、將來亦何ぞ今日と

千八百七十八年末に於ける維廉皇帝

異らんや、是れリープクネヒトが帝國議會の壇上に絶叫せし所。彼等實に彼等の罪業を賠償すべきを知らず、又之を忘れたるなり。之に反して、此黨所屬の残忍なる凶漢の爲めに、殆んど死に近き重傷を負ひ給ひし英邁なる皇帝の御慮は、高尚尊貴恂に宵壤も管ならざるの感あり。

皇帝の至仁に出でたる美德舉げて曰ふへからずと雖ども、就中最も吾儕臣民をして感泣措く能はざらしむるものは、其後昆に垂れ給ひたる遺訓中の一章なりとす、そは皇孫なる皇帝ウヰルヘルム第二世が千八百八十八年八月三十一日を以て、非凡なる寛仁、高貴なる善徳の壯嚴なる證跡、永眠し給へる故皇帝の紀念、我か皇室及び國民の模範として、帝國官報上に公にし給へる所。同章には、御聖なる皇帝親ら、千八百七十八年十二月三十一日午後十一時半と記し給へり。全文左の如し、

「嗚呼朕に最悪運なりし歳は遂に逝けり、慘憺たる事變は、五月十一日、及び六月二日を以て、再び朕の身に落ち來りぬ。牀軀の苦痛は端

なく、胸中の苦痛をも惹起し、普魯西の子弟は朕の生涯の終末に於て、畏ろしき所業を一再ならず斷行せん事を試み、朕の心情をして、餘命幾何もなき日月の光景何ぞ此く暗慘なるやを想はしめ、憂慮恟に措く能はざるものあり。然れども朕は甘んじて神慮の在る所に朕を委ぬへし、神は萬事を宥免し、併せて其仁惠德澤を統轄し給ふ……此故に朕は此く暮れ果てたる年光に起れる此等の慘憺たる事變に對しても、偏へに神慮を讚美せむ。然れども神も亦四方より朕に表せられたる同情に由て、朕に頌讚を下し給へり。見よ、此の同情は何の邊より來りしかを。是れ他なし、獨り全智全能の神より出てしものみ、神は、實に其庇護指揮に由り、朕をして世界に於て、此の如き地位を占めしめ、朕に光被せられし彼の仁惠をして、各人に銘刻せしめ、現今の世界に彼の意志を實在せしめん爲め、朕に之を裝はしめ、又朕及び朕の國民をして、其賦與せられたる才能を運用するに足らしむるを希ひ給へり。

第十五章

帝國領地ライヒスラントエルザス、ロートリ

ンゲン(自千八百七十二年至

七十八年)一聯邦國

比公は千八百七十一年五月二十五日帝國議會に謂つて曰はく(第三章を見よ、余は、新帝國領地住民の代表者をして、其加入せる國政に干與せしめん爲め、之を召集するの可なるを感ずと。寛仁なる皇帝の祐助の下、殊に比斯馬克の手に由り二百年間強迫的に獨逸より分離されし後、再び合併せる獨逸西境の物情と運命とは今や事實上靜穩に歸せり。獨逸政府が帝國領地に試みし最初十年間の獨逸行政及び立法並に該住民の處置に關するの判斷は、之を一言にて評せんか、比公自身及び獨逸帝國が、公の言論に對する責任を、此短日月間に充分辨償し盡せりと謂ふの外なし。エルザス、ロートリ、ンゲンは、其二百年間、佛蘭西に合併せしと雖も、帝國領地の全住民が最困難を感じたるべき千八百七十年

以後の變遷時代に於ける如く、自制自治を保證せられ並ひに彼等に特有なる利益を惠與せられし事なく、殊に現今目撃するか如き寛容と愛撫とを實驗せし事なかりき。而して獨り一國家人民なりとの念こそ、總て血統の連鎖、並に千有餘年共同なる歴史の傳説に由り、彼我をして衷心自ら同族なりと思はしむる此新帝國市民に、此の如き好遇を擔保せしむべきものなれ。

帝國領地の住民は其獨逸帝國に合併せし後、既に第一着として彼等に便宜有効なる一大利益を占め得たり。フランクフルト條約以後、佛蘭西が從來帝國領地の天産物、及び製造品に對し、指定せし販路區域は固より外國に屬したりき。然るに其獨逸帝國と合併するに及び、此等の産物は、漸次支拂確實なる廣大の市場を得ることとなり、同市場に於て帝國領地は其賣り捌ける夥多の物産に一敵なく、殆んど獨占の盛況を呈せり。帝國領地の葡萄培養者は、葡萄多く且つ惡弊ある佛國に於るよりも、獨逸國に於て其葡萄酒の製造容易にして、販路も廣く、代價亦

獨逸との合併に由りて生じし好結果

貴さを感じぬ。即ち其負擔すべき酒税は、千八百七十年に至る佛國時代よりも遙かに輕少なるに、佛國は、之に反し、爾後償金、軍隊編成等の結果として非常に苛重なるに至れり。戦争に由りて、帝國領地の受けし損害は遺憾なく、獨逸國の補給する所となり、鐵道郵便及び電信事業上にも有益なる改良を施されたり。煙草培養の如きも、佛國煙草專賣權の衰頽に由り、實に隆盛に赴き、重要物産となれり。此故に比公は曾て報せし如く、變動時代の間、舊佛蘭西市場の維持に就き、フランクフルト條約上、殊に親ら注意を加へたり。此の如き情勢なるを以て、帝國領地は、獨逸帝國と合併せし結果として、實に經濟上の隆盛を極るに至りぬ。是れ蓋し彼の執念深き佛國の味方と雖も、否む能はざる所。

以上の好況に加ふるに、更に帝國領地に於ける市町村の自由、並に帝國領地の行政組織に關し、帝國領地住民の當に肝銘すべき懇切なる注意施されたり。既に千八百七十一年八月に於ける市町村會議員の選舉か全く舊來の佛蘭西法に據り、毫も獨逸政府の干渉なかりし事は、曾

舊來の行政
制度を取捨
す

て報道せし如し。爾後千八百七十二年の初に至り、獨逸の行政組織施行せられしも、是れ亦瑣末の點に於て、佛國時代のものと異なる所ありしのみ。帝國領地に於ける百般の行政並に政廳の首長たる總督の任は、既に千八百七十一年九月六日以来、才德兼備せるフオン・モレル氏に歸し、政廳所在地は、ストラスブルグなりとす。今や總督の相談役として「エルサス・ロートリンゲン」の勅任評議員より成る公會組織せられ、伯林の帝國內閣内にも帝國領地に關せる一局を新設せられたり。總督は帝國宰相に直隸するものとす、其顧問たる帝國評議員の地位及任命は、自から非中央集權の舉と見做すを得べし。何となれば、今や統轄及び實行權の運用は、評議員の協賛を控へ居れる一地方官廳の掌握する所たればなり、顧みて彼の佛國時代を想へば、各重要問題に對する實行權の如き、皆巴里に於ける大臣の掌中に歸したりき。舊來の縣は、大體上變化せられず、唯其名は「行政區」(即ち上エルサス、下エルサス、ロートリンゲン)の三行政區とすに改められ、之か長官として「行政區長」あり。其

官廳所在地は、ストラスブルグ、ユルマル、及びメッンの三處にして、佛國從來の縣知事プレフェクトと同等の權力あるものとす。佛國時代にては三縣は十二郡デパルテマンに區分せられしと雖ども、此等は、尙統治上廣大に失せるの虞あるや、更に分ちて二十二郡カントンと爲し、佛國舊來の副知事ウンスルンレフエントと同資格なる郡長ウンスルンレフエントを以て之を管せしむ、其官廳は郡名と爲れる箇處に設く。此の如き組織既に千八百七十二年を以て、施行せられしに及び、遂に千八百七十三年正月二十四日附の法律に由り、行政區及び郡の住民は、郡並に行政區の代表者を選擧し、是に由て參政權を得たり、即ち、郡會、或は行政區會は、此等の代表者に由て組織せらる。此選舉は始めて千八百七十三年六月二十一二の兩日に施行せられたり。其結果に就ては、今之を贅せず。然れども、獨逸帝國は、更に千八百七十二年五月一日を以て、盛大なる開校の典を擧げしストラスブルグ大學の創立に由り、其家族中の最少年エルサス・ロートリンゲンに對する愛撫信任の情緒を最顯著に發表したり。バーデンの前大臣ログゲンバハ氏は、一身を抛ちて有名なる

教授の聘用及び諸準備の完成に盡力しぬ。此の如くして物棲き砲撃の殘墟中より、獨逸學術の廣大なる植物園現出し、帝國の計費に依り、學舎、講堂、教場等を以て慈悲深く裝飾せられたりき。其開校式日に際し、總督フオン、モエルンル氏か此を以て回復されし獨逸領地に贈りたる、獨逸帝國の結納なりと述へしは、洵に適評なりと謂ふべし。全獨逸國より精選されし學者の一群は、佛蘭西根性多數なるストラスブルグ市民間に於て愉快なる一身の生活を得るの望なかりしと雖ども、獨逸學術の先導者として、獨逸西境に向ひたり。ストラスブルグ住民の非獨逸的感情は、殊に五月一日の開校式に於て曝露し、僅に伽藍及び諸官衙か獨逸國旗を掲げし外、人家一戸として裝飾を加ふるなかりき。同市の住民は呼んで、普魯西の祝祭となし、之か關係者に對して悽愴冷淡、否な全く敵意を表したり、現にストラスブルグの神學家ブルッフ博士は勅命を奉して大學總長の榮職を拜し、其任官式の際、幾多愛國的獨逸風の謝辭を述べしかは、同地に於ける佛蘭西の味方全体より排斥せられ、署

名若くは無記名の攻撃書蝟集し、舊友又齒するを耻ぢ、遂に十字街頭に於て「古背教者」(Vieux renégat)なりと誹謗せらるゝに至りぬ。

式典に臨みたる外國賓客及び彼の佛國新聞に至るまで、當日の一大重典を觀、感歎する所あり。埃、太利のトマセツク教授並にチュリツヒのウヰス教授の如き、其祝辭に述へて曰はく、新興獨逸帝國の第一回祝典が殊に學問上、即ち舊大學の復興に在るは、獨逸國民の光榮とすべきものなり。獨逸帝國が此を創立せし所以、豈獨り當地方住民の爲めのみならむや。帝國の戦争並に平和上に於ける事業は、獨逸的威名の如く、四方に及び、自ら強大なる母國なりとの共同的感情を融合せしむるものなりと。帝國領地に於ける有名なる一門閥の後裔、エルサスの貴紳デュルクハイム・モントマルチン伯は、多少前者に比し、無禮なるの觀あるも、而かも尙ストラスブルグの佛國連中を怒らしめし演説を試みたり。即ち伯は、滿場の來賓に向ひ、エルサスの一紳士か、余の地方人民は其心髓獨逸なりと語りし事を帝國內に吹聴せられたしと要請し、且つ

曰く、只外國の殻皮を剥きたるのみ、久しからずして、正眞なる古獨逸國
風は再現すべきなりと。是れエルサスの高雅なる詩人、ダニエル・ヒ
ルツが、千八百三十八年の頃、既に豫想せし詩句の實行を見たる今日に
於て博し得たる賛辭なりとす、ヒルツ如何に歌ひしぞ。

「同じ河畔の此民か、

同じやからになるの日は、

エルウヰン紀念の祝祭に

樂しきをもひに焦るへし。」

此創立に對して、佛蘭西の炯眼なる新聞紙は、眞情を以て、其同胞に警
告する所ありたり。其意嚮たる、公平頗る聽くに足るものあり、即ち佛
國は此地方に自國風の感化を及ぼすを絶望すべく、又獨逸國が學術上
の目的に、這般の寛仁なる施設を爲せし事は、エルサスの人心を收攬す
る最良方便たるを吐露せり。

「翻て吾儕を見よ。吾儕果して何事を爲せしか、又何事を爲しつゝ、

同大學に對
する佛國新
聞

あるか。是れ「世紀新聞」が、鬱勃たる感慨を以て新大學の講義目錄を
其の購讀者に報道せしと共に叫破したる所なり。彼れ尙曰はく、吾
儕は徒らに舊來の誤謬を墨守し、毫も舊來の陋習を脱却するを知ら
ず。我憐れなる地方學校は、荒蕪に歸して風色暗慘。教授は、學生な
くして空しく俸給を仰ぎ、却て仕立屋流行品店主に向て時好を求め
傲然自ら居る所あり。吾儕は、幾多の進歩を來さしむる唯一の方便
なるべき形骸中に、眞理あるを認む。吾儕は佛蘭西に於て、一瞬間た
りどもストラスブルグに新設せし普魯西(?)の大學に比肩するを得
べき賢舎を有せざるなり。吾儕は斷言す、此の如きは、實に善良なる
意志の孤立的活動を萎痺せしめたる各般の緩漫沙汰に原くものな
るを、然れども這般獨逸國の學術上に於ける卓越は、自ら是れ我敗北
を來せし一因たりしにわらずや。然らば則ち忠實にして勇敢なる
エルサス人は、吾儕を警醒せしむべき、我と我勝利者との間に徑庭あ
るを示すの具として、遂に彼に致されしもの、吾儕尙寒心する所あら

ざるか。

其他「時事及び評論」も全く同様の論議を試みたり。

彼等叫べり、此の如き良教授の顔揃を見んことは、實に吾儕の意外とせし所。全佛蘭西を見渡すも、今獨逸人が擔任せる如き講座を占むるに足る人物なし、否、其十の一をも、求むる能はざらむ。如何に久しくエルサス人は、此比較の苦痛に抵抗するならんか。……「評論」之に附記して曰へり、今を去る五十餘年前には、此家は當時の帝國(那翁時代か)の三十分科大學に對して、年々九十萬フランを費しぬ、然るに今や唯二十萬フランのみ、獨逸國カストラスブルグの大學に支出せらるもの、半額にも及はず。我高等教育の窮狀實に言ふに忍びざるなりと。

加之獨逸全國よりストラスブルグに向ひ、學生の笈を負ふて集合するの狀あり。而して、新ストラスブルグ大學圖書館に獨逸の各地より書冊を寄贈するの夥しき、三十萬卷に達しぬ。

帝國領地の學制

帝國領地の學制を根本的に改革し、之を高尙にして、世局と伴はしめ獨逸風に化せしめん事は、初めより帝國の留心せる所。既に千八百七十一年四月十八日附の布達に由り、一般の教育義務公にせられたり、是れエルサス、及ロートリンゲンの住民か、從來聞知するなかりし法度に於て、此地方に於る佛蘭西の味方、及び越山派は、全く此領地の自由を撲滅するものなりとせり。這般の愁訴、遂に千八百七十四年に於ける帝國議會の演臺より試みられしに由り、時のエルサス、ロートリンゲンの行政長官、今の樞密顧問ヘルツォーグ氏は、之を駁して曰へり、彼の佛國に於てのみ見る所なりと稱せらるゝ、教育の自由は、國家教育か僧侶の手に委ねられ、僧侶は國家の監督外に立つを謂ひしに外ならず。佛國に於ける千四百の高等なる教授株は、其一千一百を僧侶の手に歸せり、又全般の女子高等教育は、殆んど比丘尼連の掌る所たり。獨逸帝國に帝國領地の加入せし時、千八百七十一年の頃は、此地方亦同様の状態なりき。即ち同地方の教育は、全く僧尼輩に委ねられしも、彼等は獨り佛

蘭西國風を尙ふを知りて、更に實力を有せざりし。現に、上エルサスに於ける百二十七の教師中、試験を経たるもの九十人、又六〇六の女教師中、同様の資格を得たるもの僅かに三人なりき。此の如きを以て帝國領地に於ける一般の教育義務の施行は、大小の各學校を、國家行政權の監督の下に立たしむる至當の措置なりき。即ち千八百七十三年二月三日公布の教育令^{シュレシッヒ}を以て之を施せり。是れより學校は僧侶の管理を免かるゝに至り、爾來男女の僧侶教員は、其獨逸人にして、制規の試験を経しものゝみに限り、帝國領地の學校に従事するを許さる。又ストラスブルグ僧正の指揮に由り、僧侶等兒童教育院を政府の監督に委るを肯んせざりしかは、同學校は千八百七十四年の夏に至り、却て廢止せられたり。尙獨逸政府は教育を僧侶の監督以外に立たしめ、更に之を改良するの策に就き、彼の教育令の發布以前に、既に配慮する所ありき。即ち千八百七十二年六月、教員の俸給を従前の二倍となし、最低額を九百フランに定めたり。又男女兩師範學校を設置し、其卒業生徒を以て

千八百七十三年の教育令

獨逸語の教授と佛蘭西語の廢止

廳に僧尼の教育を黜けし爲めに生ぜし空位を補充せしめぬ。

是れより先き、千八百七十一年四月十四日を以て、發布せられたる、帝國領地の獨逸語使用市町村に於ける學校の教授は、總て獨逸語に限るの訓令は、此領地の佛國味方をして、住民を挑發使喚せしむるの最好機會となり、爲めに、一時、簡易學校の中等及び高等の學級に於ては、毎週四時間の佛蘭西語教授を許可せられたり。然れども、千八百七十三年十月一日に至り、獨逸語使用の各市町村簡易學校に於ては、一切佛蘭西語を用るの教授時間を廢止し、之に反して、佛蘭西語使用の市町村簡易學校に於ては、毎週五時間の獨逸語教授を課せしむ。千八百七十二年十二月々末ストラスブルグの市會は、此命令に對して首相比公に建議するに、全市町村簡易學校の各學級に獨逸語、佛蘭西語を並ひ授けられん事を以てせしも、比西馬克は千八百七十三年正月二十五日に至り、左に示す如きの理由を以て其要求を却下せり。

「一時に數國語を知らしむるは、國民教育の要務に非ず、且つ教育上

の着眼點より觀るも、二國語を合せ學はしめて、半知半解に了らしめんより一國語を完全に修得せしめ、隨意に談話記述するに至らしめんこと、國民教育に於て兒童を開發するに効果多く、理に於て正きものなりとす。佛蘭西と交通頻繁なる住民の各階級に對しては、別に高尚なる諸學校あるを以て、之に由り充分に佛蘭西語を知悉するの機會を有すへきなり。

是に於て、ストラスブルグの佛蘭西味方は、正月二十七日に至り、更に皇帝に歎願し、之に由て彼の教育法令及び之に伴へる「政治方針」は、教育の自由並に子弟を隨意に教授養成するの家族固有の權利を蹂躪するものなりとの理由に據り、正式に抗議を試みしも、是れ偶々彼等佛蘭西の味方及び其所謂佛蘭西の教育自由か、如何に此等に頓着せずして自國か曩きに獨逸語使用のエルサス人に臨みたるかを忘却せしものと評すへきなり。之に關して、高雅なるエルサスの詩人、法教師アドルフ・ストエベル氏が千八百七十二年、ミュールハウゼンに於て草したる「エル

アドルフ、
ストエベル、
の單なる問
題

「ヘンリク・グライム、エルゼス・ラウルクス、ロインゲン」
サス民衆の一問題なる文章は、深く人心を感動せしむるの名論なりとす。

「卿等試みに此獨逸語使用の多數人民間に起居し(ストエベル氏は千八百六十年に至る迄、法教師たり、爾後ミュールハウゼンの改良宗教局の長となれり)自ら奮て其地方の宗教、道德、及び精神上の教養に従事したるエルサスの杞憂者に代り一考せよ。彼は其の職務を行ふの裡、非常なる苦痛悲歎に陥るへし、何となれば、當局者は住民の可憐なる子弟をして、凡百の學舎に於て皆獨逸語を忘却せしむるを力め、且つ簡易學校の第二級迄は彼等の多くは、尙以上の學校に進み學ぶものなし、彼等の生來理解せざる佛蘭西語のみを以て教師の談話指導に服せざるを得ざればなり。是を以て彼等の愛戀する母國の言語は、最早殆んど之を讀み、之を書く能はず。然れども彼等に獨逸語を以て宗教上の教育を施さざるを得ず、是れ各佛蘭西味方の百方努力せるに拘らず、彼等子弟の佛蘭西語に由り學ひ得る所、淺薄に過

さるものあればなり。吾儕が若しエルサスに於て國民教育を強行し、我子弟の在學年限を延長するを得たらんには、其筋の人々始めて彼等に好意上よりして、兩國語を修得して、不足なからしむるを得ん。然れども此の如き有益なる要求は、望むべからざるを以て、兩國の一即ち此住民の母國々語が犠牲となりたり、而も他の國語は、之に由て格別の熟達を來たさざるの窮態を呈せり。

帝國領地の住民は、千八百七十二年十月一日以前に至り、獨逸教育令及び獨逸市町村の國民學校より佛蘭西語教授を廢除する旨を公布せし場合に於けるよりも、尙道理ある重大の激昂を來せり、是れ同日は彼等の丁年以上のもの、各自其佛蘭西人なるか、獨逸人なるかを決定すべき期日なるのみならず、更に獨逸政府がフランクフルト條約中に「選擇權(就去)を規定し、總てエルサス、ロートリンゲンに出生し、且つ移住するものにして、同日に於て佛蘭西國を擇ふ」と宣言せる者は、又此地方を退去すべしと規定せるを以てなり。尙彼等若し此地方に留住するなら

去就問題

ひには、獨逸政府は彼等を目して、各般の權利義務を有する獨逸帝國國民と認定すべきものとせり。是を以て元來の佛蘭西人なるか、或は其の生涯佛蘭西國民及び國家に其心身を寄せし人々に對しては、此十月一日は、實際其選擇に重大なる決心を要したりき、即ち此等の人々は、若し佛蘭西より解放されん事を希ふとせんか、彼等從來の密接なる關係を捨て、其蛇蝎視する獨逸國に歸せざるを得じ、若し之に反して佛國に從屬する事とせんか、其郷土より妻子を召致し、家屋、田園、親戚故舊を委棄し、且つ其常務とせし職業を廢して、滿目未知の光景の下、未知の人士と交り行き、漠然たる前途を辿らざるべからざるなり。獨逸の故郷家族を懷想する情緒の熾なるは、佛蘭西人として宣言しながら、帝國領地に依然滯留する者の極めて多數なるに由て、卜知するを得へし、即ち千八百七十二年十月一日に於て佛蘭西國を擇ひたる十六万四千六百三十三人の撰擇者中、實際此地方を退去せし者は、エルサス、ロートリンゲン生出の者三万八千人、佛蘭西より此地方に來住せし者一万二千人に過

きず、而して十万人以上、即ち撰擇者の三分の二以上は此地方に留住して獨逸國市民の義務を負担したり。此故に、此取捨撰擇の統計は、帝國領地住民を日耳曼化せしむるの希望に不利なりしに非ず、現に佛蘭西を擇ひし者は僅に總住民の十分の一を占めしに過ぎず、殊に實際轉住せしは唯三十分の一なりしのみ。加之、一旦轉住せし者にして再び歸來したる者甚た多し、其最著しきは、ロートリンゲン人にして、其佛蘭西を擇ひし者、二万九千五百六十七人中、實際轉住せし者、二万人なりしに拘はらず、其大多數は數週の後、獨逸の故郷に歸りし事とす、是れ佛蘭西が忠實なるエルサス、ロートリンゲン人に對し、非常に義侠なる言辭を致しながら、事實上、何等の扶助を與ふるなく、彼等佛蘭西に轉せし者は空しく自家の貯蓄せる資財を消費するに過ぎざるを看破せしを以てなり。

獨逸國は、自然の順序として、帝國領地に對し彼の一般の教育義務を公布せしと共に、既に千八百七十二年を以て、一般の國防義務を施行せ

徴兵

り、而して曩きに報せし如く、千八百七十一年の頃には、新領地人民が獨逸國旗の下に、徴發に應ずるを欲せざるの觀ありしも、之に反して爾後帝國領地の徴兵事務は、頗る好結果を奏したり。千八百七十二年、エルサスに於ける四萬七千の妻女が、比公に願書を呈して新兵募集を一年間猶豫せられん事を請ひしに當り、公は之を肯んせざりしと雖も、更に次の如き擔保を與へたり。

境遇新に變し、住民未だ其堵に安んずるの進あらざるべきを思ひ、出來得べき限り、萬事寛仁を以て處置すべきなり。然れども殊に説て曰く、余は觀破せり、獨逸國防義務法令の實施は、該法令發布時代に存在せし恐怖の、無根なりしを證明すべく、又一般壯丁が服従せる兵役義務は、エルサス、ロートリンゲンに於ても、亦極めて勇壯快心の業なりと認定すべきものなるを。

此の希望は、向後、年を追ふて漸次實行に向ひ、帝國領地に於ける壯丁は、獨逸軍隊に於て、彼等の兵役義務を盡すを樂しむに至れり。

獨裁政治の
延期

既に報道せし如く(第三章)千八百七十三年の年頭より、エルサス、ロートリンゲンに獨逸帝國憲法を施行し、次に此地方の立法は、帝國の立法權に屬すべき事を豫告せられ、其の茲に至る迄は、曾て報したる皇帝及び首相の「獨裁權」を有効なりと認定したり。政府が此の如く千八百七十一年に於て、帝國領地に、舊來の獨逸國市民の享有せる憲法上、凡百の權利を施與するに、二年間の猶豫を爲せしに過ぎざりしは、人をして其餘りに短期なるやを感せしむ。是を以て今や、撰擇權並に獨逸政府が帝國領地に施せし教育及び國防義務の獨逸的處置に對して、反抗せる越山派及び佛國味方の諸感情交々至れるに際し、政府は千八百七十二年に於ける帝國議會に向け、明細の理由書を以て、尙一年間即ち千八百七十四年正月一日迄、獨裁權の延期を請求せり。此議案は、帝國議會に於て僅かに中央黨、進歩黨、民權黨、及び社會民權黨の反對ありしのみにて、バムベルグ氏、バーデンのラマイ、及びログゲンバハの兩氏の如き、共に同案賛成の演説を爲し、遂に六月十三日七十八に對する

獨裁政治の
廢止

百六十五の大多數を以て可決する所となりぬ。

之に後る、凡そ一星霜、千八百七十三年五月十六日に至り、千八百七十二三年の初期に於ける、エルサス、ロートリンゲンの立法行政に關する政府の報告は、帝國議會に於ける越山派及び民權黨をして、比西馬克の「獨裁權」に對し、激烈なる攻撃を試るの新機會たらしめたり。殊にウ・ンドホルスト氏は、政府が、再ひ獨裁權を延期するの意ありとの虚妄なる風評を捕へ來り、進んで帝國領地に於ける獨逸行政に關し、愁訴を試みぬ。比西馬克は、彼に答ふるに、帝國議會にして、若し他に議定する所なくんば、エルサス、ロートリンゲンに於ける獨裁權は、固より、千八百七十四年正月元日を以て終結すべきを以てせり。彼尙論歩を進めて左の如く曰へり。

「余は帝國領地に起りたる一切の事件に對し、絶對的に責任を負ふものなり。是を以て、吾儕は、就中、此地方に於ける安全の擔保せられん事を念とせり、されは、今、演説者か、吾儕の此安全を維持する爲め合

法的手段を運用するを非難攻撃せらるゝあらば、是れ猶戰場に於て敵か我に向ひ、射撃するを要せずと叫ぶ如く、其歎聲何ぞ、それ無邪氣なる、……土地及び人民を占有せんと欲するに非ず、又二百年前我國に起りたる古代の不法を償はんとの正當なる感情に出てしにも非ず、唯我國をして、尙武的隣邦の一層廣大なる攻撃に對し、自衛すへき、萬止むを得ざる必要上、吾儕は、彼の如く、澤山なる土地及び城塞の讓與を請求したるなり、……吾儕は、決せり、吾儕と同しく、エルサスの人民をして、愁歎の聲を絶たしめん事を。諸君、或は、吾儕の運命を疑ふものあらん、然れども、諸君は、吾儕の獻身、吾儕の好意に安んじて可なり、帝國に於ける一切の反對者に、面を振らすして、拮抗し行かんとする吾儕の勇氣、吾儕の頑たる決心は、一步も動くものにあらず、諸君、請ふ、之を安せよ。

數週の後、エルサス、ロートリンゲンに於ける獨逸帝國憲法を、千八百七十四年正月元日より實行せしむるの法律案、帝國議會に現はれたり。

帝國領地内に於ける帝國憲法の適用

即ち是れに據れば、帝國領地に十五の帝國代議士を選出すべきものとせり。虚偽撰擇者(後に述べし)の撰擧權は(第六條に示せり)彼等か所屬官府の通告を明白に撤回する迄、停止さるゝものとす。尙ほ同法律案の第八條に規定する所は、左の如し。

又憲法實施後にして他に法律上の制規を爲さざる間は、皇帝たる者、帝國議會召集中ならざる限り、聯邦會議の同意を経て、其命令に法律同様の効力を附するを得。此等の命令は、憲法、又はエルサス、ロートリンゲンに施されたる帝國法律に反對し、且つ帝國議會の同意を要すべき事件に係るべきものを制定すべきにあらず。此等の命令は、皆な最近に召集さるべき帝國議會に提出し、其承認を経へべきなり。若し否決されたらんには、爾後其効力を失ふものとす。

エルサス、ロートリンゲンの行政長官ヘルツォーグ氏は、千八百七十三年六月十六日を以て、帝國議會に於ける討議の發端に際し、エルサス、ロ

トリンゲンの人民に、帝國議會議員の選舉權を賦與するの政府の決心を確證し、且つ毫も選舉の困難及び結果の如何を顧みざるものなるを明言せり、即ち左の一節を見よ。

「政府は、エルサス人を獨逸國の政治舞臺に、關與せしむる事を以て、彼等を最も迅速に、精神上我國に復歸せしむるの最良手段なりと思惟せり」。是故に行政長官ヘルツォーグ氏は、更に虚偽撰擇者即ち實際佛國所屬を願ひ之を届出てながら、帝國領地に滞在せる輩か、其通告を撤回する迄選舉權を停止するの規定を正當なりとし、謂て曰く、國民所屬の這般の異同は、獨逸帝國の最高なる政治上の名譽權を運用するに値するものならず。又獨逸帝國議會に於て、佛蘭西派を見るは、不當不利の至なり」と。

之に反し、プアルツ選出にしてストラスブルグの高等法院長たる國民自由派代議士ペテルゼン氏は、六月十七日の第二議會に際し、虚偽撰擇者の選舉權の制限を廢するの動議を提出せり。

彼曰く、是れ實に醜態、寧ろ警察向の所業と評すべきなり。此地方人民は其佛國を擇びし事を、官廳に撤回する如き、後悔的態度を採るべき理由を解する能はざる可し。然れども、彼等が、此困厄に屈從せざる間は、選舉權を失ふとせんか、彼等は、必死を期して抵抗を試るべし。之に反して、彼等若し獨逸帝國議會に關與するを得んには、彼等當に最善良明快に其獨逸帝國市民たるを承諾すべきなり。

此問題は、兩説交々火花を散らして争ひしが、ペテルゼン氏の動議は、無論、中央黨、進歩黨及び社會黨の賛成ありしに由り、大多數を以て通過し、帝國領地の虚偽撰擇者をして、選舉及び投票權を享有せしむるに至れり。

比公は、同法律案の第八條に、加へたる越山派の攻讐に對し、皇帝が聯邦會議の同意を結て、帝國議會召集中ならざる時、法律と同効力ある特別命令を公布するを得べき該條規定の正當なるを辯せり。此法案の理由は、臨機處分の必要上何等の疑義を容るべきにわらず、何んとなれ

ば、現に吾儕の目撃せる如く、佛蘭西に於けるチエアの内閣は、五月二十四日を以て、議會に多數を占めし王黨に顛覆せられ、彼等王黨は、最後のブルボン家を佛王の位に即かしめて獨逸占領軍を逐はんと欲し、其勢遂に彼等より奪はれたる二地方に向つて俄然佛國の復讐的感情、氾濫し來るの狀ありしを以てなり。然れども、ウヰンドホルスト氏は、此事變に對し、何等知悉し、若くは畏怖するなきの觀を裝ひ、第八條を目して、是れ唯獨裁權の繼續任意なる特許に機會を與ふるもののみ、須らく廢止すべしと叫び、之と同時に、越山派なるライヘンスベルグ(オルペ)氏及びウヰンドホルスト氏は、此地方の代議制並に此地方の憲法を施行せられん事を請求せり。比公は、此請求を峻拒し、六月十六日を以て、次の如く論したり。

「帝國議會をして同時にエルサス、ロートリンゲンの特別事務に關する地方議會たらしむるの處置は、唯暫時の通用に屬すへきのみ。エルサス、ロートリンゲン選出の代議士か、始めて帝國議會に出席し

て討議に關與するの時に及ばば、政府は既往の狀態より、議會と一致し行くに至らん事を望む。住民五十万の地方を代表せん爲め、繼續せる帝國議會を請求するには、帝國議會の時間餘り高價なるものあり。第八條に示せる政府に要する、獨裁權の繼續の特權を請求せしに就きては、ウヰンドホルスト氏の駁撃する所となりしと雖も、比公は此方策の裏面に大なる政治的魂膽あるものならずと辯明し、尙附言するに、政府の此特權は、唯既に經過せし事件として要求せらるへきもののみ、然れども帝國議會に帝國議會あるを知らながら、何故に當局者は這般の事を任意に處理せしやの非難を爲すの機會を與へざらしめん爲め、其信認を請求すべきものと確信せるを以てしぬ。向來、當局者は殊に注意して、帝國議會に認可され得へき事件を商量すへきなり。

六月十八日に至り、此法律は、越山派提出の勅諭排斥せられしと共に、大多數を以て採用せられ、遂に七月五日の帝國官報紙上に公布せられ

たり。當時エルサス、ロートリンゲンは、厚顔至極なる佛蘭西的越山派の教唆に刺激誘導せらるるの状況なりしに拘らず、尙且つ此地方を、彼か如く、帝國の古獨逸地方と、憲法上、同一地位の恩恵に浴せしめしは、實に帝國領地住民の「純獨逸」的精神に對して、滿腔の獨逸的信用を措きしに因れり。是れより先き、耶蘇會及ひ之に聯屬せる組合は、此地方に於て、總計寺院七百八十六、之に住するもの僧侶四千二百五十九人、比丘尼七百二十六人を有せしか、總て領外に放逐せしに及び、深く怨憤する所ありたり。然れども非越山派及び公平なる住民等は、此掃蕩を歡迎して愈々獨逸國と融合するの情を呈し、ユルマルの控訴院評定官(後年ストラスブルグに於ける州務次官)となれりたる代議士フオン・プットカメル氏か、既に千八百七十三年の帝國議會に示せし一佛蘭西方なるエルサス人の著書「我敵」(「Hos enemies」)の如きも、書中謂ふ所の敵は、「普魯西人」(「Prussians」)を指すに非ずして、實に耶蘇會を曰ふものなりき。然りと雖も、這般正理の聲も、越山派及び抗議派の煽動、殊にナンシー、及びサ

ンチエの僧正其獨逸帝國領地に於ける管區即ちシヤトーザリン、ザールブルグ等も、フランクフルト條約以後、獨逸に屬せりの職權に由て、壓倒せられしの觀あり。之に反してストラスブルグ及びメッツの兩僧正は、ベザンソン大僧正の下に於ける僧正會議に議席と投票權とを有せる大僧正管内の僧正たるのみ。彼等か帝國領地の住民に加へたる職權上の勢力は、佛蘭西的と越山的とを調和兼用せるものなりき、現にナンシーの僧正は、千八百七十三年八月三日を以て、其管内の各講壇即ち獨逸的ロートリンゲンに於ても亦より一牧師書狀を朗讀せしめたり、同書狀たる實に、各信徒を促してメッツ及びストラスブルグの再び佛蘭西に合併せん事を祈禱せしむるに在りき。此の如く獨逸國に狂奔せる悪行の張本人ナンシーの僧正は、ツァーベルンの地方裁判所に由り、三ヶ月の禁錮に處せられしも、惜哉遂に之を執行する能はざりき。比西馬克の外交的抗議あるに及び、佛蘭西政府は、少くも、其不承諾を彼に通知するに至れり。然れども、僧正の牧師書狀を朗讀したる帝國領地

の法教師は、親ら之に對し、處罰を蒙らざるを得じ。

此時に當り如何とも爲すべからざる所業、出來せり、即ち帝國領地の加特力教(舊教)住民は、其牧師ヒルツ及びチメルヒルツ高等牧師の指揮に従ひ、相率て、當時流行せる巡禮を佛蘭西の諸靈場ヒルツに試み、爲めに此等の靈場は、エルサス及びロートリンゲンの花にて飾れる旗幟の蔽ふ所と爲れり。加之千八百七十三年九月十日、ストラスブルグ及び、メッソの僧正は、親ら其神民ヒルツ(即信徒)を率て、佛國的ロートリンゲンに於けるシオン山に詣り、衆と共に祈りて曰く、希くは、將來、此山巔より、又佛國の界隈地を認るなく、速かに舊佛蘭西の廣大無邊を再現せしむるを得んと。當時、佛蘭西は夥しき怪異の現象を以て、惠まれしに由り、處女マリヤ(耶穌の母)かエルサス、ロートリンゲンに於ても、屢々美裝せる稚兒として現はれ、或は森林に於て、果實探索者の助手と爲り、時として、樹木に攀ち、以て自家固有の嗜好と才藝とを示現し、若くは、玻璃窓上に、十字架及び鮮血滴れる心臓を描寫し、偶々軍隊か、這般妄誕の所業を禁制するあれば、更に怪異の新工夫を回

怪異の現象

陰謀

らす如き、自ら驚くに足らざるへし。彼のストラスブルグに於ける越山の佛蘭西派の陰謀、發覺せしも、實に此時に際せり、其首謀は、僧正の副コルツ牧師長佛人ラプ氏なりとす。多望なる氏の率ひし此徒黨は、加特力教利益保存組合と稱し、一見全く危険の狀なきに似たれども、實は巴里の宗教団体と直接の氣脈を通し、其指揮と資本とを仰けり。其目的たる、此地方の總選舉に際し、エルサスの加特力教なる全住民をして、副牧師長ラプ氏の命令の下に、越山の佛蘭西流なる精神に據り、活潑に運動せしめ、又其間寸刻をも徒消せざらむ爲め、學校問題を研究せしむるに在りき。政府は黨員相互の往復書面中に於て、非常に誹謗せられしに由り、此證據物を差抑へしと同時に、三月十七日を以て、ラプ氏をして、二十四時間内に、エルサス、ロートリンゲンの境外に退去せしめたり。殆んど之と同時に、ストラスブルグには、グヅェロ侯の指揮下に立てる稱讃すべき巴里秘密同盟の支部あるを發見せり、此同盟の事業は、エルサスの小兒を、佛蘭西に於て教育せん爲め、其母親より奪ひ去るに在るものとす。

地方的愛國心

第十五章 帝國領地エルサスロートリンゲン(自千八百七十二年至七十八年)一聯邦國 七百八十二
此發見に伴ひ、エルサスロートリンゲンの解放を目的とする巴里締盟亦帝國領地に於て、明白となるに至れり。

此の如く、帝國領地に於て、無法なる煽動あるに拘らず、却て反對の潮流惹起されたるは、恠に慶賀の極と謂ふべきなり、即ち既に千八百七十一年の帝國議會に於て、比公は、此地方に精神上の回復即ち地方報効心故郷愛慕及ひ故郷自慢に就き、無上なる希望を屬する旨を演説せられき。此地方的愛國心は、彼の佛蘭西派及ひ越山派か此地方市町村の利益を直接に侵害すべき無用なる使喚、及ひ吹聴の過甚なるに激成されしものとす。現に當時ストラスブルグの市長たるラウト氏の如き、佛蘭西派に屬し、其忌憚する所なきや、曾て總督フォン・モエルレル氏を職務上訪問せしに際し、公然其エルサスに滞留するは、佛蘭西人の歸來を看守せんか爲めのみと言ひ放ちたり。獨逸政府は何爲そ此の如き確駭を當地方首府の行政に長たらしむるに忍びんや。是を以て、千八百七十三年四月七日に至り、ラウト氏罷免せられしに、ストラスブルグ市會が、

ストラスブルグの強硬政策

エルサス黨

三十三票中の二十八票を以て、此免職に抗議を試み、且つ彼等の同臭より選舉されざる市長を一切認可せざるへしと宣言せしに及ひ、市會も亦四月十四日に於て、二年間の停止に遇へり。今や政府は、其一會員に命じて、市長の空位を充たさしめんと爲せしも、其承諾の遅延せしに由り、獨逸警視總監バック氏、新に市長及び市會の權利義務を委托せられたり。市長の屬僚ゴグエル、フリーベル、及ひウアイエルの三氏は、ラウト氏の免職に對して試みたる抗議を撤回せざりしかば、彼等亦遂に四月十七日を以て免せられ、彼等の職權は、政府の顧問フォンライヒリン・メルグ氏に與へられたり。されば、此處置は、首府の自治を奪ふて獨逸政府吏員の手に歸せしむるに至りしものにして、他の市町村に於ても亦同様の事件の爲め同様の結果を生しぬ。此等の處置並に爾後六月二十一日に於て、エルサス、ロートリンゲンの各市町村に行はれたる郡會及び行政區會の選舉事件は、帝國領地に於ける地方的愛國心の實力的活動、及び新奇なるエルサス黨の形成に重大なる刺激を與へたり。

此新政黨の領袖は、一般の重望を負ひ、其生涯、曾て佛蘭西に對し、無二の忠勤を抽んで、至大の犠牲を供せし人士なりとす、即ちクライン氏、ベルグマン氏、ノルト氏、シュネーガンズ氏等是なり。加ふるに彼等の多くは、代議士として、ポルドーに催ふせし佛國^{オチナルフエルツムルンゲン}々民議會に列したりき。彼等は其意見及び運動の機關として、新に^{エルゼスセルヨルナール}「エルサス日報」を創立し、郡會及び行政區會の選舉期日切迫せしに由りて、人民一般に、選舉準備を警告せり。佛蘭西派及び越山派は、在巴里の^{エルゼスセルリガ}「エルサス」縮盟が、吹聴せる妄想を墨守し、現今の状態は、唯一場^の春夢のみ、エルサス、ロートリンゲンの復た佛蘭西と合併せらるゝは、頃刻の間に逼り來るべく、爾後住民の正當なる政治的理會並に利益上に、現今目撃せる如き處置及び公然たる干渉あるを許容せざるべしと思惟せり。是を以て、唯ストラスブルグの如き一大市のみに、非獨逸主義なる人物の選舉に由り、新状態に對する抗敵の議論熾なるに至るべきも、其他の地方、殊に田舎の選舉區に於けるエルサス、ロートリンゲン人は、此選舉に由り、住民が、獨逸政府の下

に立つを欲せざるの意思、皆無なるべきなり。之に關して、エルサス黨か選舉準備上、宣言せし所は左の如し。

「吾儕の選舉より遠ざからん事を吾儕に忠告する人若しくは、正直なる業務を捨て、無用なる言論に狂へる人士を選舉せよと吾儕に忠告する人は、誠實に我エルサス、ロートリンゲンを愛するの人に非ず、蓋し此輩の眼中、此地方に於る内部の平和及び物質的並に精神的利益の隆盛なる發達よりも、更に貴重なる目的を有せり。吾儕は我利益を重んぜん、吾儕は、我市民たるの義務を盡くさん、吾儕は、見識あり、熱誠あるエルサス、ロートリンゲン人として、吾儕の當に爲すべき所を果さん、吾儕は、和合一致を以て一生を終へん、吾儕は、善く自家の業務を處理するを知悉せる人士を選ばん、蓋し、自家業務を善く處理するの人は、又其同胞の幸福に對しても、必ず配慮すべきを知るべければなり。」

此の如き有道の論議に加ふるに、エルサス、ロートリンゲン政廳の靜

諡と注意とは、大に効果ありたり。現に政廳は、千八百七十三年六月二十一日及び二十二日に於て選舉を施行せしむ、其絶て干渉妨害の迹なき實に佛國管轄當時に見るべからざりし所とす。即ち政廳は此選舉に於ける反抗的政治運動に對し、自家も亦獨逸思想に於ける政治的選舉の目的を以て運動を試みざりしのみならず、人民に諭すに、此選舉の決して、一般政治上よりせず、郡及び行政區の最適切なる實事問題を討議するに在るを以てし、且つエルサス・ロートリンゲン住民が、其獨逸主義なると佛蘭西主義なるを問はず、善良の思想を以て、信實に此地方の安寧と要務とを注意するの人士を選舉したらんには、最完全に、彼等の利益を擔保さるべきを以てせり。

此領地住民の大多數は、エルサス黨及び政廳の有道なる忠言に従ひしに由り、選舉は適當なる實際的判斷を以て施行せられたり。即ち九十地方カレンに於て、其七十五は、始めより有効なる選舉を遂げ、選舉停止は、唯ミュールハウゼン及コルマルの如き、都市に起りしのみ、而して公然たる

抗敵の性質を佩びしものは、獨り前者(ミューセル)のみなりとす。大膽なる非獨逸的選舉を遂行せしは、僅にストラスブルグの一市なりき、同市は多數を以て、去る四月に罷免せられたる市長ラウト氏、及び其僚屬を選出したり。然れども、此多數に對し、同市の名望家に投票せられし少數は、頗る有力にして、其差僅少なりき。其他、都市以外に於る選舉區の全局は、殆んど佛蘭西煽動派の失敗に歸したり。之を要するに、大都會より遠かるに従ひ、選舉の施行は、愈、實着を加へ行きし觀あり。此結果たる、帝國領地に於ける越山派が、佛蘭西派と聯合し、僧侶が、非常に其勢力を選舉停止に加へたりしに比すれば、頗る高價なりしものとす。

七月二日、地方通信は、限りなきの歡喜を以て、前陳の結果を詳報し、附するに、正當なる稱讚を以てせり、其要旨、左の如し。

「帝國領地の政廳は、當に此選舉を歡迎すべきなり、是れ大早計に獨逸ドイツ魂或は獨逸親和思想の一勝利なりとして、謂ふに非ず、實に事實の根底上に領地の安寧及び利益を熱心に擔保せしむべき獨立なるエル

サス、ロートリンゲンの思想の確立せしものと看做せはなり、隨て、又、エルサス、ロートリンゲンの運命をして、漸次佛蘭西の危険なる政治的葛藤に混入せしめんとする佛蘭西派の煽動を斷然排斥するを得べし。

誓詞拒絕者

郡會及び行政區會は、八月十八日より開かれしと雖も、佛蘭西派か、偶々新活劇を計畫せし爲め、無事に結了する能はざりき。當時郡會及び行政區會(Conseils d'arrondissement et conseils généraux, e, Kreis- und Bezirksrath)は、皇帝に誓詞を呈すべしとの佛蘭西法令、尙エルサス、ロートリンゲンに行はれ居りしに由り、獨逸皇帝は、八月六日の布達を以て、當選者の忠實なる誓詞を徵せられたり。然るに此誓詞の拒絕は、端なく勅命を汚瀆するに至りぬ。即ち佛蘭西の味方たるストラスブルグのラウト氏、フベル氏、及びバヅアイエル氏は誓詞の奉呈を拒絕し、遂に九十四の行政區會員中、之に倣ふもの四十九人に及ひしに由り、下エルサスの行政區會は、僅に之を開設せしのみにて、忽ち閉鎖せられたり。然れども、這般の

佛人シユネー
|ガンス氏
を攻撃す

無用なる仕打か、思慮ある人民の同情を得る能はざりしは、現にストラスブルグに於てさへ、十月十二日の行政區會議員の改選に由てト知するを得たりき。即ち同市に於る佛蘭西抗議派ラウト氏及び其黨員の後任として、新エルサス黨、即ち「アクトニスム」のシユネーガンス氏及びノルト氏當選せり。其他、尙二十二郡會中、開會されしもの、十四なりしか、皆地方利益の應用を有効に處理したり。抗議派プロテスト及び巴里に於る教唆新聞の憤怒は、自今、痛く、彼等の惡戯を敗滅したるエルサス黨に向ひ、殊に其機關紙の主宰、シユネーガンス氏を攻撃しぬ。此勇敢なる人物は、彼の領地人民をして、佛蘭西に對する感謝に關して、一理會を興へしめん爲め、自家の經驗を曝露するを力め、八月廿五日の如き、用捨なく之を試みたり。彼は、千八百七十一年に至る迄、ストラスブルグに於る「ニゲル」の記者なりしか、爾後ボルドー國民大會の代議士と爲り、其全力を佛蘭西の國事に抛ち、千八百七十一年「ジュルナル」の主筆たらん爲め、自ら好て故郷より脱走せり、然れども、既に此地に於て、彼は、新教徒、自由論者、及び